

## 令和4年第1回せたな町議会定例会 第1号

令和4年3月2日（水曜日）

### ○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号から議案第11号、議案第25号、議案第26号、議案第33号及び議案第34号を一括上程
  - 〔令和4年度町政執行方針〕
  - 〔令和4年度教育行政執行方針〕
  - 〔令和4年度各会計予算案に関する提案説明〕
  - 〔予算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕
- 6 議案第12号 令和3年度せたな町一般会計補正予算（第10号）
- 7 議案第13号 令和3年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第14号 令和3年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第15号 令和3年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 10 議案第16号 令和3年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第17号 令和3年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第18号 令和3年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第19号 令和3年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第20号 令和3年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第21号 令和3年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 16 議案第22号 令和3年度せたな町病院事業会計補正予算（第3号）
- 17 議案第23号 せたな町犯罪被害者等支援条例について
- 18 議案第24号 せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第27号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 20 議案第28号 せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例について
- 21 議案第29号 せたな町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 22 議案第30号 せたな町ことぶきの家条例の一部を改正する条例について
- 23 議案第31号 せたな町平浜会館条例を廃止する条例について
- 24 議案第32号 せたな町大成野営場条例を廃止する条例について
- 25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 26 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 27 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 28 議案第35号 令和3年度せたな町一般会計補正予算（第11号）

29 発委第 1 号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例について

○出席議員（12名）

1 番 吉 田 実 君	2 番 梶 田 道 廣 君
3 番 本 多 浩 君	4 番 橋 本 一 夫 君
5 番 熊 野 主 税 君	6 番 道 高 勉 君
7 番 大 湯 圓 郷 君	8 番 横 山 一 康 君
9 番 石 原 広 務 君	10 番 平 澤 等 君
11 番 菅 原 義 幸 君	12 番 真 柄 克 紀 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会教育長	小 板 橋 司 君
農業委員会会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間 正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	佐 藤 英 美 君
財 政 課 長	佐 野 英 也 君
税 務 課 長	濱 登 幸 恵 君
町 民 児 童 課 長	濱 口 喜 秋 君
認 定 こ ど も 園 長	伊 藤 悦 子 君
保 健 福 祉 課 長	樋 口 靖 君
農 務 課 長	河 原 泰 平 君
水 産 林 務 課 長	八 木 忠 義 君
建 設 水 道 課 長	平 田 大 輔 君
会 計 管 理 者	高 橋 純 君
国保病院事務局長	西 村 晋 悟 君
総 務 課 長 補 佐	小 林 和 仁 君

まちづくり推進課長補佐	阪	井	世	紀	君
財政課長補佐	井	村	裕	行	君
税務課長補佐	奥	村	大	樹	君
町民児童課長補佐	中	川		讓	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
保健福祉課長補佐	藤	谷	知	昭	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課長補佐	吉	田	有	哉	君
建設水道課長補佐	金	澤	喜	嗣	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平	君
国保病院事務局次長	手	塚	清	人	君
総務課主幹	中	山	康	春	君
まちづくり推進課主幹	松	原	孝	樹	君
まちづくり推進課主幹	伊	藤	哲	史	君
まちづくり推進課主幹	竹	内	亜	希	子
税務課主幹	小	林	朱	央	君
町民児童課主幹	黒	澤	美	知	子
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
保健福祉課主幹	伊	瀬		亮	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農務課主幹	斉	藤		真	君
水産林務課主幹	藤	井	卓	也	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	桑	田	一	良	君
国保病院事務局主幹	三	浦	三	津	枝
国保病院事務局主幹	近	藤	智	博	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
地域生活係長	岡	島	讓	二	君
防災係長	又	村		智	君
財政係長	稲	船	洋	志	君
課税係長	竹	内	佑	輔	君
障がい福祉係長	平	田	慎	太	郎
保健推進係長	安	藤	麗	香	君
包括支援係長	大	久	保	麻	未
地域支援係長	金	澤	早	苗	君
地域支援係長	田	畑	貴	子	君

農	政	係	長	大	庭		啓	君
業	務	係	長	北	山	典	孝	君
建	築	係	長	高	橋	真	一	君
水	道	係	長	大	野	秀	幸	君
住	宅	係	長	吉	田	一	也	君

《瀬棚支所》

支	所		長	神	田		昌	君
養護老人ホーム三杉荘			所長	横	川		忍	君
次			長	増	田	和	彦	君
養護老人ホーム三杉荘			次長	平	賀	英	治	君
福	祉	係	長	稻	船	奈	穂	子

《大成支所》

支	所		長	杉	村		彰	君
次			長	佐々	木	正	人	君
主			幹	藤	谷		希	君
大成診療所			事務次長	斉	藤	哲	章	君
福	祉	係	長	河	野	葉	子	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	丹	羽		優	君
次			長	古	畑	英	規	君
次			長	杉	村	輝	明	君
主			幹	長	内	解	人	君
主			幹	尾	野	真	也	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	西	田	良	子	君
係			長	小	池	秀	樹	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書	記		長	原			進	君
書	記	次	長	小	林	和	仁	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	丹	羽	小	百合	君
次			長	上	野	朋	広	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事	務	局	長	丹	羽	小	百	合	君
次			長	上	野	朋	広		君
主	事		補	大	辻	省	吾		君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員12名で定足数に達しておりますので、令和4年第1回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において9番、石原広務議員、10番、平澤等議員を本日の会議録署名議員に指名をいたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日から3月17日までの16日間といたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から17日までの16日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） お許しをいただきましたので2件の行政報告をさせていただきます。

最初に、せたな町立国保病院大成診療所における女子更衣室内スマートフォン設置事案についてでございます。当事案については、1月7日、大成診療所内の女子更衣室の空きロッカー内にスマートフォンが設置されていたことについて、休日を挟んだ11日勤務終了後、小六所長から私に報

告があり、町としては事態を重く受け止め、翌12日午前、せたな警察署に事案の届け出をいたしました。1月17日、大成診療所事務長よりスマートフォンの設置は、自分が盗撮目的で行為に及んだことについて申し出がありましたことから、事の顛末について文書で早急に提出を求めたところ1月28日、始末書が提出されました。町は事実確認のため始末書の内容に基づき、本人と盗撮被害者から聞き取り調査を行い盗撮行為の事実確認ができたことから、前大成診療所事務長に対し、せたな町職員に係る懲戒処分の基準に則り、2月10日付けで停職4カ月の懲戒処分といたしました。前大成診療所事務長からは、処分日の同日付けで退職届が14日に提出されたことから、それを受理いたしました。

今後、二度とこのようなことが起こらないように職員の服務規程の厳守と職員教育の徹底に努めて参ります。

この度の件につきましては、大成診療所に通院している患者の皆様はじめ、町民皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことにつきまして心よりお詫び申し上げます。

大変、申し訳ございませんでした。

3ページの町長、副町長の動向報告につきましては、お手元のとおりとなっておりますので、省略をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号ないし議案第11号並びに議案第25号、議案第26号、議案第33号及び議案第34号

○議長（真柄克紀君） 日程第5、議案第1号令和4年度せたな町一般会計予算から議案第11号令和3年度せたな町病院事業会計予算までの11件と、議案第25号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第26号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第33号及び議案第34号指定管理者の指定についてまでの4件、合わせて15件を一括議題といたします。

最初に町長の町政執行方針について説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは令和4年第1回せたな町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信と基本的な施策の概要を申し上げます。

私は、昨年の町長選挙において無投票での再選という信任を受け、引き続きせたな町長として町政を担わせていただくこととなりました。これまでの4期16年の間、せたな町の発展と振興のため熱意を持って町政を担ってまいりました。これもひとえに町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力の賜物と心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、わが国の経済の状況は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長く続いていることから依然として厳しい状況であります。国ではコロナ下により、これまで進んでこなかったデジタル化が急速に進むなど、社会の変化の兆しが表れ、また2050年カーボンニュートラルの実現に向け、積極的な地球温暖化対策を通じて産業構造や社会構造の変革をもたらし、大きな成長に繋げていく

ことを喫緊の課題であるとしております。こうしたデジタル、クリーンエネルギーに加え、人工知能、量子、バイオ、宇宙などの先端技術やイノベーションに関わる投資、更には人への思い切った投資を行うことにより、生産性を引き上げていくことが成長と分配の好循環を実現する上で必要不可欠であるとしております。

新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見通せない状況下にあつて、本町においても新型コロナウイルスの影響による厳しい経済状況であります。新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、企業版ふるさと納税制度を活用した新たな財源の確保、2050年までにCO2の実質ゼロを目指すため、再生可能エネルギー推進への取組や感染症の影響を受けている地域経済の活性化、1次産業の基盤整備の推進などを行い、第2次新たな町まち・ひと・しごと創生総合戦略の下、輝かせた新時代未来につながる町づくりの実現を目指してまいります。

令和4年度新たな町予算については、町の予算編成方針や地方財政計画などを踏まえ予算編成にあたったところであります。

はじめに一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度比3.7%増の85億4,120万2,000円となっております。

歳出の主な事業は、新規事業が地域間幹線系統維持バス導入事業、児童福祉施設等エアコン設置事業、農業センターICT実証試験事業、町道照明改良事業などです。

継続事業は、町有施設解体事業、大成町民センター長寿命化改修事業、住宅リフォーム等助成事業、地域エネルギービジョン策定事業、町道橋長寿命化修繕事業などとなっております。

歳入では、全体の55.9%を占める地方交付税は、普通交付税が前年度比8.2%増の43億710万5,000円を、特別交付税は前年度比6.0%減の4億7,000万円をそれぞれ計上いたしました。

地方債は、適債事業19件と臨時財政対策債の合わせて20件で、前年度比14.9%減の7億1,100万円を計上いたしました。

次に、特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計など9特別会計の総額は、前年度比1.7%増の34億536万4,000円となったところであります。

病院事業会計は、収益的支出が12億3,241万9,000円、資本的支出は1,693万3,000円を計上いたしました。

以下、主な施策について申し上げます。

第1に、いつまでも健康に暮らせるまちの推進に努めます。

保健施策については、健診や訪問指導などの母子保健事業を通じ、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つことができるよう母子保健の推進に努めてまいります。各種がん検診及び特定健康診査については、多くの方に受診していただけるよう努め、健康相談や健康教育などを通じて、健康に関する正しい知識の普及と個々の生活習慣に合った保健指導を実践し積極的に健康づくりの推進に努めてまいります。

福祉施策については、地域福祉計画や高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画・成年後見制度利用促進基本計画を基本に、総合的な保健福祉、介護予防事業の展開を図り、高齢者の自立の



促進、安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。権利擁護については、令和3年度に設置したせたな町成年後見支援センターを中心に、判断能力が不十分な方の支援体制の構築に努めてまいります。

介護施策については、介護人材確保、育成支援事業及び介護従事者確保、定住対策事業において質の高い介護サービスの安定的な供給が図られるよう努めてまいります。

障がい福祉施策については、第4次障がい者計画・第6期障がい福祉計画に基づき、地域が必要とする給付や障がい福祉サービスを提供してまいります。また障がい者を雇用する町内事業者への支援と障がい者の就労と社会的自立の促進に努めてまいります。

次に子育て支援については、第2期せたな町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの健やかな成長のための事業展開を図ってまいります。小学校就学前児童の教育及び乳幼児保育への支援として、引き続き認定こども園や保育所を運営するとともに、留守家庭の放課後児童対策として学童保育所を継続して運営してまいります。また子育て支援センターによる育児相談や子育て情報の提供、保護者同士の交流を図りながら子育て家庭への支援に努めてまいります。なお園児等の健康管理及び保育環境の充実を図るため、認定こども園、保育所、学童保育所内にエアコンを設置いたします。

次に病院事業について申し上げます。

人口減少や少子高齢化が急速に進む中、地域医療を支える全国の自治体病院の多くは、医師不足や医療従事者の確保、経営の悪化など共通の課題を抱えております。またコロナ禍にあって受診を控えるなど医療需要の変化に伴い、一層厳しい経営状況となっております。加えて先が見通せない新型コロナウイルス感染症への対応が医療現場での大きな負担となっております。

本町においても国保病院並びに瀬棚、大成両診療所、瀬棚歯科診療所における医師、看護師など医療従事者の確保は慢性的な課題であります。国保病院では4月から常勤医1人が加わり4人体制で診療にあたるとともに、町内唯一の救急告示病院として引き続き救急医療体制を維持してまいります。更には出張医の応援を受け常勤医の負担軽減を図るとともに、専門外来診療を継続してまいります。瀬棚、大成両診療所及び瀬棚歯科診療所にあつては、地域の実情を踏まえ国保病院と連携し、持続可能な地域医療提供体制の確保に努めてまいります。また所長の退職により常勤医が不在となる大成診療所については、瀬棚診療所と同じく国保病院から医師を派遣し診療にあたっております。

新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き発熱外来を設置し、PCR検査や抗原定量検査を継続して実施するとともに新型コロナワクチン接種にも柔軟に対応してまいります。

国保病院の改築については、アフターコロナの状況を見極め、病院機能や規模などについて十分検討を重ね計画策定に向けた協議を慎重に進めてまいります。

令和2年度末で実施期間が終了している新せたな町立国保病院改革プランの後継プランの策定については、国が令和3年度末までに示すこととしている公立病院経営強化ガイドラインを踏まえて、適宜検討してまいります。

国保病院、診療所及び歯科診療所が連携し、地域住民の命と健康を守る上で重要な使命を担っている医療機関であることを自覚し、地域の皆様から信頼され、安心して受診していただけるよう全

職員が一丸となり、より良い医療サービスの提供に努めてまいります。

第2に、地域の魅力を産業の活力にかえるまちの推進に努めます。

新型コロナウイルスの影響により全国的に産業の冷え込みが続く中、本町においては国の事業の活用や産業団体との協働による生産体制の整備、産業後継者の育成、支援など行い、産業基盤の強化に努めてまいります。

はじめに農業施策について申し上げます。

農業の振興については、前年度に実施したアンケートを活用し、農業者並びに関係機関、専門機関と様々な課題についてともに協議を重ねながら、今後10年間の町内農業の方向性を定めた新しい農業振興ビジョンを策定いたします。またICT技術活用の一環としてドローンを導入し、農地の確認や生育調査だけでなく、有害鳥獣や被災地の確認など多岐にわたって業務の精度向上に向け活用いたします。近年、特に力を入れてきた新規就農などの担い手確保対策を進めながら、前年に引き続き本年度も酪農業に新規就農する青年就農者に対し、北海道農業次世代人材投資事業を活用し就農初期段階の支援を行い定着を図ってまいります。

農業センターについては、町内農産物の品質、収量の安定と向上を図るため、土壌分析診断事業による土づくりの推進やブロッコリーや潮トマトをはじめとする高収益作物等の栽培試験を引き続き行い技術支援を行ってまいります。更に担い手不足解消のための作業の効率化、産地間競争に対応できる作物の高品質化を目指し、センタービニールハウスにICT機器を設置しスマート農業の普及に向けた実証試験を実施いたします。

畜産については、近年の情勢により導入牛並びに飼料価格は依然高止まり傾向にあり、生産コストの増加が大きな課題となっています。このような状況から長期間供用できる健康な個体の育成を目的に町営牧場の利用促進を進め、また前年度からの草地畜産基盤整備事業を継続実施し自給飼料の確保を図ってまいります。

次に農業、農村整備事業について申し上げます。

水田用水の基幹施設である真駒内ダムについて、基幹水利施設管理事業及び水利施設整備事業により適正な管理並びに補修を実施し、長期に渡って安定的な用水供給ができるよう進めてまいります。更に道営事業により老朽化した西兜野排水機場の全面改修に向け設計を進めてきましたが、本年度から機械、電気設備を施工し、農業排水の効率化と防災対策の向上に努めてまいります。

次に林業施策について申し上げます。

一般民有林施策については、道単独事業の植林への支援策、豊かな森づくり推進事業を活用し伐採後の確実な造林に支援するとともに、引き続き除間伐、下刈及び低質材などの運搬経費補助等により森林所有者の負担軽減を図り、森林の有する多面的機能の維持、増進を図ってまいります。町有林については、主伐期の森林を計画的に伐採及び造林することにより、森林資源の循環利用を図ってまいります。また近年エゾシカの生息数の増加により農林産物などの被害が増加傾向にあることから、狩猟免許取得に対する助成や捕獲奨励金の継続支援を図るほか、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し有害鳥獣の捕獲及び人材育成に努め、関係機関と連携を密にし効果的な駆除に努めてまいります。

次に漁業施策について申し上げます。

前浜資源の確保を図るためウニ移殖放流事業並びに漁家経営安定化に向けた2期目のトラウトサーモン海面養殖試験事業については、町単独事業として継続実施するほか、新たにサケ稚魚海中飼育施設整備事業に支援するほか、檜山沿岸6町による広域連携事業として取り組むニシンやナマコの種苗放流やサケの資源増大対策事業についても支援してまいります。

水産種苗育成センターについては、アワビの中間育成やナマコの種苗生産、供給を行うことで前浜資源の維持と漁業者の経営安定に向けた支援に努めてまいります。

漁港、港湾については、関係機関との連携を図り瀬棚港修築事業はもとより、施設の詳細点検診断や岸壁防舷材の敷設替え、漁港については水産物供給基盤機能保全事業により、施設の適切な整備と維持管理に努めてまいります。また貴重な漁業資源であるサクラマスや秋サケの増殖を図るためには、河川環境の整備が重要であることから二級河川白別川、砂防堰堤の切り下げ着工を引き続き強く要望してまいります。

次に商工観光施策について申し上げます。

商工事業者の経営体質の改善を図るため、商工会に対する運営補助や中小企業経営安定資金融資事業による利子補給を継続実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、商工事業者の支援対策として制度資金への利子補給を行い事業継続を下支えしてまいります。また担い手不足が深刻化している商工業においては、引き続き地域おこし協力隊員の町内で起業に向けての活動の支援を行い、商工業の活性化に努めてまいります。

観光振興については、観光協会と引き続き連携を図りながら、各種観光の振興と地域の活性化に努めてまいります。またせたな3大イベントへの助成を行い、町のPR、特産品の開発や磨き上げ、販路の拡大などに取り組んでまいります。

温泉宿泊施設の温泉ホテルきたひやまについては、指定管理者制度により、お客様へのサービス向上やコスト削減を図り適正な運営に努め、ヒ素対策については、温泉排水用希釈水井戸の新設工事を行い対応してまいります。

再生可能エネルギーの推進については、檜山沖が既に一定の準備段階に進んでいる区域として整理されておりますので、檜山管内洋上風力事業推進協議会を中心に促進区域の指定に向け取り進めてまいります。また2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すため、せたな町地域エネルギービジョンを策定し、地域経済の活性化や新しい再生可能エネルギービジネスの創出などの事業の推進に努めるとともに、公用車の更新としてプラグインハイブリッド車を購入いたします。また民間事業者による再生可能エネルギーの導入促進については、引き続き可能な範囲で協力してまいります。

第3に、自然を守り、安全にすごせるまちの推進に努めます。

快適な日常生活を送る上で欠かせない上下水道事業について申し上げます。

水道事業については、これまで同様、各施設の適正な維持管理を図り安心、安全な水の確保、安定した水の供給、健全経営に努めてまいります。

熱源供給事業については、各施設の適切な維持管理を実施し安定した温泉の供給を図ってまいります。

下水道事業については、令和5年度からの各下水処理場更新に向け実施設計業務を実施するほか、下水処理施設などの適切な維持管理を実施してまいります。

漁業集落排水施設については、太櫓地区の排水処理施設の更新工事を実施し、安定した汚水処理に努めてまいります。また上下水道事業会計については、国が示した経営改革推進基本方針を踏まえ公営企業会計移行に向けた準備を行ってまいります。

環境衛生については、地域の良好な環境を保つため、ごみの不法投棄防止に努め、資源ごみ回収奨励金事業や小型家電リサイクル事業を引き続き実施するほか、北部松山衛生センター組合におけるごみの分別の徹底や資源化、減量化により循環型社会の形成と推進を図ってまいります。

また公共下水道や農業集落排水施設などが未整備の地域における生活排水対策については、合併浄化槽の普及促進を図るため設置費の補助を継続して実施してまいります。

次に消防、防災体制について申し上げます。

消防体制については、丹羽地区の北檜山消防団第二分団に配備されている消防ポンプ自動車を更新し、火災や災害時における体制強化を図ります。更に消防団員用被服を年次計画にて更新し、消防団員の活動時における安全の向上に努めてまいります。

防災行政無線デジタル化整備については、令和3年度で完了したことから避難情報や被災情報等を迅速、確実に町民の皆様へ伝達してまいります。

防災体制については、高齢者などの避難行動要支援者が安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、町と自主防災組織が協力し防災体制を構築する必要があることから、引き続き自主防災組織に対する支援を積極的に行い、自助、共助、公助の連携による地域防災力の向上に努めてまいります。

次に河川の整備について申し上げます。

一級河川後志利別川の内水被害対策を国に引き続き要請するほか、北海道管理河川の太櫓川、真駒内川、トンケ川の改修工事が引き続き実施の予定であり、これらの事業が早期完成となるよう今後も道に対して強く要請してまいります。このほか過去に内水被害をもたらした河川について、早急な対応を関係機関に引き続き強く要請してまいります。また町が管理する準用河川最内川、冷水川、普通河川学林沢川においては、緊急浚渫推進事業債を活用した浚渫工事を実施し適正な河川の維持に努めてまいります。

次に交通安全、防犯、消費者対策について申し上げます。

交通安全の推進については、町民一人一人の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故撲滅に向け関係機関や団体等と連携し、街頭啓発や交通安全教育などの取組を推進してまいります。

防犯対策については、引き続き公共施設に防犯カメラを設置し、事件事故等の早期解決や犯罪の抑止力を高めるとともに、地域や関係機関などと連携し子どもや高齢者の安全確保、巧妙化する特殊詐欺などの被害防止啓発に努め、安全で住みよいまちづくりを推進してまいります。また消費者対策については、年々複雑かつ多様化する消費者トラブルを未然に防止するため、今後も継続して消費者相談窓口の充実や消費者被害防止の啓発強化に努めるとともに、町民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう消費者行政の推進に取り組んでまいります。

町有施設の解体については、周辺環境に配慮し老朽化した旧平田内小学校校舎のほか、用途を終

えた施設や町営住宅などを解体することとしております。また適切な管理が行われず周辺環境に深刻な影響を及ぼす空家などの対策として、特定空家等に認定された空家の解体に対する助成を引き続き実施してまいります。

第4に、だれもが便利さを実感できるまちの推進に努めます。

快適な住環境の整備を図り定住を推し進めるほか、物流の促進、観光振興、高次医療機関への救急車両による搬送などを考慮し、広域的な幹線道路とのネットワークの構築に努めてまいります。

国道の整備については、地域経済の発展はもとより、まちづくりの推進に不可欠であるため、地域高規格道路、渡島半島横断道路及び国道229号の美谷防災などの整備促進、早期完成について関係機関に引き続き要請してまいります。

道道の整備については、北檜山大成線の狭隘箇所改良や越波対策の事業推進をはじめ、緊急時に2次及び3次医療圏への搬送道路となる八雲北檜山線の落石防止や雪崩対策などが早期に完成するよう関係機関に引き続き要請してまいります。

町道橋の整備については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき若生橋の補修工事を行ってまいります。

町道は町民に身近な道路であることから、本年度より車両通行の妨げとなる支障木の枝払などを年次計画により実施するほか、道路照明のLED化を推進するとともに、舗装の補修や排水整備、除草、除雪など適切な維持管理に努め、また町道花畑線の防雪柵整備については引き続き実施してまいります。

定住の基盤となる快適な住環境の整備については、町営住宅等長寿命化計画に基づき計画的な改修工事や住宅状況に応じた補修を実施しながら適正な維持管理に努めてまいります。また移住定住人口の確保などを目的とした移住定住促進住宅奨励事業や良質な賃貸住宅の供給を促進するための賃貸住宅整備促進支援事業を継続して実施するほか、経済対策として住宅リフォーム等助成事業を継続して実施し地域経済の活性化を図ってまいります。

移住対策については、今金町との2町連携による半島振興広域連携促進事業で、地域の特性を生かした移住体験事業を継続して実施いたします。

地域公共交通については、老朽化している瀬棚線のバス車両の更新に係る費用の一部を負担し、バス利用者の安心、安全な移動手段を確保し路線の維持に努めてまいります。またせたな町地域公共交通網形成計画を評価し、新たな地域公共交通計画の策定に向けた取組を進め、持続可能な公共交通体系の構築を目指します。更には大成区から北檜山ターミナルまで運行している久遠線のデマンドバス本格運行に向けた協議や試験運行を実施し、利用者ニーズや課題等を探り、引き続き効率的かつ利用者の利便性を高める公共交通の形成に向けて取り組んでまいります。

第5に、学びやスポーツが楽しめるまちの推進に努めます。

子どもたちは、せたな町の未来をつくる力であり次世代へ繋げる希望であります。

次代を担う子どもたちが、社会の変化に柔軟に対応しながら豊かな人間性を持ち、たくましく自立した社会人に成長するためには、自然や歴史、文化など本町が有する豊かな教育資源を生かし、学校、家庭、地域、行政が一体となった学力向上、資質能力の育成の総合的推進が必要であります。そのため教育委員会との連携の下、基礎学力の定着をはじめ、ICT機器を活用した教育や体力向上に向けた取組、更には道徳教育、外国語教育など子どもたちが夢と希望を抱きながら学ぶ楽しさ

を感じ、自ら学ぶ意欲が育まれるよう支援してまいります。また地域全体が潤いと活力に満ち、豊かな人間性と文化を育むまちづくりを目指し、町民一人一人が自己の充実や心身の健康と潤いのある生活が送れるよう主体的に学び続けることができる環境づくりを進めてまいります。

第6に、みんなの創意工夫が光るまちの推進に努めます。

町民主体によるまちづくりを推進するため、せたな町地域活動等推進事業を継続して実施し、コミュニティ活動の活性化を図り町内会活動を支援してまいります。

出会いや結婚を望んでいる町内の独身の方に、新たな出会いと交流の場を提供する出会いの広場を継続して開催し、地元に住み続けたい意欲の高揚と地域の活性化を図ってまいります。

広域連携事業では、2次医療圏域である北渡島檜山4町エリア内の資源を活用し、地域活性化を図り、4町の連携促進と域内ネットワークの構築を図ってまいります。また令和元年度に友好都市交流協定を結んだ愛知県豊山町とは産品交流事業、新型コロナウイルスの影響を鑑み中学生等のオンラインでの交流事業により交流を図ってまいります。

以上、令和4年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げ、せたな町の更なる発展のため、町民の皆様、町議会の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） ここでこの時計で55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

次に教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長。

○教育長（小板橋司君） それでは令和4年第1回定例会の開催にあたり教育行政執行方針を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えない中ではありますが、Society 5.0の到来、グローバル化の進展、SDGsを原動力とした地方創生など、新しい未来への扉はすでに開かれています。未来に生きる子どもたちが、笑顔で暮らせる持続可能なまちづくりを実現するためには、質の高い教育を提供することが重要であり、子どもも大人も学びをとおして、生涯にわたり自分を輝かせることができる教育環境を一層充実させることが不可欠と考えております。

こうしたなかで、子どもたちの教育は新型コロナウイルス感染症対策を講じた学校における新しい様式を実践しながら誰もが安心できる教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが重要となってまいります。また社会教育では健康で心豊かな生活を生涯にわたって送ることができるよう新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら、さまざまな学習機会を提供し、その成果や経験が地域に還元され循環が形成されることにより、町の持続的な発展をけん引する多様な力となることが期待されております。

ふるさとの未来を創る、せたなを愛し、潤いと活力ある人間性豊かな人を育むために本町の環境

を生かし、地域社会の連携による各種教育施策の推進に取り組んでまいります。

それでは主な方針について申し上げます。

はじめに学校教育についてであります。

各小中学校においては、学習指導要領に示されております生きる力を育むという基本的な考えのもと、確かな学力、豊かな心、健やかな体の三要素がバランス良くとれた子どもの健全育成に取り組むとともに、各学校では児童生徒や地域の実態に応じた教育重点目標を掲げ、その達成に向けて努めてまいります。とりわけ知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力の育成、学びに向かう力、人間性の涵養の資質、能力の育成を目指し、子どもたちの学びを主体的、対話的で深い学びへと改善することは、学校教育の喫緊の課題となっているところであります。

また新型コロナウイルス感染症への対応が続くなか、安全、安心な教育を推進するため1人1台端末によるオンラインを活用した学習の充実などを図り、いかなる状況においても継続した学びを保障できるよう取り組んでまいります。

1点目は、地域の中の学校としての役割を發揮し信頼される学校経営についてであります。

子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境が急激に変化するなか、複雑化、困難化している教育課題を解決していくためには、地域全体で子どもたちを見守り、互いに信頼関係を保ちながら育てていくことが大切であります。そのため子どもたちの学びの中心となる学校、子育ての基盤となる家庭、人間性や社会性を身に付ける場となる地域が互いに連携を図るとともに、コミュニティ・スクールなどの外部の声を学校運営に積極的に反映し、地域と協働して子どもたちを育む地域に開かれた学校づくりが推進されるように支援してまいります。また小学校、中学校の連携についても継続して進めてまいります。

教職員の健康保持増進のための働き方改革推進により、文部科学省においても令和5年度以降、部活動における地域の人材等を活かした段階的な地域移行が検討されていることから、当町においても地域の実態を鑑みながら検討してまいります。

2点目は、ふるさとを愛し、生きる力を育む教育課程についてであります。

小中学校においては、学習指導要領に基づき確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育課程をバランスよく編成するとともに、ICT教育、学力、体力向上に向けた取り組み、本町が有する豊かな自然、歴史、文化を学ぶふるさと教育や職場体験などを通して自分の生き方や進路について考えるキャリア教育を推進してまいります。また外国語活動の充実に努めるとともに、子どもたちが世界や地域社会に目を向け、向き合い、関わりあいながらこれからのよりよい社会を創り出す社会に開かれた教育課程の実現を目指してまいります。

3点目は、学習指導についてであります。

確かな学力の向上とこれからの時代に求められる資質、能力の育成については、児童生徒一人一人の確かな学力を向上させ、将来にわたり学びあう力を定着させると同時に、これからの時代に求められる資質、能力の育成を図るために、GIGAスクール構想により各学校に整備した1人1台端末を活用し、昨年度に引き続き学習者用デジタル教科書実証事業にも参加するなど、子どもたちが学ぶことに興味を持ち、楽しさを感じながら基礎学力を確実に身につけるための学習環境の整備に努めるとともに、家庭学習を含めた望ましい生活習慣の定着と授業改善を学力向上の両輪とし、

学校、家庭、地域が一体となり取り組みを推進してまいります。

小学校においては、プログラミング教材を含むICT機器を活用したプログラミング教育を引き続き実施し、論理的思考力や創造性、問題解決能力の育成に取り組んでまいります。

北檜山小学校においては、令和2年度から実施し最終年となる今金小学校と連携した授業改善推進チーム活用事業の成果をもとに各学校の授業改善に取り組んでまいります。

外国語教育については、児童生徒の英語力のより一層の充実と向上を図るため外国語指導助手や英語指導助手を全ての小中学校に派遣してまいります。

4点目は、総合的な学習の時間についてであります。

総合的な学習の時間においては、身近な自然環境や地域の特色を生かしたふるさと教育、地域人材を活用した体験活動、外国語指導助手とのふれあいを通じた異文化交流等を推進してまいります。また国内外において2050年までにカーボンニュートラルを目指す動きが高まっていることから、町内にある風力発電施設を積極的に活用した学習の場を提供してまいります。

5点目は、道徳教育についてであります。

北海道版道徳教材きたものがたりを道徳の授業に活用し、旧瀬棚町で開業し地域に貢献した荻野吟子女史の信念を貫いた力強く魅力的な生き方を学ぶとともに、命を大切にする心や思いやりの心など豊かな心を育むための道徳教育の充実を努めてまいります。また考え、議論する道徳に向けて、道徳教育推進教師を中心に学校全体として授業改善と充実を努めるとともに、参観日等での道徳の授業公開をしてまいります。

6点目は、生徒指導についてであります。

生徒指導については、管理職のリーダーシップのもと全教職員による生徒指導體制と組織的な対応を図るとともに、保護者や関係機関と連携を密にした取り組みを進めてまいります。

いじめや不登校などへの取り組みについては、定期的なアンケート調査、教育相談、家庭訪問などを実施し実態把握に努めるとともに、児童生徒に関わる現状や問題点などを真摯に捉えて、小中学校、保護者や関係機関等と連携のもとに迅速な対応に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見につながるような行為は、不適切でありあってはならないことです。新型コロナウイルス感染症への罹患は誰にでも生じうるものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する差別的な取扱いや誹謗中傷は、体調不良等の受診の遅れや検査回避などにもつながり、結果として感染防止策に支障を生じかねないことから各学校においても新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行い、このような差別や偏見が生じないように十分配慮してまいります。またスクールアドバイザーを学校等に派遣し、不登校等の課題を抱える児童生徒や、その保護者及び教職員に対する心のケア、指導、助言等の支援を引き続き行ってまいります。

スマートフォンの所持率が増加しており、家庭等におけるインターネット環境も普及していることから、ネットトラブル等について関係機関との連携強化に努め、危険性について子どもたちに指導するとともに、教育委員会が示したスマートフォンやゲーム機等の使用に関する基本的なルールを基に、家庭でのルールづくりを進めるなど保護者への啓発に努めてまいります。

7点目は健康、安全教育についてであります。



学校においては、運動の楽しさや喜びを実感させ、積極的に運動に取り組む意欲や態度を育てる取り組みが進められておりますが、今後は、実生活に即した肥満防止、体力増強や食物アレルギー対応に係る適正な管理が図られるよう努めてまいります。

食育については、学校での給食指導、学校栄養教諭による食に関する指導や家庭への啓蒙、連携などを通して食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、全ての食材をせたな産で賄う給食の日を設定し、積極的に地場産物を利用した給食の提供をするなど、食への感謝の気持ちを醸成する指導の充実に努めてまいります。

安全教育については、不審者、交通事故などから児童生徒が主体的に安全な行動をとることができるよう警察などと連携を図り、交通安全教室など各種教室を開催し危機対応能力などを身につける安全指導の充実に努めてまいります。また防災教育として関係機関と連携した一日防災学校を充実させ児童生徒の防災意識の向上を図ってまいります。

8点目は、特別支援教育の充実についてであります。

特別な支援を必要とする児童生徒への特別支援教育はとても重要なものであり、保育所、認定こども園、小中高等学校、せたな町教育支援委員会やせたな町特別支援教育連携協議会などの関係機関との連携のもとに、児童生徒の適切な支援、指導に取り組んでまいります。また特別支援教育支援員、学習支援員を配置するなど、それぞれの発達段階に応じた指導に取り組んでまいります。

9点目は幼児教育についてであります。

幼児教育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培うための重要な時期であります。

認定こども園や保育所と連携し、園児一人一人の発達段階や特性を踏まえ、自発的な遊びや豊かな体験を積み重ねていく中で、健康な体や自立心、協調性、人と関わる力が身につくよう教育活動を支援してまいります。また認定こども園や保育所から小学校への学びの連続性を維持するため、小学校体験入学や交流学习をスタートカリキュラムとして年間指導計画に位置づけるなど、幼児教育の充実に努めてまいります。

10点目は、教職員の資質向上についてであります。

教職員一人一人の資質能力を高める指導を充実させ、教育公務員としての誇りと生きがいを持つ教員を養成するため、町教育研究会等の活動の充実や各種研修会への積極的な参加を促進してまいります。また教職員が不祥事によって地域社会からの尊敬、信頼を失うことのないよう教育公務員としての自覚を促すとともに、体罰や交通違反等の不祥事防止、法令遵守による服務規律の徹底を図ってまいります。

11点目は、教育環境の整備についてであります。

令和4年度は改修工事として、北檜山小学校遊具更新工事及び瀬棚中学校体育館外壁等改修工事を、また備品購入として学校給食センターおかず調理ライン機材購入事業等を予定しております。このほか緊急性や重要性を考慮しながら安全な教育施設の維持管理に努めてまいります。

また中学校における修学旅行の保護者負担軽減のため、利用する貸切バスの全額を支援する修学旅行貸切バス支援補助事業につきましても継続して実施してまいります。

次に、社会教育についてであります。

社会教育の推進にあたっては、生涯を通して一人一人が自ら学ぶことができる学習機会の提供と

学習環境の整備に努めてまいります。

1点目の乳幼児教育についてであります。

核家族化や少子化が進行するなか、安心して子育てができる環境を整えるため、ボランティア団体等と連携し、ブックスタート事業、絵本の読み聞かせなど、親子のふれあい事業を実施してまいります。またボランティアの育成や研修を充実させ体制の整備に努めてまいります。

2点目の青少年教育についてであります。

子どもたちがさまざまな体験を通じて、連帯感、協調性、社会適応力を身に付けることを目的に自然体験事業やふるさと学習を実施するほか、地域人材と協力した学校運営についても支援してまいります。

3点目の成人教育についてであります。

成人期は、社会人として家庭や地域、職場などで中心的な役割と責任を担う時期であります。多様なニーズに対応した学習機会の提供や気軽に参加できる体験講座を開催してまいります。なお成人式の開催については、4月の民法改正で成人年齢が引き下げされますが、せたな町では名称を変更し対象年齢を従来どおり20歳として開催してまいります。また家庭の教育力を充実させるため、家庭教育に関する支援やボランティアの育成を進めてまいります。

4点目の高齢者教育についてであります。

高齢者が健康で元気に生きがいを持って生活ができるよう高齢者大学を中心として、多様な学習機会の提供や異世代交流事業並びに学習活動の支援充実を努めてまいります。

5点目の読書活動の推進についてであります。

最終年度となるせたな町子どもの読書推進計画は、新たに令和5年度から9年度までの5カ年計画を策定し、幼児期からの読書活動の推進を図るとともに、各学校に学校図書室支援員を派遣し学校図書室の環境を充実させ読書習慣の推進に努めてまいります。また各図書施設につきましては、蔵書資料の充実、読書活動の推進を図り、町民に親しまれる図書施設としてより良い運営に努めてまいります。

6点目の芸術、文化についてであります。

町民が心豊かに、より創造的で文化的な生活が営めるよう文化講演会、芸術鑑賞機会の提供に努めてまいります。また町民の日常的な文化活動を促進するため、文化団体やサークルなどと連携した文化祭開催のほか、芸術鑑賞事業実行委員会や郷土芸能団体等への支援を行うとともに誰もが気軽に参加できる環境づくりに努めてまいります。

本町の貴重な文化財や郷土資料については、学芸員による適正な保護、保存に努めるとともに、定期的な展示会や資料を活用した各種事業を開催し文化財の公開と情報発信に努めてまいります。

7点目のスポーツの推進についてであります。

健康づくりを目的にした包括連携事業を活用するなど、町民一人一人がそれぞれのライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、だれでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進に努めてまいります。子どもたちの運動能力の基礎を培うため、スポーツの楽しさを実感できる各種スポーツ教室や北海道のプロチームやプロ選手によるスポーツアカデミー事業を実施し、体力、技術の向上を図ってまいります。

町民プールについては、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした各種水泳教室や水中歩行講座を実施するなど、プール施設の利用拡大に向けた事業を進めてまいります。

海洋スポーツについては、B&G海洋クラブや指導者会と連携し海洋スポーツの普及に努めるとともに、水に賢い子どもを育む年間型活動プログラムを実施し、地域の身近な教育資源を活用したふるさと学習の推進や小学生を対象とした着衣泳の実施など水辺の安全に関する学習機会の提供に努めてまいります。

8点目は社会教育、社会体育施設の整備についてであります。

令和4年度はB&G海洋センター艇庫船乗り場改修工事を予定しております。

施設の管理運営に関しましては、町民の生涯学習、生涯スポーツの重要な活動拠点として、緊急性や重要性を考慮しながら適切な維持管理に努めてまいります。

以上、令和4年度の教育行政執行にあたって基本方針について申し上げます。

変化の激しい社会の中で、せたな町の子どもたちが互いに助け合いながらたくましく成長し、令和の時代に立ち向かうことができるよう、学校、家庭、地域との連携を十分に図りながら学びやスポーツが楽しめるまち基本目標に教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに関係各位のご理解と一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（真柄克紀君） 次に議案第1号から議案第11号まで並びに議案第25号、議案第26号、議案第33号及び議案第34号の15件の議案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案理由を申し上げます。上程をいたしました議案第1号から議案第11号までの11件につきまして予算概要を一括して説明を申し上げます。なお配付してございます令和4年度せたな町各会計予算、それから附属資料といたしまして令和4年度せたな町各会計予算（案）概要説明資料をご参照いただければというふうに思います。

まず議案第1号令和4年度せたな町一般会計予算の総額は85億4,120万2,000円でございます。

歳出予算に計上した主なものを申し上げます。1款議会費では、議員報酬、議員期末手当、政務活動費交付金などについて計上をいたしました。

2款総務費では、ふるさと応援寄附金返礼品、町有施設解体工事、大成町民センター長寿命化改修工事、デマンドバス運行事業費補助金、住宅リフォーム等助成金などにかかる経費について計上いたしました。

3款民生費では、社会福祉協議会運営事業補助金、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などへの繰出金、障害福祉サービス等給付費、老人ホーム運営費などにつきまして計上をいたしました。

4款衛生費では、各種検診にかかる経費やインフルエンザワクチンなど予防接種にかかる経費、病院事業会計や簡易水道事業特別会計などへの繰出金、北部松山衛生センター組合負担金などについて計上いたしました。

5款労働費では、渡島檜山北部通年雇用促進支援事業などの雇用対策経費について計上をいたし

ました。

6款農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金や草地畜産基盤整備事業費負担金、真駒内ダム設備改修工事、西兜野排水機場改修事業負担金、豊かな森づくり推進事業補助金、トラウトサーモン海面養殖試験事業補助金などについて計上をいたしました。

7款商工費では、商工会及び観光協会への補助金、各観光施設等の維持管理経費、温泉ホテルきたひやまの指定管理料、新設井戸導水管敷設工事などに係る経費などについて計上いたしました。

8款土木費では、源泉施設点検整備などの熱源供給施設管理費、町道等除排雪業務などの道路維持費、町道橋長寿命化修繕事業などの地方道改修事業費、普通河川、準用河川維持浚渫事業、公共下水道事業特別会計への繰出金などについて計上をいたしました。

9款消防費では、檜山広域行政組合消防費負担金のほか、防災行政無線保守管理業務、防潮水門管理費などについて計上をいたしました。

10款教育費では、スクールバス運行業務など学校管理に係る経費、瀬棚中学校体育館外壁等改修工事など学校施設整備にかかる経費、社会教育及び保健体育にかかる経費などにつきまして計上をいたしました。

11款公債費では、長期債元金及び利子など償還金につきまして計上をいたしました。

12款職員給与費では、特別職3人、一般職137人の給料、諸手当など職員給与費にかかる経費、会計年度任用職員にかかる給与費などについて計上をいたしました。

一方、歳入でございますが、自主財源の町税や地方譲与税などのほか、地方交付税では、国の財政計画に基づき普通交付税、特別交付税合わせまして47億7,710万5,000円を見込み計上をいたしました。

町債につきましては、臨時財政対策債など20件の借入れを計上いたしまして収支の均衡を図ったところでございます。

次に議案第2号でございます。令和4年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の総額は12億6,522万5,000円で、保険給付費や国民健康保険事業費納付金などの経費を計上してございます。

議案第3号令和4年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億7,068万7,000円で、後期高齢者医療広域連合納付金などの経費を計上してございます。

議案第4号令和4年度せたな町介護保険事業特別会計予算の総額は10億8,995万8,000円で、保険給付費や地域支援事業などの経費を計上してございます。

議案第5号令和4年度せたな町介護サービス事業特別会計予算の総額は6,998万9,000円で、デイサービスセンター事業費や介護予防支援事業などの経費を計上してございます。

議案第6号令和4年度せたな町簡易水道事業特別会計予算の総額は3億2,563万4,000円で、水道施設の維持管理経費や水道施設整備事業などの経費を計上してございます。

次に議案第7号令和4年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算の総額は1,569万7,000円で、営農用水道等施設の維持管理経費や施設改良経費などを計上してございます。

議案第8号令和4年度せたな町公共下水道事業特別会計予算の総額は3億8,509万2,000円で、下水道施設の維持管理経費や北檜山下水処理場ほか、改築更新実施設計業務などの経費を

計上してございます。

議案第9号令和4年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算の総額は3,678万6,000円で、施設の維持管理経費や太櫓地区排水処理施設更新工事などを計上してございます。

議案第10号令和4年度せたな町風力発電事業特別会計予算の総額は4,629万6,000円で、風力発電施設の維持管理経費などを計上してございます。

次に議案第11号令和4年度せたな町病院事業会計予算の総額は、収益的収入及び支出ともに12億3,241万9,000円、資本的収支の収入は839万7,000円、支出につきましては1,693万3,000円を計上したものでございます。

次に議案その2の9ページでございます。議案第25号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、せたな町長等の期末手当を改正するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

同じく13ページでございます。議案第26号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これも人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、せたな町職員の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に45ページでございます。議案第33号指定管理者の指定についてでございます。瀬棚高齢者グループホームあさなぎの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定するものでございます。

次に47ページでございます。議案第34号これも指定管理者の指定についてでございます。せたな町営牧場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定するものでございます。

以上、各会計議案11議案、一般議案4議案につきまして一括して提案理由を申し上げました。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） お諮りいたします。

ただ今議題となっております15件の予算関連議案については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査にしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって議案第1号から議案第11号まで並びに議案第25号、議案第26号、議案第33号及び議案第34号の予算関連議案は議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

直ちに予算審査特別委員会を設置いたします。

これに、ただ今議題としている15件の予算関連議案を付託し、休会中の継続審査といたします。

ここで予算審査特別委員会は、別室におきまして正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時34分

再開 午前 11時54分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

これから諸般の報告をいたします。

予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に榊田道廣議員、副委員長に道高勉議員、以上のとおり互選された旨報告がございました。

これで諸般の報告を終わります。

ただいまより1時まで昼食休憩といたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

これより議案審議に入ります。

#### ◎日程第6 議案第12号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第12号令和3年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2億2,155万5,000円を追加し、補正後の予算総額を92億751万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、各種事務事業の執行による予算精査のほか、減債基金、生活交通確保対策基金、公共施設整備基金への積立金や新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費など行政執行上、当面必要とする経費についてお願いをするものでございます。なお予算に合わせまして、繰越明許費の設定6件、地方債の変更3件をそれぞれお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは内容についてご説明いたします。

議案その1の6ページ、第2表繰越明許費の設定6件でございます。年度内に事業完了が見込めないことから翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業につきましては、町民へのワクチン接種、主に追加接種及び5歳から11歳のワクチン接

種を実施するもので、繰越額は1,792万2,000円でございます。

次に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（追加接種分）につきましては、町民への追加接種及び5歳から11歳へのワクチン接種を円滑に実施するための経費で繰越額は819万円でございます。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響に苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から高校生までの子供がいる世帯に対し臨時特別給付金を支給するものであり、支給対象者が令和4年3月31日までに生まれた新生児の父母等も対象とするもので、繰越額は50万1,000円でございます。

次に、非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民の生活、雇用を守り様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援ができるように、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円の現金給付するものでありますが、本給付金の支給決定が令和4年12月31日までとなっているもので、繰越額は3,217万6,000円でございます。

次に、住民基本台帳システム改修事業につきましては、国の補正予算で実施する事業でありまして、デジタル社会の形成を図るため、地方公共団体の情報システムの整備に係る住民基本台帳システム改修をするもので、繰越額は273万3,000円でございます。

次に、瀬棚港修築事業につきましては、国直轄港湾整備に係る負担金事業で、国の補正予算で実施するもので、繰越額は750万円でございます。

次に7ページでございます。第3表地方債の変更3件でございます。西兜野排水機場改修事業など3事業について事業費の精査による限度額の減額でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

それでは別冊の補足資料により説明いたします。すでにお目通しをいただいているものと思いますので説明は簡潔にさせていただきますと思います。

歳出から説明いたします。補足資料の4ページでございます。議案その1では22ページから58ページまでとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では955万6,000円の減額でございます。11節役務費手数料181万8,000円の減は、寄附件数の減に伴うふるさと応援寄附金手数料167万3,000円の減と、精査によるごみ処理手数料14万5,000円の減となっております。13節使用料及び賃借料の63万4,000円の追加は、システム増設による窓口ネットワークシステム使用料の追加でございます。17節備品購入費の412万5,000円の減は、行政情報ネットワーク用パソコン購入の入札執行残の精査によるものでございます。5目財産管理費では、10節需用費、修繕料として旧北檜山総合福祉センター車庫のシャッター修繕として51万2,000円を追加するものでございます。6目基金管理費では2億9,707万円の追加をお願いするものでございます。24節積立金では、ふるさと応援寄附金及び基金運用収入の精査により各基金をそれぞれ補正するものでございます。減債基金積立金4,674万9,000円の追加につきましては、普通交付税の再算定により令和3年度発行予定の臨時財政対策債を償還するための基金積立財源として交付される臨時財政対策債償還基金費4,676万9,000円を減債基金に積立てし、今年度の償還に充てるためのものでございます。また基金が減少して

いる生活交通確保対策基金に5,000万円、公共施設整備基金に2億円の積立てをお願いするものでございます。7目企画費1,339万7,000円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金では、事業申請が見込まれないことから賃貸住宅整備促進支援事業補助金1,000万円の減、新型コロナウイルス感染症の影響のため事業中止による友好交流都市交流事業補助金100万円の減額でございます。12目地方創生推進事業費、18節負担金補助及び交付金では、産業等活性化補助金339万円の減は補助金の精査によるものでございます。14目新型コロナウイルス対策費300万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策用の抗原検査キットなどの消耗品200万円、感染症対策用備品購入費として100万円を追加するものでございます。15目諸費、18節負担金補助及び交付金では、利用者の増や集中した便の乗り合い利用により車両が大型化しており経費が増えていることから、デマンドバス運行事業費補助金256万円を追加するものでございます。16目新型コロナウイルスワクチン接種対策事業1,080万1,000円の追加をお願いするものでございます。ワクチンの追加接種分及び5歳から11歳接種分と集団接種分に係る新型コロナウイルスワクチン接種業務の追加でございます。20目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費（追加接種分）については、ワクチンの5歳から11歳接種分及び集団接種分にかかる経費として230万9,000円の追加とワクチンの追加接種分に係る車等借上料などの執行経費の精査により464万8,000円の減となり、全体として233万9,000円の減となるものでございます。

次に資料の5ページでございます。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料、住民基本台帳システム改修業務273万3,000円の追加は、マイナンバーカード所有者が転出届、転入予約をマイナポータルからオンラインで手続きするためのシステム改修でございます。令和4年度への繰越事業で全ての市町村が改修を行い、サービス開始は令和5年1月の予定となっております。2目個人番号カード交付事業費、18節負担金補助及び交付金では、通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金109万9,000円の追加は、国の予算増額によるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金では、国民健康保険事業特別会計繰出金131万円の追加は、出産育児一時金及び事務費等の精算によるものでございます。介護保険事業特別会計繰出金79万4,000円の減は、介護給付費繰入金及び事務費等の精査によるものでございます。介護サービス事業特別会計繰出金220万4,000円の追加は、通所介護サービス事業費等の精査によるものでございます。5目障害者福祉費、12節委託料では、障害者地域活動支援センター業務259万2,000円の追加は、人件費の増に伴う機能強化加算分及び今金町負担分の精査によるものでございます。6目福祉施設管理費、10節需用費、修繕料として花歌生活館和室床修繕及び瀬棚総合福祉センターやすらぎ館ブラインド修繕89万7,000円を追加するものでございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節扶助費では、児童手当120万円の減、子ども医療費助成400万円の減は、執行経費の精査によるものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費6,096万2,000円の追加でございます。27節繰出金では、不採算分等の精査による病院事業会計繰出金7,043万8,000円の追加、簡易水道事業特別会計繰出金842万7,000円の減、営農用水道等事業特別会計繰出金



160万6,000円の減は、施設の維持管理等経費の精査によるものでございます。

次に資料の6ページでございます。3目健康づくり事業費、12節委託料では、がん検診業務のほか記載の2業務314万4,000円の減については、受診者数の減少によるものでございます。4目環境衛生費、10節需用費、修繕料では、狩場葬苑2号炉入口の煉瓦修繕として22万円の追加でございます。2項清掃費、1目清掃総務費、18節負担金補助及び交付金では、北部桧山衛生センター組合負担金314万1,000円の追加は、執行経費等の精査によるものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、6目農業センター費では、10節需用費、修繕料として、農業センターのガラス温室屋根部分のガラスの入替等修繕38万5,000円を追加するものでございます。17節備品購入費43万2,000円の追加は、液晶画面の故障により土壌分析機を更新するものでございます。7目農業施設管理費では、10節需用費、修繕料として、若松基幹集落センター駐車場の街路灯修繕として23万円を追加するものでございます。2項林業費、1目林業総務費、7節報償費では、エゾシカの捕獲頭数の増によるエゾシカ捕獲報償金122万9,000円の追加をお願いするものでございます。3項水産業費、4目漁港漁村管理事業費、27節繰出金では、漁業集落排水事業特別会計繰出金39万5,000円の減については、施設の維持管理費等の精査によるものでございます。

7款1項ともに商工費、2目観光振興費、18節負担金補助及び交付金では、観光協会補助金511万8,000円の減、地域おこし協力隊活動費補助金271万5,000円の減については、補助金の精査によるものでございます。4目温泉ホテルきたひやま管理費、12節委託料では、施設指定管理料250万円の追加は、燃油等高騰に伴う影響分によるものでございます。

次に資料の7ページでございます。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、10節需用費、修繕料として、道路修繕及び除雪ドーザ修繕120万円の追加でございます。13節使用料及び賃借料では、排雪によるダンプ等の借上料として200万円を追加するものでございます。4項港湾費、1目港湾管理費、10節需用費では、上架施設手動油圧ポンプ修繕及び機械室ドア取替修繕として94万6,000円を追加するものでございます。2目港湾建設費、18節負担金補助及び交付金では、国直轄事業の精査によるせたな港湾修築事業負担金3,311万7,000円の減額でございます。令和3年度負担金確定額が888万3,000円、令和3年度国の補正予算750万円は令和4年度に繰り越しするものでございます。6項下水道費、1目下水道整備費、27節繰出金では、公共下水道事業特別会計繰出金422万2,000円の減は、処理場費等の精査によるものでございます。

9款1項1目ともに消防費では、檜山広域行政組合消防費負担金24万4,000円の追加でございます。補正内容につきましては、別冊で配付しております檜山広域行政組合関係予算事項別明細書（第4回）でご確認いただけますが、人件費等の精査による消防署経費分104万7,000円の追加、執行経費等の精査による消防団経費分47万8,000円の減額、消火栓の取替工事の精査による消防施設経費分32万5,000円の減額でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節使用料及び賃借料では、利用回数等の減に伴い、スクールハイヤー使用料269万1,000円を減額するものでございます。17節備品購入費78万7,000円の追加は、北檜山小学校の印刷機を更新するものでございます。

1 1 款 1 項ともに公債費、2 目利子では、利率見直しによる利息の精査により、長期債利子 5 8 9 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

これに係る主な歳入であります資料の 1 ページからでございます。議案その 1 では 1 0 ページから 2 1 ページまでとなります。1 款の町税につきましては、1 項町民税、1 目個人、所得割では、給与所得及び農業所得等の精査により 1, 7 8 7 万円の追加、2 項 1 目ともに固定資産税では、現年課税分で償却資産の精査により 1, 2 4 6 万円の追加でございます。4 項 1 目ともに町たばこ税では、売渡本数の精査により 7 4 5 万円の追加でございます。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税 5 0 0 万円の追加、2 項自動車重量譲与税 2, 1 0 0 万円の追加、6 款法人事業税交付金 3 6 0 万円、7 款地方消費税交付金 1, 3 0 0 万円の追加につきましては、実績に伴う精査によるものでございます。

1 0 款 1 項 1 目ともに地方交付税につきましては、財源調整のため普通交付税 2 億 2, 5 7 2 万 4, 0 0 0 円の追加、特別交付税 3, 0 0 0 万円の減額でございます。

次に 2 ページでございます。1 2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金では、入退所の精査による老人福祉施設入所費用徴収金 5 2 5 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。

1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料、3 目衛生使用料、3 節公営温泉浴場使用料 1 1 7 万 1, 0 0 0 円の減は利用者の減によるものでございます。6 目土木使用料、4 節港湾使用料 1 8 6 万 9, 0 0 0 円の追加は利用者の増によるものでございます。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、3 目総務費国庫負担金 1, 0 8 0 万 1, 0 0 0 円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金追加接種分として新型コロナウイルスワクチン接種業務に充当するものでございます。2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金では、個人番号カード交付事業費補助金 1 0 9 万 9, 0 0 0 円の追加は、事業の精査によるものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 2 3 3 万 9, 0 0 0 円の減については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費に充当するものでございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1 9 8 万 9, 0 0 0 円の追加は、戸籍総合システム保守改修業務及び住民基本台帳システム改修業務に充当するものでございます。4 目土木費国庫補助金、1 節社会資本整備総合交付金では、住宅・建築物耐震化事業交付金 9 5 5 万 4, 0 0 0 円の追加は補助率変更によるものでございます。6 目商工費国庫補助金では、補助金精査による二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 5 0 5 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。

1 5 款道支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、5 節選挙費委託金では、事業費精査による衆議院議員選挙費委託金 3 3 5 万円の減額でございます。

1 6 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、1 節立木売払収入 2 2 7 万円の追加は、北檜山区町有林保安林伐採造成工事に伴う立木売払収入によるものでございます。

次に 3 ページでございます。1 7 款 1 項ともに寄附金、1 目ふるさと応援寄附金では、寄附金件数の精査によるふるさと応援寄附金 1, 1 7 0 万円の減額でございます。2 目一般寄附金では、久遠小学校の子供たちの育成のために一般寄附金 1 0 0 万円の寄附がございました。

1 8 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目産業振興基金繰入金から 7 目森林環境譲与税基金繰入金ま

でにつきましては、事業費精査や財源精査によりそれぞれ補正をするものでございます。

20款諸収入、4項1目ともに雑入、1節総務費雑入、市町村振興宝くじ交付金260万6,000円の追加は、交付実績による精査によるものでございます。

21款1項ともに町債、2目農林水産業債から5目合併特例債までの3事業につきましては、それぞれ事業費の精査による減額でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 令和3年度の予算自体が私は一本算定となって初めての年度であるということで、大変財源のほうは厳しい見通しというのはありましたけども、ここに来て交付税の調整ということで増額ということでその分、今回基金のほうに2つ2億と5,000万円ありましたけど、これについて目的基金たくさんあるわけですがけれども、町長の思いとしてこういうふうにしたという意図をお聞かせください。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 基金の積立の関係でございますけれども、まず生活交通確保対策基金につきましては、長万部からせたなまでの瀬棚線のバス更新なども新年度でございますので、そういった財源に充てたいというようなこともございます。それから公共施設整備基金の積立金2億円につきましては、これは毎年度全員協議会の中でもご説明申し上げてましたけれども、公共施設の年次計画で取り壊し、こういったものも行ってございます。そういったこともございますし、新年度はまた大成の町民センターの整備とか、こういったこともございますので、そういったことを見越しての積立でということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 私もこれから町として重点的に取り組まないとならない基本的な財源、基礎という面では私は妥当な判断ではないかと私は思うわけでありまして。公共的なそういった事業と言いますか、これは我が町においての建設業だとか、それについての投資的な事業の活性化と言いますか、そういう財源がないとできないということでありまして、そういう面で私は計画どおり、こういった財源を積みながら町の振興発展ということで、お願いしたいと思うわけでありまして。

あと先ほどマイナンバーカード関係で…

○議長（真柄克紀君） 道高議員にお伺いします。今の1点目の質問はよろしいんですか。次の質問ですか。

○6番（道高 勉君） はい。それは私勝手に話まして申し訳ないです。

それでマイナンバーカードで一生懸命いろいろ各家庭にやっってくださいよということで送付しておりますけれども、なかなかおそらくマイナンバーカードを手続きするというのは、封筒で来ますけど、もうお年寄りの世帯だとか、なかなか理解されない方が多いようであります。それで現在の我が町のマイナンバーカードの申請率と言いますか、そしてそういう課題について、そういう問題について、それをきちんと申請して手続きしてもらおうようなそういう対策について何かこれま

で考えてこられたのか。

○議長（真柄克紀君） 町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） ただいまの道高議員の質問にお答えいたします。まず直近で令和4年2月20日現在で、申請された方が2,138人、そのうち交付になった方が1,883人です。交付率につきましては24.9%ということで、全国的にも、全道的にも、せたな町については平均を下回っているという状況でございまして、これまでも窓口でのそういう交付申請についてのPRだとか、広報だとか、そういった部分では周知をさせていただいております。また今75歳以上の方に対して、北海道の後期高齢者の広域連合から先月だと思いますが、まだ75歳以上でカードを申請していない方について直接、申請書を発送したということで伺っております。町としても、今後、担当として考えていることは新年度から例えば夜間の申請受付窓口を開設するだとか、あと休日ですね、月に何回か休日にそういった申請の窓口を開設するだとか、そういったことで普及促進を図っていききたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 広域連合のほうからそういうしてくださいよという案内きてますが、75歳以上の方々何人かに話を聞かれたんですけど、なかなか理解できなくてなんだろうということで、そしてまたあそこに全部写真も貼るようになってるんです。ですからやはりそこを2022年度内にマイナポイントとか一つ目標にありますよね。だから1年かけてそういうマイナンバーカードの普及率を高めるということでありますので、そこは町として高齢者世帯に対する指導と言いますか、方法を手厚くされたほうがいいのかなどということで、よく検討していただければと思います。

○議長（真柄克紀君） 町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） ただいまの道高議員のおっしゃったことも含めまして、新年度からどういった体制で、先ほど言った夜間だとか休日の窓口開設含めて、今おっしゃった部分も含めて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終了します。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第13号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第13号令和3年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から2,440万7,000円を減額し、補正後の予算総額を12億6,143万8,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費及び保険給付費などの精査のほか、北海道からの特別交付金を財源とする病院事業会計への繰出金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口善秋君） それは議案書の68ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で43万7,000円の減額と、2項徴税費、1目賦課徴収費で16万4,000円の減額、69ページで3項1目ともに運営協議会費で12万円の減額につきましては事務費の精査によるものでございます。

2款1項ともに保険給付費、1目療養諸費で4,760万9,000円の減額と、5目葬祭諸費で9万円の減額は、療養給付費及び葬祭給付費などの精査によるものでございます。

70ページをお開き願います。3款1項1目ともに国民健康保険事業費納付金では、財源振替をお願いするものです。

5款保健事業費、1項1目ともに特定健康診査等事業費で109万1,000円の減額は特定健診事業の精査によるものでございます。2項保健事業費、1目保健衛生普及費で2万6,000円の減額と、2目疾病予防費で20万円の減額については事業精査に伴い一般会計繰出金を減額したものでございます。

71ページをご覧願います。6款1項1目ともに基金積立金では1,000円を減額するものでございます。

8款諸支出金、2項他会計繰出金、1目繰出金で2,533万1,000円の追加は、北海道からの特別交付金が確定したことから病院会計へ繰り出すものでございます。

これに伴う歳入でございますが65ページをお開き願います。主なものについて説明いたします。1款1項ともに国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税で532万5,000円の減額は調定見込みによるものです。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金で2,599万5,000円の減額は保険給付費の見込みなどによるものでございます。

66ページをお開き願います。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で131万円の追加と、2項1目ともに基金繰入金で500万円の追加は事業精査によるものでございます。

67ページをご覧ください。8款国庫支出金、1項1目ともに国庫補助金で10万3,000円の追加は、新型コロナによる減収のため保険税を減免したことにより災害等臨時特例補助金として交付されるものでございます。

以上により収支の均衡を図ったものでございます。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第14号

○議長（真柄克紀君） 日程第8、議案第14号令和3年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から38万6,000円を減額し、補正後の予算総額を1億5,873万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、一般会計への繰出金の減額などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口善秋君） それでは議案書の77ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で6万円の減額と、2項1目ともに徴収費で11万6,000円の減額は事務費の精査によるものでございます。

3款1項ともに保健事業費、1目疾病予防費で15万9,000円の減額は保健事業の精査によるものでございます。

78ページをお開き願います。4款1項ともに諸支出金、1目保険料還付金で5万1,000円の減額は保険料還付金の精査によるものでございます。

これに伴う歳入でございますが76ページをお開き願います。3款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金で17万6,000円を減額し、5款諸収入、3項1目ともに雑入で21万円を減額し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第15号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案第15号令和3年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2,619万6,000円を追加し、補正後の予算総額を10億9,620万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、保険給付費の各種介護サービス給付費負担金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案書の86ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。今回の補正につきましては、年度末の事業精査が主なものでございます。

はじめに1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費22万6,000円の減については人件

費の精査及び委託料執行残の減でございます。また3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、2万円の減及び2目認定調査費122万9,000円の減については実績見込みによる精査に伴う減であります。

次に87ページで2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費3,698万1,000円の追加、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費41万2,000円の追加、次に88ページで3項その他諸費、1目審査支払手数料2万7,000円の追加については各サービス給付費負担金の実績見込みによる精査によるものです。また4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費及び5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費については財源振替、次のページで6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費292万円の減については負担金の実績見込みによる精査であります。

次に3款地域支援事業費、1項1目ともに介護予防・生活支援サービス事業費217万4,000円の減及び2目介護予防ケアマネジメント費49万7,000円の減については実績見込みによる精査、2項一般介護予防事業費から91ページまでの3項包括的支援事業・任意事業費、4目任意事業費（一般財源分）までにつきましては、人件費及び実績見込みによる精査並びに新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業費の精査でございます。

次に92ページでございます。4款1項1目ともに基金積立金では、利息といたしまして2万8,000円の追加。

6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金2万7,000円の追加は、前年度分介護保険システム改修補助金の実績に伴う返還金であります。

これに伴う歳入でございますが83ページをご覧ください。主なものといたしまして、1款保険料から次のページの84ページの5款道支出金までにつきましては、保険給付費及び地域支援事業費の事業精査に伴う増減でございます。

次に6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金で2万8,000円の追加です。

次に85ページです。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金で207万7,000円の追加、また2目地域支援事業繰入金で160万2,000円の減、3目その他一般会計繰入金で126万9,000円の減、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金で114万4,000円の追加。

9款諸収入、3項1目ともに雑入で83万1,000円を減じまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。



これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第16号

○議長(真柄克紀君) 日程第10、議案第16号令和3年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から99万円を減額し、補正後の予算総額を6,027万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、介護予防プラン作成業務の減額などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長(樋口 靖君) 議案書の98ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。今回の補正につきましては、年度末の事業精査が主なものでございます。1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費23万円の減につきましては、歩行器2台の購入による増及び実績等による精査によるものでございます。次に3項1目ともに介護予防支援事業費70万円の減につきましては介護予防プラン作成業務の精査によるものです。

99ページになります。4項1目ともに居宅介護支援事業費6万円の減につきましては人件費の精査によるものです。

これに伴う歳入でございます。96ページをご覧ください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目通所介護サービス事業収入で253万6,000円の減、2目介護予防サービス計画費収入で30万5,000円の減、3目居宅介護サービス計画費収入で60万1,000円の増、2項1目ともに自己負担金収入では45万4,000円の減、3項1目ともに居宅介護支援事業所収入では50万円の減。

次のページで2款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金で220万4,000円を追加し、収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

道高議員。

○6番(道高 勉君) サービス収入だとか、それからいろいろな介護予防事業支援費だとか介護予防プラン作成業務減額となっておりますけど、これは精算なんでしょうけども、大きく当初の見込みより下がっていったということは、この要因というのは今のコロナによる外出自粛みたいなことが影響というのがあるのでしょうか。その辺ちょっと当初とどうなのか、要因は何なのかということの説明願いたいと思います。

○議長(真柄克紀君) 稲船係長。

○瀬棚支所福祉係長(稲船奈穂子君) 道高議員のご質問にお答えします。昨年度も利用者の減少により通所介護サービス事業収入を減額させてもらっています。昨年度はコロナの関係と長期入院者が多かったことにより減少しておりましたが、今年度のはじめ4月当初では、1日の利用平均、定員15名のところ7.73人の利用でしたが、今年度は新規利用者15名ということで、9月頃から1日利用平均が10名まで戻ってはきていたんですが、1月25日から三杉荘の利用者がまん延防止期間ということで利用を休止されております。実利用人員としましては、要介護の方が34名、要支援の方が12名のところ三杉荘の利用者、要介護の方が10名と要支援の方が1名と大きく利用の休止が出たところもありまして減額させていただきました。

以上です。

○議長(真柄克紀君) ほかに。

石原議員。

○9番(石原広務君) 参考までにですが、今の道高議員の質問に対してお答えいただいたんですが、その代替というか、要はそういったサービスを受けるのに楽しみにしていらっしゃる高齢者の方もいらっしゃると思うんです。まん防によってそれが叶わなくなったと。町として何らかのその声掛けを含めて何か対応したのであればお答えいただきたいと思います。

○議長(真柄克紀君) 長内所長。

○地域包括支援センター所長(長内 京君) 瀬棚デイサービスのほうは三杉荘さんから通われている方たちをコロナの関係で今休止してるんですけども、三杉荘の所長に確認をいたしましたら、三杉荘の中でレクリエーションなり、あと入浴ですね、そういうのもちょっと回数を多めにという形で、職員さんご苦労されてると思うんですけども、そういう中で介護予防に取り組んでいただいていると聞いておりました。

○議長(真柄克紀君) ほかに。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) なければこれで質疑を終了します。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時08分

○議長(真柄克紀君) 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第17号

○議長(真柄克紀君) 日程第11、議案第17号令和3年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から948万6,000円を減額し、補正後の予算総額を3億601万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費の精査のほか、基金積立金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長(平田大輔君) それでは議案書の105ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額1,232万4,000円の減は人件費及び事業費精査によるものです。次に2目維持管理費777万9,000円の減は実績による精査及び入札執行残の精査であります。15節原材料費では、水道補修用資材購入費として25万円の追加をお願いするものであります。次に3目委員会費9万8,000円の減は実績による精査でございます。

次の106ページにまいりまして、2項営業外費用、2目基金積立金1,039万7,000円の増は事業精査による簡易水道事業基金への積立金であります。

続きまして2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費31万8,000円の増は入札執行残による減額及び10節需用費、修繕料では配水管漏水修理にかかる経費として65万円の追加をお願いするものであります。

これに伴う歳入でございますが104ページをご覧ください。主なものといたしまして、1款事業収入、1項営業収入、1目水道使用料から2款資本的収入、1項1目ともに他会計出資金までの

減は事業精査によるものであります。同じく2項1目ともに繰越金に165万8,000円を追加し収支の均衡を図ったものであります

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第18号

○議長（真柄克紀君） 日程第12、議案第18号令和3年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から161万5,000円を減額し、補正後の予算総額を2,324万1,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 111ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費及び2目維持管理費、合計181万8,000円の減額につきましては実績及び入札執行残による精査であります。2項営業外費用、1目基金積立金47万3,000円の追加は事業精査による営農用水道等整備基金への積立金であります。

続きまして2款資本的支出、1項建設改良費、2目営農用水道事業費27万円の減は入札執行残による精査であります。

これに伴う歳入でございますが110ページになります。1款事業収入、2項営業外収入、合計134万5,000円の減額は事業費精査によるものであります。

2款資本的収入、1項1目ともに他会計補助金において27万円を減額し収支の均衡を図ったものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第19号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、議案第19号令和3年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から926万6,000円を減額し、補正後の予算総額を3億8,419万8,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費及び下水道整備費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

なお予算に合わせまして地方債の変更2件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは最初に地方債の補正についてご説明いたします。議案書115ページでございます。第2表地方債補正変更です。起債の目的、下水道事業（公共）につきましては、北檜山区の下水道整備にかかる起債でありまして、限度額1,320万円から160万円を減額し1,160万円に変更するものであります。

次の公営企業会計適用事業につきましては、固定資産台帳作成業務に係る起債でございまして限度額1,640万から50万円を減額し1,590万円に変更するものであります。これらの変更理由につきましては、入札執行による減額が生じるためでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法につきましてはいずれの事業も変更ございません。

続きまして119ページの歳出について説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費31万6,000円の増は事務費の精査及び事業費確定に伴う消費税及び地方消費税納付額の追加であります。2目管渠費162万1,000円の減は維持管理経費の精査によるものであります。次の3目処理場費258万6,000円の減は主に処理場維持管理経費の精査であります。120ページにあります14節工事請負費におきまして、北檜山下水処理場の脱水機故障によるインバータ盤改修工事の追加をお願いするものであります。2項営業外費用、1目支払利息20万9,000円の減。

2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費516万6,000円の減額につきましては各節の事業精査及び入札執行残の精査などによるものであります。

これに対しての歳入ですが117ページをご覧ください。主なものといたしまして、1款事業収入、1項営業収入から118ページの3項補助金までの減額は事業精査によるものであります。次の5項分担金及び負担金では、実績に基づきまして合計で58万5,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第20号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第20号令和3年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から130万円を減額し、補正後の予算総額を2,075万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

なお予算に合わせまして地方債の変更1件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは最初に地方債の補正についてご説明いたします。議案書125ページでございます。第2表地方債補正、変更です。起債の目的、下水道事業（漁集）につきましては、施設改築更新実施設計に係る起債でありまして限度額980万円から60万円を減額し920万に変更するものでございます。変更理由につきましては、入札執行による減額が生じるためでございます。なお記載の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして129ページ歳出について説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、2目管渠費、補正額30万円の減は清掃車両等借上料の精査によるものであります。次の3目処理場費では事業費精査に伴う財源振替でございます。

続きまして2款資本的支出、1項1目ともに建設改良費100万円の減額は12節委託料の入札執行残による減であります。

次に127ページ歳入であります。1款事業収入、1項営業収入、1目排水施設使用料から128ページ、2款資本的収入、3項1目ともに補助金までの減額は事業精査によるものであります。次に4項1目ともに繰越金におきまして9万4,000円を追加し、収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第21号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第21号令和3年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1,000万4,000円を追加し、補正後の予算総額を6,660万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事業費の精査のほか、基金積立金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） それでは議案書の135ページの歳出からです。

1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費で1,000万4,000円の追加でございます。内容といたしましては、8節旅費、11節役務費、12節委託料、18節負担金補助及び交付金、26節公課費につきましては事業費の精査によるもので、24節積立金は、風力発電事業基金積立金1,614万9,000円と風力発電事業基金運用利子積立金4,000円を追加するものでございます。

これに対する歳入ですが134ページでございます。1款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金で風力発電事業基金運用収入4,000円の追加でございます。

3款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入で1,000万円の追加をし収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。



(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第22号

○議長(真柄克紀君) 日程第16、議案第22号令和3年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算の主なものでございますが、収益的収支の支出では、減価償却費の追加、給与費及び材料費の減額などについて、収入では国保事業会計からの補助金及び一般会計からの不採算などについて補正をお願いするものでございます。また資本的収支の収入では、一般会計出資金の精査、国民健康保険直営診療施設整備補助金などについて、支出では、医療機器購入の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

西村国保病院事務局長。

○国保病院事務局長(西村晋悟君) それではご説明いたします。はじめに、せたな町立国保病院分の収益的収支でございます。議案その1の147ページ支出からご説明をさせていただきます。

1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費の156万6,000円の減額は人件費の精査によるものでございます。2目材料費166万4,000円の減額は1節薬品費の精査でございます。3目経費107万2,000円の減額は各種経常経費や委託料など、いずれも精査でございます。

これらに対します収入は145ページをお開き願います。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益3,784万6,000円の減額は1目入院収益で3,986万3,000円の減額、2目外来収益で839万4,000円の減額となっております。いずれも実績による精査でございます。続きまして3目その他医業収益488万2,000円の追加は、5節国保事業補助金の救急患者受け入れ支援事業の確定に伴う国民健康保険直営診療施設運営費補助金423万2,000円の追加などでございます。4目訪問看護事業収益552万9,000円の追加は、主に介護保険での利用者数の増加によるものでございます。続きまして2項医業外収益、3目負担金交付金では、医業収益の減収に伴い不採算地区病院運営費負担金2,208万3,000円の追加でございます。収益的収支につきましては、以上のとおり収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして151ページをお開き願います。資本的支出でございます。1款せたな町立国保病院資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産取得費62万1,000円の減額は主に1節の機器備品購入費57万円の減額、これは精査によるものでございます。

次に150ページの収入でございます。1款せたな町立国保病院資本的収入、1項1目ともに他

会計出資金、事業費精査による医療機器等購入分246万2,000円の減額など、2項1目ともに他会計補助金では、国民健康保険直営診療施設整備補助金412万5,000円の追加をするものでございます。

続きまして153ページをお開き願います。瀬棚診療所分の収益的収支の支出でございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、1項医業費用、1目給与費から3目の経費までは、それぞれ実績による精査でございます。

これらに対します収入でございますが152ページをご覧ください。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、1項医業収益では、1目外来収益の精査による1,618万8,000円の減額、2目その他医業収益の392万2,000円の追加は、4節国保事業補助金の国民健康保険へき地直営診療所運営費補助金の追加でございます。次に2項医業外収益、2目負担金交付金、1節他会計負担金では、不採算補填分といたしまして不採算地区診療所運営費負担金1,480万8,000円を追加するものでございます。収益的収支につきましては、以上のとおり収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして157ページをお開き願います。大成診療所分の収益的収支の支出についてでございます。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、1項医業費用、1目給与費から3目経費まで、それぞれ実績による精査でございます。

これらに対する収入でございますが156ページをご覧ください。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、1項医業収益、1目外来収益では、収支の均衡を図るため5,119万円を減額、2目その他医業収益では、4節国保事業補助金、国民健康保険へき地直営診療所運営費補助金1,442万7,000円を追加するものでございます。2項医業外収益、2目負担金交付金、1節他会計負担金では、不採算地区診療所運営費負担金3,096万円を追加するものでございます。収益的収支につきましては、以上のとおり収支の均衡を図ったものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第23号

○議長（真柄克紀君） 日程第17、議案第23号せたな町犯罪被害者等支援条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案のその2でございます。議案第23号せたな町犯罪被害者等支援条例についての提案理由を申し上げます。犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第23号せたな町犯罪被害者等支援条例について説明させていただきます。1ページからでございます。当条例の制定におきましては、現在、町では町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、安全で住みよい町づくりを目指し、せたな町安全で住みよい町づくりに関する条例を制定し、せたな町安全で住みよい町づくり推進協議会を設置して、関係機関と連携のもと安全で住みよい町づくりに努めてきたところであります。近年、全国的に悪質な犯罪が増加し、その犯罪に巻き込まれた被害者、その家族や遺族は身体等の直接的な被害ではなく、精神的なショックなど事件後も様々な困難に苦しめられています。せたな町安全で住みよい町づくりに関する条例、第3条第1項第4号には、町長の責務として、犯罪、事故等の被害者等の支援について定めがありますが、具体策が明記されていない状況であり、町民誰もが犯罪被害者等の被害者になる可能性がある中、より支援策を明確化することにより犯罪被害者等に対する理解を深め、共に支え合い、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的に当条例を制定するものでございます。

2ページでございます。内容について説明させていただきます。

第1条、目的では、当条例が規定する内容と制定の目的について。

第2条、定義では、当条例の用語の意義を定めております。

第3条、基本理念では、犯罪被害者等基本法を踏まえ、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考えを定め、3ページ第4条、町の責務では、犯罪被害者等の支援における町の責務について定めております。

第5条、町民等の責務では、犯罪被害者等の支援に関わる町民等の役割を定め、第6条、事業者の責務では、犯罪被害者等の支援に関わる事業者等の役割を定めております。

第7条、相談及び情報の提供等では、犯罪被害者等の支援に関わる総合窓口を所管する課に設置について定め、これについては総務課でございます。

第8条、見舞金の支給では、見舞金の額について定めております。

4ページでございます。第9条、日常生活の支援では、町が必要な支援を行うことを定め、第1

0条、居住の安定では、住宅の確保等に関わる町の支援について定め、第11条、安全の確保では、犯罪被害者等の安全を確保するための必要な措置について定めております。

第12条、町民等及び事業者の理解の増進では、町の犯罪被害者等支援に関わる町民等及び事業者の理解の増進を図ることについて定め、第13条、意見等の反映では、当条例の犯罪被害者等に関わる施策の策定過程において、犯罪被害者等の意見を反映させることについて定めております。

第14条、犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合では、当条例の犯罪被害者等の支援を行わない場合について定め、第15条、委任では、当条例に定められている事項のほか、施行に必要な事項は規則で定めることとしております。なお附則といたしまして、施行期日については、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。また適用区分といたしまして、第8条の規定は、この条例の施行の日の以降において行われた犯罪行為による死亡または傷害行為に適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 新しい条例でありまして、単に30万円の弔慰金、10万円の見舞金を出せばそれで終わりというようなものではなくて、理念としては相当奥の深い幅のあるものだと思います。それで議長に議事進行上の扱いを要請したいんですが、実は3条、4条、7条、8条それから9条、11条、最後15条のあたりをお尋ねしたいと思うんですが、質疑3回という制約がありますので、守ろうとすれば一遍に全部質問してというやり方になりますが、なかなか質疑答弁整理しにくいものがありますので逐条的にやらせてほしいと思うんです。若い条項の中できちんとした答弁いただければ数の多い条項については質問省略できることもありうると思いますので、そういう観点から逐条的に進めたいと思いますがご配慮いただけますか。

○議長（真柄克紀君） 会議規則では質疑の回数、第54条ただし書き、3回とされているが特に議長の許可をいただいたときはこの限りでないと、こういう形で運用するという形になるかと思えます許可するということは。それで今、確かに新しい条例の中で中身に関してきちんとした形の質疑をしておく必要というのはあると思いますので、その辺を含みながら質問者には簡潔明瞭に進めていただきたいと思えます。

○11番（菅原義幸君） 議長の配慮でありうるということですね。

○議長（真柄克紀君） ありうる。

○11番（菅原義幸君） わかりました。感謝します。

○議長（真柄克紀君） 先ほど言いましたように簡潔、明瞭に。

○11番（菅原義幸君） それで3条から伺いたいんですが、3には4項規定されております。特に3項で申し上げますと、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまで認められるまでの間、必要な支援を講ずると。スパン結構長いんです。それは個人差にもよりますから、どの程度の支援をどの程度の期間やればいいのかということなんかは、かなり専門性と高度な判断要求されると思うんですが、そういうことを想定して今回条例を提

案されたというふうに確認してよろしいですか。

○議長（真柄克紀君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） ある程度そのような形で提案させていただいております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） ある程度というもどの程度なのかという話になりますけども、4項では、犯罪被害者等の支援は、町、町民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。要するに一定の連携体制を作って組織的に当たるんだよという理念だと思えます。これは第7条とリンクしますが、第7条に前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を所管する課に設置するとなっているのですが、窓口設置に留まらないで、そうした総合的な体系だった支援体制ということが必要ですよという条例になっているわけで、そのところをある程度とか、これからとかということではなくて、そうした明確な目的姿勢と、行政側の深い決意がおりになって提案されたものだと思いますがいかがですか。

○議長（真柄克紀君） 総務課長。

○総務課長（原 進君） まさにそのような決意でおりますが、初めてのケースでございますので、決意としてはそのように考えております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 質問されたからそういう答弁しなきゃないと思いますよね。それで第4条ですが、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。つまり支援に関する支援策を総合的に策定しなさいと。そしてその策定したものに基づいて実施するんだということですから、条例をただ単に名目的なものにしないで手を付けていく必要があると思うんですが、これは町長に伺っておきます。どうですか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 犯罪につきましては、様々な犯罪があるというふうに思っておりますし、被害者としても様々な方がいるということになるかというふうに思います。したがってケースバイケースで対応していかなければならないというふうに思っております。町の支援としては、見舞金の支給ですとか、日常生活の支援、あるいは居住安全の確保といったような部分での支援を想定しているというところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） ですから聞いてるのは、もう1回言いますが、金銭的支援だけでなく精神面も含めたケア、支援を広くやりますよという条例になっているんです。第4条では、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定しとなっているんです。そしてその策定に基づいて実施するんだとなってますから、その作業は、やるのかやらないのかと言いますか、名目にしないで目的に姿勢を持って先進町村の事例を調べるとか、きちんとされる必要が私はあると思うんです。そのところを確認したいということです。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） ですから先ほど言いましたようにケースバイケースと。その被害者がどういふ方なのか、どういふ支援が必要なのかということは、その時点で考えながら対応してまいると

いうことになろうかというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 次のほうに移りますけども、ケースバイケースで対応するというんじゃなくて、ここでは支援に関する施策を策定するってなってるんです。やっぱりその策定作業が大事だと思うんです。その上で実施をするということなんですけど、それで7条のほうにリンクしますけれども、その際に関係機関等との連絡調整を行うものとする。これは非常に大事だと思うんです。じゃ関係機関はどこなのかと言いますと、それはそれできちんと規定する必要があると思いますが、この関係機関との調整、その機能をしっかりさせることが大事だと思いますので、そのこのところについても、そういうことをやりますよと、条例が決まったら、という力強い答弁欲しいと思います。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 7条の関係でございます。関係機関等でございますけれども、これは当然、例えば精神的苦痛が生じてるというような場合につきましては、それらを所管する関係機関、経済的な部分については、またそれに関わる機関というようなことで総合的に取り組んでいくということでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） わかりました。取り組んでいくというふうに断言したんですからそのように期待したいと思います。

それともう一つ担当課はどこになりますか。

○議長（真柄克紀君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 当条例を所管するのは総務課でございます。当然、相談窓口、総務課にございますけれども、犯罪の種類によっては、例えば先ほど副町長から申されたように、精神的なもの、例えば虐待等の関係等もありますから総合窓口は総務課におきますが、当然その被害者によっては、例えば保健福祉課に相談に行っただとか、町民児童課に相談に行っただとかという、例えば教育委員会に行っただとか、そういうような場合もございますが、それは横の連携を取りながら総合的な窓口は総務課に置くということでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これで終わりますが、わかりました。たらい回しということとかにするんじゃなくて、各課連携取りながら丁寧にフォローするということであるとか、庁舎内部だけのことでなくて専門的な機関やいろいろな専門家のフォローが必要なこともあると思いますから、そういうところも視野に入れた総合的な施策を決めて実施してほしいと思います。確認しておきますがこれは単純に弔慰金30万円、それから傷害者に対する見舞金10万円と、これやったからいいということではないですね。このこと自体も実は先進的なことだと思うんです、道内的に見てもね。だから私は賛成します。ただ金銭的支援に留めないで今議論されたような、それから条例の中で規定している様々な理念に基づいた総合的な支援策になるようお願いしたいと思うんです。要するに、弔慰金制度だとか、お見舞金制度だとかというものとこの条例は違うわけです。被害者に対する支援策だという条例ですから、そのこのところしっかり確認した上で賛成を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 私は総務厚生でも説明を受けていろいろ議論をした経緯があるんですけど、確認です。あくまでも犯罪被害者支援というのは、第2条に犯罪等ということで犯罪及びこれ準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為ということで、刑法犯それから民事犯という民事の場合もあるわけです。こういったものについては刑法も民事法も同等ということの考え方でいいのかどうか。

○議長（真柄克紀君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 条例の用語の犯罪等については、まさに道高議員おっしゃったとおりで、犯罪等では犯罪被害等基本法に基づいて犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為も含めて、例えば殺人、強盗、傷害、刑法とか刑法法令、刑罰法令に関わる部分、また犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為としては、刑罰法令には触れないんですけども、例えば法律で制定されてるストーカー行為等の規制等に関する法律ですとか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律などそういうような部分も含めて同等な扱いでございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 私はそういった犯罪等ということで、それでこの条例を制定されたあとには町の責務して関係機関との連携とかそういった体制を含めてありますけども、私は町民にきちんとしたこういった条例がありますよということで、広報、周知する手段も考えていただいて、例えば広報に載せるとか、リーフレットを作るとか、常にそういうことは町民に浸透するように、この機会に対策を取り組む必要があるかと思うんですけども、その辺どのように考えておりますか。

○議長（真柄克紀君） 総務課長。

○総務課長（原 進君） 条例が通った段階でそのようにしていきたいと思えます。

それでもう一つ先ほどちょっと説明不足になりましたけれども、見舞金の支給については、現在犯罪被害者等への経済支援としては国の犯罪被害給付金制度というのがございます。これ申請してから結構な日数、額も額なのですが大変手間取るということで、町の見舞金についてはそれまでの繋ぎではないですけど、即やはり生活で困ってる、犯罪被害者の困ってる人に手を差し伸べてあげて、最終的には国の制度、ものすごい大きな制度ございますので、それに何とか繋がるようなことということで、先ほど菅原議員おっしゃったとおりのことなんですけど、そういうようなことで単なる見舞いというよりはそういうことで、北海道でもこのような条例持ってますけど、見舞金は北海道は持ってません。北海道の自治体でも、うちのほか、これが通れば3箇所目ということでございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第24号

○議長（真柄克紀君） 日程第18、議案第24号せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第24号せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、育児休業等の取得要件の緩和及び勤務環境の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第24号せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。今回の条例改正につきましては、非常勤職員に関わる育児休業の取得要件の緩和についての内容でございます。

7ページでございます。新旧対照表で説明させていただきます。表の右側、改正前でございます。第2条第1項第3号ア中、（ア）については改正後では削除されます。このことから現在育児休業の職員については、在職期間が1年間以上という要件がなくなり、在職1年目でも要件が整えば取得が可能となります。次に改正前、同号ア（イ）中、下線部でございます。特定職に引き続きを、改正後では、引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に改め、同号はア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とするものでございます。次に改正前でございます。第18条第1項第2号中、下線部、次のいずれかにも該当するを、改正後では、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則に定めるに改め、同号中ア及びイを削除するものでございます。

次に8ページでございます。改正前でございます。第22条、委任を第24条に改め、第21条の次に第22条として、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等、また第23条として、勤務環境の整備に関する措置の2条を加え改正するものでございます。なお附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。



ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。  
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
これより採決いたします。  
お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第27号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、議案第27号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2の17ページでございます。議案第27号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額措置を講じるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。  
濱登税務課長。

○税務課長（濱登幸恵君） それでは議案第27号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。このたびの主な改正については、子育て世帯の負担を軽減するため、就学前の子供を対象に均等割額の5割を公費により軽減する見直しが行われたことから国に準じて改正するものであります。

改正内容につきましては、20ページから28ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。それでは20ページです。第3条、第4条、第5条でございますが、基礎課税額の、の文言をそれぞれ加え規定を明確化しております。

また第5条においては、合わせて地方税法の改正による規定の整備をするものでございます。

次に第6条では、不要な規定の削除、次の第13条では文言の整理をするものでございます。

次に第23条、国民健康保険税の減額についてですが、第2項が新設され、このたびの改正に関わる主な内容となっております。まず第1項は、地方税法の改正に合わせた規定の整備及び文言の整理でございます。

次に22ページになります。第2項が就学前の子供を対象に新たに軽減される額を定めたものでございます。

第23条第2項、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。この規定によりまして、第1号では、基礎課税額分の減額、第2号では、後期高齢者支援金等課税額分の減額について定めており、アが7割軽減世帯、イが5割軽減、ウが2割軽減、そしてエが軽減なしの世帯となっております。新たに軽減される額をそれぞれ定めております。なお軽減された保険税については、国が2分の1、北海道と町が4分の1負担することとなっております。

次に第23条の2及び附則、第5項から24ページ第7項、25ページ第9項から27ページ第16項までは、地方税法の改正に基づき条項等を整備するものでございます。

次に28ページになります。附則として第1項の施行期日について、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定、第23条及び第23条の2の改正規定並びに附則第5項から第7項まで及び第9項から第16項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。適用区分では、改正後のせたな町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第28号

○議長（真柄克紀君） 日程第20、議案第28号せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第28号せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例についての提案を申し上げます。新たに産業を営み又は新たに産業に就業しようとする担い手に対し、幅広く支援を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

河原農務課長。

○農務課長（河原泰平君） それでは議案第28号町産業担い手育成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案の29ページから31ページになります。このたびの改正は提案理由でも申し上げましたとおり、産業担い手に対して幅広く支援を行うため一部を改正するものでございます。改正の内容は、支給年齢要件の引上げでございます。

それでは31ページの新旧対照表でご説明申し上げます。条例第2条関係でございます。現行の第1項4号が規定するUターン等就業者並びに第5号の新規就業者の年齢要件を、現行の45歳以下の者としていましたが、国の担い手支援事業の年齢要件との整合性を図るため、対象年齢を拡大し50歳未満に引上げ、幅広く支援を行えるように改めるものでございます。附則としてこの条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上でご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第29号

○議長（真柄克紀君） 日程第21、議案第29号せたな町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第29号せたな町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢が20歳から18歳に引下げられたため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは内容を説明させていただきます。本条例の一部改正は、令和4年4月1日より施行される民法の一部改正により、成人年齢が引き下げられることに伴い改正するものであります。

議案書35ページの新旧対照表により説明させていただきます。右側が改正前、左側が改正後となります。第8条第4項は、入居者の選考に係る優先入居について規定しておりますが、改正前、20歳未満を、改正後は、18歳未満に改めるものであります。附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時19分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第22 議案第30号

○議長（真柄克紀君） 日程第22、議案第30号せたな町ことぶきの家条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第30号せたな町ことぶきの家条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。未利用施設となっている貝取潤ことぶきの家を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

杉村大成支所長。

○大成支所長（杉村 彰君） それでは議案第30号せたな町ことぶきの家条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。せたな町ことぶきの家は、地域老人の福祉増進の場の提供と住民の教養文化の向上を図ることを目的に大成区に3箇所設置されておりますが、貝取潤ことぶきの家は利用実態がないため令和3年4月1日から休館としており、せたな町公共施設等総合管理計画並びにせたな町公共施設個別施設計画に基づき、地域住民と今後の施設の在り方について協議した結果、今後においても利用が見込まれないことから施設を廃止しようとするため、せたな町ことぶきの家条例の一部を次のように改正するものです。

内容につきましては議案書の39ページの新旧対照表をご覧ください。改正前、第2条中、下線部分、貝取潤ことぶきの家、せたな町大成区貝取潤370番地を、改正後においては削除するものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 議案第 3 1 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 2 3、議案第 3 1 号せたな町平浜会館条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 3 1 号せたな町平浜会館条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。未利用施設となっている平浜会館を廃止するため、本条例を廃止しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

杉村大成支所長。

○大成支所長（杉村 彰君） 議案第 3 1 号せたな町平浜会館条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。せたな町平浜会館は、地域の文化の向上と福祉の増進を図ることを目的に設置されたものですが、利用実態がないため令和 3 年 4 月 1 日より休館としており、せたな町公共施設等総合管理計画並びにせたな町公共施設個別施設計画に基づき、地域住民と今後の施設の在り方について協議をした結果、今後においても利用が見込まれないことから施設を廃止しようとするものです。せたな町平浜会館条例は廃止する。附則として、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日より施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第32号

○議長（真柄克紀君） 日程第24、議案第32号せたな町大成野営場条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第32号せたな町大成野営場条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。大成野営場について、施設の安全面及び老朽化により施設を廃止するため、本条例を廃止しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

杉村大成支所長。

○大成支所長（杉村 彰君） それでは議案第32号せたな町大成野営場条例を廃止する条例についてご説明いたします。せたな町大成野営場は、農漁業者の健康を保持増進し、健全なレクリエーション施設として利用に供することを目的に設置されたものですが、近年の頻繁なヒグマの出没や落石から利用者の安全確保が十分図れないこと及び施設の老朽化のため施設を廃止しようとするものです。せたな町大成野営場条例は廃止する。附則としてこの条例は令和4年4月1日より施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 諮問第1号、日程第26号 諮問第2号及び日程第27号 諮問第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第25、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第27、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

本3件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案書の49ページになります。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。人権擁護委員の任期満了に伴い、次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町北檜山区丹羽3番5、氏名、本田孝行、生年月日は昭和26年4月19日でございます。

次のページに経歴等を記載してございます。ご参照願います。

諮問第2号同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。人権擁護委員の任期満了に伴い、次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町北檜山区若松4番2地の2、本間久代、生年月日は昭和26年4月11日でございます。

次のページに経歴を記載してございます。ご参照願います。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員の任期満了に伴いまして、次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町北檜山区豊岡1番67番地1、井上義章、生年月日は昭和35年3月31日でございます。

次のページに経歴を記載してございます。ご参照願いたいというふうに思います。

以上3名でございますよろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。諮問第1号について質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

本案について、これを適任と認め答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本件はこれを適任と認め、答申することに決定いたしました。

次に諮問第2号について質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

本案について、これを適任と認め答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。



(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本件はこれを適任と認め、答申することに決定いたしました。  
次に諮問第3号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

本案について、これを適任と認め答申したいと思えます。  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本件はこれを適任と認め、答申することに決定いたしました。

#### ◎日程第28 議案第35号

○議長(真柄克紀君) 日程第28、議案第35号令和3年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案その5になります。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に300万円を追加し、補正後の予算総額を9億2,051万円とするものでございます。

その主な内容でございますが4ページでございます。歳出では8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費において、2月中旬からの大雪に伴い、町道等の排雪車両の借上料の経費について補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上であります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 内容については提案理由の説明でご理解をいただけるものと思えます。内容の説明を省略し質疑を許します。

平澤議員。

○10番(平澤 等君) 提案理由については異存はないんですが、この内容について、先ほど一般会計補正の予算の中で車借上料で200万計上し、私もそれに賛成した者の一人でございます。今回、追加案件として300万円計上して、また車借上料という経緯についてお伺いしたいと思います。

○議長(真柄克紀君) 平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） まず重ねての追加予算のお願いにあたりまして大変申し訳なく思っているところでございますが、当初3月の補正予算にあたりまして町道などの状況を確認させていただきまして、追加予算の計上させていただいたところですが、先月の19日からの大雪によりまして、町道ですとか、堆雪場所の積雪が見込みより大幅に増えたことから、再度追加をお願いすることになりました。担当課といたしましては、町道の安全確保のために、既に速やかに作業は入れるように準備は進めておりますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） ただいまの課長の説明でわからないわけではないんですけども、今年は例年になく大雪ということで、あらかじめそういった一般会計の補正予算組んだ段階で、そういうことは、ある程度の推測はできたんじゃないかなと思うんですけども、今回またその補正予算以上の金額の補正を行うというふうな追加、私ども町民からは今年の大雪によって道路等の見通しが非常に悪く、交通もしくは歩行に対しても非常に危険だと、早く排雪してほしい、除雪してほしいという、そういった苦情が多く寄せられてるわけなんです。そういった面を含めてこういったものについては早期に対応、そしてまた町民の安心安全を守るという点からにしても、こういった今回の補正待たずしても、しっかりとした準備してる。例えばいろいろな費用あると思うんですけども、今回なんかもある意味では予備費等を使っていただいて、早く町民の交通の安心、安全対策をしていただきたいと思うわけなんです。そういった点で今の300万の補正、そしてまたそれに係るこういうふうな緊急の事前が生じた場合の町の対応の仕方ということについて再度説明願いたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 大変申し訳なく思っておりますけれども、先ほどご審議をいただきました一般会計補正予算第10号で200万円の除排雪経費、車等借上料についてお願いをしたところでございますけれども、冬でございますのでどの程度の見通しということ、想像以上の大雪であったということは、私どもちょっと考え及ばなかったところでございます、ただ2月中旬、先ほど建設水道課長から申しあげましたけども2月19日からということでございますので、今日3月2日定例会がございまして、ここで経費についてお願いしたいというふうに考えていたところでございます、あと除排雪の体制につきましては、もう既に一部進めてる路線もございまして、そういったことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 発委第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第29、発委第1号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大湯圓郷議員。

○7番(大湯圓郷君) 議案その3、1ページでございます。ただいま上程されました発委第1号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和3年度の期末手当の支給額については100分の15月分引き下げる旨の人事院勧告により、令和4年6月の期末手当から対応するとする国家公務員の給与改定に準じ当議会においても当該条例の一部を改正するものであり議会運営委員会で提案するものです。条例において、令和4年度の期末手当を100分の15月分減額した100分の215に改め、さらに附則の特例措置においてすでに支給済みの令和3年度の12月期末手当についても調整を諮り、令和4年6月の期末手当より調整分を減額するとするものです。

以上で内容の説明を終わります。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を省略し討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎散会宣告

○議長(真柄克紀君) 以上で本日の議事は終了しました。

お諮りいたします。

議案調査のため明日から3月10日までの8日間休会といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、明日から3月10日までの8日間休会することに決しま

した。

なお3月11日午前10時に再開いたしますので当議場にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦勞様でした。

散会 午後3時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年4月15日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 平 澤 等

署名議員 石 原 広 務

令和4年第1回せたな町議会定例会 第2号

令和4年3月11日（金曜日）

○議事日程（第2号）

1 一般質問

○出席議員（12名）

1番 吉田 実 君	2番 梶田 道廣 君
3番 本多 浩 君	4番 橋本 一夫 君
5番 熊野 主税 君	6番 道高 勉 君
7番 大湯 圓郷 君	8番 横山 一康 君
9番 石原 広務 君	10番 平澤 等 君
11番 菅原 義幸 君	12番 真柄 克紀 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高橋 貞光 君
教育委員会教育長	小坂橋 司 君
農業委員会会長	原田 喜博 君
選挙管理委員会委員長	大坪 観誠 君
代表監査委員	残間 正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	佐藤 英 美 君
財 政 課 長	佐野 英 也 君
税 務 課 長	濱 登 幸 恵 君
町民児童課長	濱 口 喜 秋 君
認定こども園長	伊藤 悦 子 君
保健福祉課長	樋口 靖 君
農 務 課 長	河 原 泰 平 君
水産林務課長	八 木 忠 義 君
建設水道課長	平 田 大 輔 君

会 計 管 理 者	高	橋		純	君
国保病院事務局長	西	村	晋	悟	君
総務課長補佐	小	林	和	仁	君
まちづくり推進課長補佐	阪	井	世	紀	君
財政課長補佐	井	村	裕	行	君
税務課長補佐	奥	村	大	樹	君
町民児童課長補佐	中	川		讓	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
保健福祉課長補佐	藤	谷	知	昭	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課長補佐	吉	田	有	哉	君
建設水道課長補佐	金	澤	喜	嗣	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平	君
国保病院事務局次長	手	塚	清	人	君
総務課主幹	中	山	康	春	君
まちづくり推進課主幹	松	原	孝	樹	君
まちづくり推進課主幹	伊	藤	哲	史	君
まちづくり推進課主幹	竹	内	亜 希	子	君
税務課主幹	小	林	朱	央	君
町民児童課主幹	黒	澤	美 知	子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
保健福祉課主幹	伊	瀬		亮	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農務課主幹	斉	藤		真	君
水産林務課主幹	藤	井	卓	也	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	桑	田	一	良	君
国保病院事務局主幹	三	浦	三 津	枝	君
国保病院事務局主幹	近	藤	智	博	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
地域生活係長	岡	島	讓	二	君
防災係長	又	村		智	君
財政係長	稲	船	洋	志	君
課税係長	竹	内	佑	輔	君
障がい福祉係長	平	田	慎 太	郎	君
保健推進係長	安	藤	麗	香	君

包 括 支 援 係 長	大 久 保	麻 未	君
地 域 支 援 係 長	金 澤	早 苗	君
地 域 支 援 係 長	田 畑	貴 子	君
農 政 係 長	大 庭		啓 君
業 務 係 長	北 山	典 孝	君
建 築 係 長	高 橋	真 一	君
水 道 係 長	大 野	秀 幸	君
住 宅 係 長	吉 田	一 也	君

《瀬棚支所》

支 所 長	神 田		昌 君
養護老人ホーム三杉荘所長	横 川		忍 君
次 長	増 田	和 彦	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平 賀	英 治	君
福 祉 係 長	稲 船	奈 穂 子	君

《大成支所》

支 所 長	杉 村		彰 君
次 長	佐々木	正 人	君
主 幹	藤 谷		希 君
大成診療所事務次長	斉 藤	哲 章	君
福 祉 係 長	河 野	葉 子	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹 羽		優 君
次 長	古 畑	英 規	君
大成教育事務所長	杉 村	輝 明	君
主 幹	長 内	解 人	君
主 幹	尾 野	真 也	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	西 田	良 子	君
係 長	小 池	秀 樹	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	原		進 君
書 記 次 長	小 林	和 仁	君



(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	丹	羽	小	百	合	君
次			長	上	野	朋	広		君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事	務	局	長	丹	羽	小	百	合	君
次			長	上	野	朋	広		君
主	事		補	大	辻	省	吾		君

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員12名で定足数に達しておりますので定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されているとおり、質問、答弁は簡明、要領よくお願いしたいと思います。

それでは通告順に順次発言を許します。

8番、横山一康議員。

○8番（横山一康君） それでは水田活用の直接支払交付金の見直しが町の農業に与える影響とその対策について町の考え方をお伺いしたいと思います。

水田活用の直接支払交付金は水田に主食米以外の牧草や大豆、飼料米などの作物を作付けした場合、作物に応じて10アール当たり2万円から10万5,000円の交付金が支払われる制度です。今回、大幅な見直しが国から示されました。細かく分ければ数点の変更はあるのですが、私が考えるところ影響が大きいものが2点あります。まず一つ目、今後5年間、水張りをしない水田は交付の対象から除外することとした交付対象水田の厳格化といった点。2点目に、牧草に対する交付金単価の大幅な見直し、この2点が新年度から影響が出るものと考えます。せとな町の農家は長い間、国の方針に従い転作に協力し、牧草やデントコーンなどの飼料作物、大豆や野菜などを水田に作り水田を有効に活用してきました。しかし今回のような唐突な政策の見直しは、現場に大きな不安と混乱を招くおそれがあります。その中でも特に影響が大きいと思われるのが、転作田で牧草を栽培する農家で、交付金が10アール当たり3万5,000円から1万円にまで減額されることが示されており、賃借料の支払いや機械投資の償還など様々な不安の声を私も耳にしております。去る2月22日に開催されました農林水産省函館農政事務所からの説明会には、関係者も含めて80名以上の方が来られ熱心に説明を聞いておられました。参加者を動員するわけでもないのに、これだけ多くの方が参加するというのは、よほど農家をはじめ関係機関の皆さんの関心が高いことを示すものと思われまます。この制度の見直しは、水田の転作率が高い上、高齢化や後継者不足、米価の下落等たくさんの課題を抱えた我が町の農業に与える影響は計り知れないものがあると考えます。現在のところは、交付金の減額ということが差し迫った大きな課題だと思っておりますが、この減額の陰には、農地の売買価格や賃借料、そして評価額、さらには土地改良区の賦課金など表面化していない数多くの課題もあると思っております。できるだけ早急に町として制度の見直しが与える影響を整理、把握し、農家や関係団体とともに対策を講じる必要があると考えますが、以下の点についてお伺いいたします。

1番、新年度制度の見直しが農家に与える影響をお伺いいたします。

2番、今後制度の見直しが町の農業に与える影響をお伺いいたします。

3番、現時点での町の対応をお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは横山議員のご質問にお答えをいたします。

水田活用の直接支払交付金見直しについては、昨年末に農林水産省から突然示されたところでございます。当交付金は生産者の経営安定に重要な財源であり、現場では今後の経営への影響が不安視されていると認識しております。

さて1点目の制度の見直しが農家に与える影響であります。令和4年度からすぐに影響が出るものとしては牧草の収穫のみを行う場合、交付単価が10アール当たり2万5,000円減額の1万円に引き下げられることとなります。令和3年度の当交付金対象農地における牧草作付実績は111戸、360ヘクタールであり、総額9,000万円の減額ということになりますので、牧草を作付けしている生産者に大きな影響があるものと考えております。ただし当町をはじめ道内各市町村からの意見、現況を北海道で汲み取っていただいたことにより、北海道農業再生協議会では産地交付金全道枠において牧草交付金減額の激変緩和措置として、令和4年度限定ではあります。10アール当たり5,000円以内の助成が検討されていることから少しではありますが影響は緩和されるものと考えております。

次に2点目の今後、制度の見直しが町の農業に与える影響ですが、今後5年のうちに水張りをしない水田は令和9年度から交付対象とはなりません。そのことにより受取交付金の減少やブロックローテーションを取り入れるための施設整備などの生産コストの増加、生産の目安を守らない生産者が出てきた場合の主食用米作付け増加に伴う米価への影響が考えられます。また水張りを諦め畑地化をすることにより、経営者はもちろん各関係機関などへの影響も生じてくることとなり離農や担い手不足、耕作放棄地の増加など本町農業振興に影響が出てくることを危惧しております。

最後に現時点での町の対応についてですが、昨年末に当交付金見直しが示されて以来、的確な情報収集に努めてきたところであります。ある程度国の方向性も見えたことから、本年2月2日に両農協、土地改良区、農業委員会などの関係機関と情報交換の場を持ち、生産者や町、各関係機関に与える影響や課題などを整理し、今後も協議を重ねていくことを確認いたしました。また2月2日には、北海道農政事務所函館地域拠点の職員を招き、町内生産者や各関係機関へ水田活用の直接支払交付金見直しに関する説明会を開催し、多数の生産者が参加するなか情報提供を行い、今後の営農に向けて活発な意見交換をしております。

今後は令和4年度以降5年間の内に、該当転作田での水張りが可能なのか個々に調べる必要があります。そこで作付け調整を行うせたな町農業再生協議会を中心に、令和4年度中に当交付金対象生産者に聞き取り調査を実施し、また生産者並びに各関係機関と連携を密にしながら情報交換や地域課題の洗い出しを進め、国や北海道に当交付金見直しにおける当町の課題をしっかりと伝えていきたいと考えております。また現在町では令和5年度から始まる第2期農業振興ビジョン策定作業を進めておりますので、当交付金見直しに関わる影響も考慮しながら、そのビジョンの中で町として進むべき農業方針を示してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） それでは再質問をさせていただきたいと思います。町長から今細かいデータもお示しいただきました。私はこの見直しに関する中で課題が2点に整理されるのではないかと思います。

まず1点目は、短期的な視点で見ること。短期的な視点、そしてまた制度の移行期間がある5年間、そしてその先を見据えた中長期的な視点、この2つの視点でしっかりと対応していかなければならないと考えております。まず短期的な視点であります。先ほど町長から道の再生協議会の激変緩和措置の追加があるということもおっしゃられましたが、この転作田で牧草を作付けしている方3万5,000円から1万円に下がるということでかなり衝撃が走りました。全く準備する時間がないです。私が知っている方でも休耕田を有効に利用して新たに機械を投資して、経営をさらに効率化していこうという方もいらっしゃいます。そういう方には交付金の単価の激減というのは、まさに寝耳に水で相当ショックを受けておりました。これを国の政策だから仕方がない。資本主義の経済体制なのだから自分たちの経営の中でしっかりと対処してくれと。個別の経営の中に国の政策の転換を、このしわ寄せを押しつけるのは、あまりにも私は厳しい対応だと思います。数十年にわたり国の政策にしっかりと協力し水田からほかの作物に転換し、農地とそして地域を守り続けてくれている人たちへの対応としましては、唐突で厳しい対応だと言わざるを得ません。先ほど町長が説明してくれたように、道の再生協議会のほうで地域の判断で単価を設定できる全道枠を激変緩和措置として数千円の緊急助成を行う方針というふうに決まったということですので、12月に制度の見直しが発表されてから農家や関係機関の皆さんの切実な訴えが少しばかりでも届いたのではないかと考えております。また少々手前味噌になってしまうのですが、当町の議会としまして1月の臨時会にて、この件に関する意見書案を提案し、採択し、議会としての考え方もしっかりと明確に表したことも少しは役立ったのではないかと考えております。今後ともこの急激で唐突な見直し案に関しては、しっかりと粘り強く行動していきたいと考えております。

次に中長期的な影響への対応です。先ほど町長の答弁の中では賃借料や売買価格、このようなことについてはあまり触れられてなかったとは思いますが、私はこの賃借料や農地の売買価格、このような問題が今後一気に表面に出てくる可能性が高くなってくるものと思われまます。実際に今もう雪が解けると営農が始まります。休耕田を借りて牧草を作付けしている方々においては、新年度の賃借料どうしたらいいかという相談が農協や農業委員会に寄せられていると聞いてもおります。このような問題が今後一気に噴出してくるものと思います。この農地の流動化、そしてその先にある遊休地化の問題など、この表面に見える問題よりさらに根深い、深く難しい問題を含んでいるので、ここはぜひ適切な対処をしないと基幹産業である農業に大きな不安や混乱を招きかねないと思いますので、しっかりと対応していただきたいと思います。このことを踏まえまして以下2点についてご質問させていただきます。

道の再生協は、牧草への激変緩和措置を講ずると打ち出しました。町として、これにさらなる対策をするお考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

2点目、今私が申しました中長期的な課題、農地の問題、賃借料や売買価格このような問題に対する町長の考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをさせていただきます。まず町としての対応ということでの質問がございました。これにつきましては先ほど答弁差し上げましたとおり、北海道農業再生協議会において激変緩和措置が検討されているということでもありますから、それを活用するとともに、実情に合わせまして当町農業再生協議会におきましても定める産地交付金地域枠で、牧草への支援を調整できるよう、これをお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。またこうした制度の見直しによりまして、農地の価格あるいは賃借料への影響というものも、これも出てくるというふうに思っておりますが、現在、転作田として借り受け、牧草を生産している生産者からの賃借料が負担となるといったような声が上がっております。農業委員会の賃借料情報の範囲内で、賃貸者、賃借者間の相対で契約しているということでもありますので、これまでどおり農業委員会の許可内容を尊重させていただきながら契約を進めるということになろうかと思っております。いずれにしても影響が大きいということが考えられますので、町としてもしっかりとそうした動きを注視してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） それでは再々質問をさせていただきます。ただいま町長から私の再質問の1点目の答弁としまして、同再生協の激変緩和措置を利用しながら当町の再生協の地域枠もしっかりと考慮しながら地域の再生協でしっかり考えていくという答弁をいただきましたので、この答弁を聞いて農家の方、今ネットでも見てる方も大勢いらっしゃると思うんですが、少しはメッセージになっているかと思っておりますので、ぜひそこは地域の再生協議会の判断になってくると思っておりますが、ぜひ牧草を栽培して一生懸命頑張ってる方々当町にたくさんおりますので、その方たちへのしっかりした支援をお願いしたいというふうに重ねてお願い申し上げます。

それでは再々質問に入らせます。町内には約5,900ヘクタールの農地があると伺っております。そのうちの約40%、2,400ヘクタールあまりが水田で、さらにそのうちの56%、1,300ヘクタールあまりが転作田、半分以上の水田を転作しているという実態が本町にはあります。この水田活用の直接交付金の見直しは、町の基幹産業である農業の根幹を揺るがす大きな問題だと私は認識しております。その認識の下これからもしっかりと行動していきたいと思っております。ただ一方、長年にわたって水田が畑地として利用されて、今後、水田に復帰するには多額の費用がかかっていくというふうな水田も一定程度存在する実態も認識しております。このような実態から考えると、今後5年間に土地の利用形態についてしっかりとした答えを町として、農家はもちろんですが出していかなければいけない時期に来ていると思っております。最初の質問の時に農業ビジョンにしっかりと今度、この水田活用の交付金について入れていくという答弁をいただいておりますので、ここは新しい農業ビジョンにしっかりと交付金の減額によって受ける影響について入れてほしい、このことを要望したいと思います。

あともう1点、先ほど最初の質問で2月2日に関係機関との情報共有の場を設けたというふうに町長は答弁なされましたが、北海道のほうでもいち早く去年のうちにワーキンググループを作って実務者レベルで、農産、水田作への影響、また畜産飼料作物への影響、そして農地流動化の影響、また治水対策や基盤整備、土地改良区の維持管理、このような4つのワーキンググループに分かれてしっかりとした対策を打ち出しております。当町としても2月2日に行われた関係機関の連絡会、

このようなものを1段階格上げしてしっかりしたワーキンググループを作って水田活用交付金の見直しの対策にあたっていただきたいと強く願いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず中長期的な視点から見ますと、大事なことは、この減収分をどういった形でカバーするかということが大事になってくると思います。現在、議員おっしゃいましたように1,300ヘクタールあまりの転作田がございます。この中で水張りができて見直しをクリアできる、そういった転作田がどのくらいあるのかということ調べる必要があると。クリアできる部分について今までどおり交付金の対象となるということでもありますので、それはそれでよしとして、そのクリアできない部分についてどのようなことが考えられるかということになります。これは農家当事者はもちろんその減収分をどういった形でカバーしていくかという経営戦略の練り直しということは当然されるものというふうに思いますが、そうしたことが農家はもちろん、農協あるいは関係機関、町としてもしっかりとサポートしていかなければならないのではないかと考えているところでございます。そうした中で、議員おっしゃいましたようにワーキンググループという提案もございました。これらにつきましても各関係機関と相談をさせていただいて、しかるべき対応をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて横山議員の2問目の質問に入ります。

横山一康議員。

○8番（横山一康君） それでは2問目の質問に入らせていただきます。高齢化が進む中、今後の除雪サービス事業の在り方について町の見解をお伺いしたいと思います。

ここ数日は春のような天気になってまいりましたが、今年は数年ぶりの大雪で町民の皆さんは大変ご苦労されたことだと思います。特に高齢の方々におかれましては、日常生活に除雪という重労働が加わりさらに大変な思いをされたことだと思ひ心よりお見舞い申し上げます。

さて、せたな町総合計画では、いつまでも健康に暮らせるまちを基本目標の一つに掲げ、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりを福祉政策の基本理念として施策が展開されております。在宅福祉サービスでは、高齢の方々が在宅で安心して生活ができるよう除雪や配食など様々な生活支援サービスが実施されております。除雪に関しては、自力で除雪が困難な高齢者の方々や障害を抱えておられる方々に除雪費用の一部を助成し、在宅の高齢者が安心して生活できるよう支援しております。このような生活支援サービスの提供は、私は非常に評価しておりますが、近年サービスを提供する方々の不足、そして高齢化、またその助成の方法など様々な課題も出てきているものと思います。事業の充実のため役場内では、サービス調整会議や数年に一度、事業の見直しをかけニーズに合った形で事業展開をしていますが、前回の事業見直しから相当な時間が経ち高齢化率の上昇、人口構造の変化等から大きな見直し時期が来ているものと考えます。これからも高齢者の方々をはじめ、社会的に弱い立場の方々住み慣れた地域で安心して暮らすために除雪サービス事業をどうお考えになるのか以下のとおりお伺いいたします。

1番、除雪サービス事業の実績とその課題をお伺いいたします。

2番、その課題解決に向けた取り組みをお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2点目のご質問にお答えをいたします。

今年は大雪ということで町民の皆さんにおいては、今まで以上に除雪にご苦勞があったと思っております。

まずご質問の除雪サービスの実績であります。本年度、現時点で北檜山区112件、大成区66件、瀬棚区46件の合計224件、約500万円の助成を実施しております。近年では、利用件数がやや減少傾向にあります。毎年200件以上もの除雪サービスを必要とされる方がおられると認識しております。議員おっしゃるとおり高齢化率の上昇、人口構造等の変化から私どもといたしましても見直しを検討する時期に来ているのではないかと考えており、サービス調整会議においては、過去からの経緯や課題などを現在、整理している段階であります。また最近では、利用者からの掻き手が見つからないといった相談が増えており、担当課では掻き手の確保に相当苦慮しているところでありますことから、今後の掻き手の確保が最大の課題であろうとそのように認識しております。

2点目のご質問にお答えします。課題解決に向けた取り組みであります。先ほども申し上げましたとおりサービス調整会議で過去からの経緯や課題などを現在整理している段階であります。今後の掻き手の確保のため、また町としてどのような役割を果たすことができるか、現在、利用者や契約されている掻き手の方々、町内会の方々、それから利用されている利用者と現状や課題など意見交換させてもらいながら検討させていただきたいと考えておりますことをご理解いただきます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） それでは再質問させていただきます。町長から今課題ということで、掻き手不足ということが最大の課題だというふうにおっしゃっておられましたので、そこは私の認識と一致しておりますし、また2点目は解決に向けた取り組みというところでも、利用者、掻き手、町内会等々と意見交換をしっかりとやっていくということでしたので、そう行った方向性でしっかりと進めていっていただきたいというふうに思います。ただ町の高齢者の福祉計画、冊子になっているものありますが、それを見ても高齢者の世帯を示したグラフが出ております。ひとり暮らしの高齢者の世帯を見ますと、2015年、平成27年では796世帯、比率にして35.7%、直近の2020年のデータでは772世帯、これは少し下がっていますが、比率としては36.2%と上昇しています。さらにこの772世帯、高齢者のひとり暮らしの方を詳しく見ていくと、75歳以上のひとり暮らしの世帯が499世帯、そのうち85歳以上のひとり暮らしの世帯が183世帯というふうによくの方、85歳でも183世帯の方が1人で暮らしているという実態が出ております。特にこのような方たちの在宅での生活をどう支えていくかということが、今後、喫緊の課題ではないかと認識しています。さらに高齢者福祉計画を見ていきますと、2020年では高齢化率が46.4%となっています。さらに深刻なことに15歳から65歳までの生産年齢人口と65歳以上の高齢者人口が逆転しているという実態も出ています。このことは除雪だけに限らず、介護や医療、福祉にも深刻な影響を今後与えてくると思っておりますが、社会的な弱者といわれている人には、直接影響がすぐに現れてくると思っておりますので対策を急がねばならないと認識しています。実際に私

この冬、高齢の方々のお声を聞く機会が何度かありました。外で除雪をしながら、もうこの雪には限界だ。いつまでここに住めるか不安だという声がたくさんありました。このような実態に手をこまねている自分自身が情けない気持ちにもなりました。また除雪の担い手として日々除雪にあたっていらっしゃる方からお話を伺いましたが、その方も75歳以上の後期高齢者に入る方で、この雪でもう何十件も除雪するには限界だという声を漏らしていました。ここ数年は割と穏やかな冬が続いていたため除雪サービスの重要性は忘れられていましたが、やはり私たちは雪深い北海道に住む以上、雪への備えは怠ることはできません。保健福祉課に過去5年間の除雪サービスの利用実態の資料を出していただきました。町長の答弁でもあったように少し利用者は減少しているというデータが出てました。ただ2018年、平成30年は大雪の年でした。その年は利用者がポンと跳ね上がった傾向も見られました。ということは、これはたった5年スパンでの私の推測でしかありませんが、2022年の冬から2023年の冬にかけては、きっと利用する方が増えるのではないかとということも予想されます。自分で自分の生活をしっかりと維持していくこと。それが困難であれば隣近所のコミュニティーで支え合うこと、これが私は理想的な地域での暮らしだというふうに思いますが、先ほども申しましたように、ここまで人口構造が変化し高齢化率が高まった我が町においては、行政がやはりある程度音頭をとり、全国積雪地帯の先行事例の調査や町内の現状と課題を早急に把握し、来るべき冬には少しでも良い体制での高齢者の皆さんの在宅生活を支える必要があると考えますが、町長のお考え方をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 再質問にお答えをいたします。横山議員から大変貴重なお話をいただいたと思います。この問題は、自助、共助、公助がしっかり連携しなければ解決しないものというふうに考えております。掻き手の問題につきましては、掻き手を増やすことができるのかどうか。あるいは増やせないとしたら少ない中でどういった対応が可能かというようなこと。そういったことも含めて、いただいたご意見も踏まえ、利用者、地域の方々、あるいは除雪をされている方のご意見を聞きながら、どのような解決方法があるのか検討をしてみたいと考えているところでございます。ご理解を願いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） これで横山一康議員の一般質問を終わります。

続いて10番、平澤等議員。

○10番（平澤 等君） ただいま議長から発言の許可がございましたので、私は1点、町長にお伺いしたいと思います。

独居高齢者等の緊急時の対応についてというタイトルでございます。先般の国勢調査のまとめによると、せたな町の居住人口は7,398人、内65歳以上が3,483人、人口比で言いますと47.1%、先ほどの質問と同じようになりせたな町においても高齢化率が進んでいるということでございます。その中で単独世帯が772世帯と報告がございます。昭和の団塊世代がこぞって後期高齢者を迎える現状の中で、健康維持管理について不測の事態に対処できる生活環境を整えることが肝要と思います。このことに限っては、必ずしも高齢者に限ったわけではないということも申し添えたいと思います。

現在、本町においては高齢者等に対応された緊急通報装置が設置されておりますが、今後の対応、



対策について3点に区切ってお伺いいたします。

①現在の設置使用状況はどのようになっているのか。そして2番目として、今後の処置、対応策はどのようになっているのか。3点目に今回の私の1番言いたいところなのですが、設置要件外の希望者に対する対応についてはどのように進めていくのか。

以上、細かく聞きましたが、この点について答弁願いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは平澤議員の1点目のご質問からお答えいたします。緊急通報機器の設置台数であります。北檜山区26台、大成区14台、瀬棚区10台の合計50台の設置をしております。また在庫については現在12台保有している状況にあり、その耐用年数は10年で、1台7万円程度で毎年更新計画により更新しているところであります。

2点目のご質問でございますが、今後の対応策についてであります。平成28年に制定しましたせたな町高齢者等安心見守りネットワーク事業実施要綱により、町内に登録のあります事業所などを中心に386団体、また道新檜山会、コープさっぽろ、町内郵便局との協定により高齢者等安心見守りネットワークが既に構築されているところであります。また民間の有料サービスを利用されている方もおられますので、町としては引き続き、健康状態、心身状態から日常生活に支障のある方の世帯などにつきまして緊急通報機器の設置と高齢者等安心見守りネットワークを活用してまいりたいと考えております。

3点目です。設置要件外の希望者対応についてということですが、緊急通報機器の設置要件として、おおむね65歳以上で援護を要する高齢者世帯、それから援護を要する重度心身障害者世帯、3つ目健康状態、心身状態から日常生活に支障のある方の世帯など対象範囲を広く定めており、またケアマネージャーなどがその世帯を訪問調査し、サービス検討会議でその必要性を判定するというような流れになっております。そうした中で対象外となられた方の設置希望については、現在ございませんということでお聞きしております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 再質問させていただきます。ただいま町長の答弁の中にございましたけども、この緊急通報システムというのは、先ほど同僚議員から質問あったように雪の排雪の大変な事業、それからまた災害等によって高齢者等がその時の緊急避難的なものとリンクすると私は考えてございます。そういった点で、町長の今回の執行方針にもありましたけども、自助、共助、公助という点で、それぞれが自ら助ける、近所も助ける、そしてまた公の立場で助けるという点から見れば共通するものがあるんじゃないかならうかと思えます。そういった点で、今回、町の対応策として稼働台数は極めて今50数台ということで町長から報告ございました。在庫が12台ということなので、全部合わせても今のでいけば70台に至らないと。非常にまた高価なものであるということでございますけども、この老人世帯の中で非常に突発的な疾病等について不安を抱えてる方は少なくはないと思うんです。そしてまた団塊の世代、今これから高齢化率がさらに一段と多くなっていくという状態の中で、これらに対する対応については、しっかり間違わないように対応していかなくちゃならないと、そういうふう思うわけでございます。たまたま資料で道央の奈井江町の資料を手にすることができましたので、その資料によると、やはりこの緊急通報装置ということもござい

ますけれども、その中には、ペンダント式、ボタン式、据置式、その3つの方法があって、そのほかにも対応の仕方によってはいろいろなパターンが考えられるということでございます。そして、その中において、先ほどのテーマは独居老人等でございますけれども、家族が複数あっても、その複数若い方がおられても仕事等に行ってる場合には、たまたまその家庭の中で1人になる場合があります。そういった時に不測の事態発生した時に、その安心、安全策として通報装置が非常に有効効果があるんでなかろうかと思うわけでございます。町長が日頃、申しております町民の安心、安全を届けるという点からいけば、そういった時の配慮も必要でないかと思うんです。それで先ほど町長の質問にあった、設置要件外の希望者がいないということで1回目の答弁で言われましたけれども、こういった希望者に対するそういう独居世帯含む一般家庭に対して、そういった取りまとめをしたのかしないのかと。また、それに対する費用の負担、これはまた奈井江町の事例を見ますと、電話機がN T Tの電話があるところによってはレンタル料は極めて500円以下の費用で毎月使用できるということでございます。やはり健康上に不安を抱えてる家庭があれば、そういったもののできるんですよ。また町で対応できますと、そういった考えの中で住民に周知する必要があるし、また希望をまとめるということが必要かと思うんですけれども、これから実績ない中で、この私の質問を機会にして、今年以降どのように対応していくのか。またそういった住民の不安解消に向けての取り組みについて再度質問いたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。現在、町では自立した生活をされている方への対応はしてございません。しかし昨今そうしたニーズが増えているというような状況、それに伴って民間有料サービス、これも随分この安価なサービスも出てきているということが聞かされているところでございます。現在、対象の方々からの希望はございませんが、今後そういった方について、このそうした定額の民間サービスを利用している他町の例などもありますので、町としてどこまで対応できるか。また何ができるかということについて検討させていただいて、安心してこの町に暮らしていただけるよう配慮してまいりたいと考えておりますことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 再々になりますけれども、町長もう1個確認させてください。私が申し上げたのは、設置要件外の希望者等があればということだったんだけど、その取りまとめはしてないということなのでまだない。であれば私が1番言いたかったことは、町内の高齢者等という形で、そういう緊急通報装置、これは据置式からペンダント式あとはボタン式、それからパターンいろいろあるんですけども、そういったものを使って費用も割と格安でできるものがあるということで、これは高齢者を重点的にでございますけれども、町民の方に周知していただきたい。そしてまたただではできないんです。そういった意味で費用がかかる。そのことについてもしていただきたい。確かに今、保健福祉で担当してるサービス検討会議の中で、この方についてはこれはぜひ必要だから、この方についてはもう既に設置してる。それが先ほど話があった50数件でないかと思うんですけども、ただ一般健常者の方でもいつ突発的なことが起こるかわからない、もしくは持病を持っている方については、やはり不安があるということにつき、ぜひ設置を希望するということがあることもあるやもしれません。そういったことでその分について、町からそういった方に対して希望、

そしてまた費用面について、希望しますかどうかということについて内容を詳しく回覧等で説明し希望をまとめていただいて対応していただきたいということなんです。町長については、これからまだ検討しなければならぬけれども、そういったことを今年度、もしくは近い時期に対応するように皆さんに周知し、その分についても皆さんの安心、安全のためにこれを徹底していきたいと。そういう答弁をしていただければ私はわかりますけど、 よろしく。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 2問目でそういう形で答弁差し上げたというふうに考えておりましたが、舌足らずのこともあったというふうには思いますので、もう1回答弁をさせていただきます。現在は自立した生活をされている方、これは対応をしております。しかしそうした議員のおっしゃるようなニーズもこれから増えてきているというふうにも実感しております。そこで民間有料サービスなども随分いろいろなサービスが提供されて安くなってきているというような状況もございます。また町の例もございますので、そういったことをしっかりと勉強させていただいて、対応について検討させていただきたいという答弁でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 以上で平澤等議員の一般質問を終わります。

ただいまより11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

続いて6番、道高勉議員。

○6番（道高 勉君） それでは一般質問をさせていただきたいと思います。令和4年度予算編成における行財政改革の取組についてということで題を設けております。

令和4年度の予算編成は高橋町政5期目の初年度でありまして、通算で17回目の予算編成方針と思っております。未だに終息の見通しが見えない新型コロナウイルスの影響下の中で、本町にとっても持続可能な財政運営を進めていくためにもしっかりと行財政改革を推進することが不可欠であると考えております。私は予算執行方針の中で特に触れられていないことについての2点について伺います。

まず1点、令和4年度予算編成における経常経費などの節減状況、そして経常収支比率、財政計画との基金運用状況、そして今年度における町長の目玉政策についてお伺いしたいと思います。

2点目、令和3年度に策定するとしておりました町行財政改革大綱及び改革推進プランの進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは道高議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

予算編成につきましては答弁少し長くなりますけど、しっかり答弁させていただきたいと思っております。

毎年新年度予算編成にあたる際には、職員に対して国の経済状況や町の財政状況をはじめ、予算編成における基本的な考え方について予算編成方針を通知しているところであります。

令和4年度予算編成にあたっては、一本算定2年目となり相当厳しい収支見通しが予測されるとともに財政計画にて収支不足が見込まれることも鑑み、1つ目として、事業評価の検証、事務事業の整理統合などスクラップアンドビルドによる事業の見直しを実施、2つ目として、公共施設個別施設計画に反映するために公共施設の今後の在り方を集落施設が所在する各町内会等への聞き取りの実施などを実施し、経常経費の節減に努めるよう指示したところであります。令和4年度の経常経費については、総額で61億9,848万9,000円であり、昨年度と比較して54万6,000円の減となりました。ほぼ横ばいの推移となっておりますが、人件費では、人事院勧告による期末勤勉手当の支給率の変更や一般職の減、会計年度任用職員の退職手当組合負担金の遡及納付の減などにより約6,500万円の減、物件費では、普通旅費は出張とWEB会議を効率良く使い分けることで9.2%の削減、また地区会館として役割を終えた貝取潤ことぶきの家、平浜会館の2施設を用途廃止し施設関係経費の削減を行った一方で、国の働き方改革による委託にかかる人件費の増加などの影響を大きく受けましたが約800万円の削減を実施しております。また公債費においては、利子の減少により約3,500万円の減となっております。しかし一方で、各施設の維持補修費や地域交通関連経費などの補助費が大きく増加していることから全体として減少とはなっておりません。こうした節減による経常経費の削減にも限界があることから引き続き将来を見据えた事務事業の見直し、公共施設の適正管理とニーズに合った整理統合を実施して更なる削減に努めたいと考えております。

次に経常収支比率についてですが、令和2年度決算で87.7ポイントであり、今年度の決算見込みとしましては、普通交付税の追加交付や各種交付金の増額による一般財源の増加を見込んでも若干改善の87.5ポイントと積算しております。こうした状況を見ても依然として財政の硬直化は高いことがわかり、今後の普通交付税の減少に備えるためにも、これまで同様に行政改革に取り組んでまいります。

次に財政計画と基金運用状況についてですが、令和3年度の財政計画と実決算見込みを対比しますと、取崩しが計画では4億2,600万円に対し、決算見込みでは4億5,000万円、積立が計画では1億800万円に対し、決算見込みでは約4億700万円となる予定であります。また一般会計の財政調整基金、減債基金、特定目的基金を合わせた残高は、計画では41億6,200万円に対しまして、決算見込みでは46億4,000万円の見込みとなり、財政計画より上振れした基金残高を維持できる見込みでございます。これは一本算定初年度である令和3年度の普通交付税が費目新設により見込みより上振れしたということ、更には国税の増収による交付税原資の補正に伴う追加交付など、計画策定時には想定されていなかったことにより基金に積み増しすることができたことが要因であります。しかしながらこれらは突発的な出来事でありまして、今後、継続するということがないことから歳入に見合った歳出を原則に予算編成をしていかなければなりませんので、基金を活用する事業の実施には優先順位をつけた中での最小限の取崩しとし、ふるさと納税を中心とした基金積立財源の確保についてもより一層努めてまいりたいと思っております。

またご質問の目玉施策でございますが、令和4年度の予算については、継続事業の推進と各分野

で必要とする予算を精査し、バランス良く予算措置をしたところであります。特に将来を見据えた予算としては、2050年のカーボンニュートラルの実現と地域経済の活性化や新しい再生可能エネルギービジネスの創出などを推進する上で重要となる地域エネルギービジョン策定に係る予算を計上したところでございます。

2点目のご質問にお答えいたします。以前から道高議員からの一般質問に答弁してきたとおり、財政の健全化や行政の効率化を推進する上で、継続的な行財政改革は必要であることは議員と考を一つにするとところであります。議員が令和3年度中に新しい行政改革大綱を策定するとした質問については、町としては、現在、今後の行政改革を見越し、令和4年度に策定する準備を進めているところでございます。また令和3年度実施した行政改革では、既存の行政改革大綱の基本方針に基づき定員適正化計画、せたな町公共施設等総合管理計画の見直しと、組織、機構改革として、総合支所の支所化などに取り組みながら、事務事業の見直しや政策評価調整会議により継続的に事務事業の効率化に努めているものでございます。

次に改革推進プランのご質問であります。行政改革大綱の完成後の策定となりますので、これはご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 今、町長のほうから令和4年度の予算編成にあたっての基本的なガイドラインと言いますか、そういったもののお話、そしてまた経常収支節減状況ということで承りました。やはり先ほど町長も言ったように歳入、今年の場合は本当に交付税も増えていると、これは突発的な要因ということだと思います。それ私も同じ認識をさせていただいております。やはり17回目の予算編成、そしてあと4年すると20年経ちますね。基本的に私は行財政改革大綱、これが旗印です。25年から29年まで第2次まで作ってあるわけです。それ以降、今特にそういった大綱もない中で、行革いろいろな削減をしてきているということですが、私はまずきちんとした町のフラッグ、旗印をきちんと上げて、それを町民に説明して職員一丸となったそういう姿勢というのがまず高橋町政にとって必要なことだと私は思うんです。そういう形でずっとやってきたわけです。その平成30年から令和2年までですか。ようするに令和3年から始まるんです。令和3年度から令和7年度の5年というのがあります。私は、その遅れている原因は何なのかと。きちんとした町としてのそういうプランニングをきちんと示して、それに向かって行革を進んでいくかという錦の旗をきちんと掲げてやっていくんだということの、そういった一致した職員の心構えと言いますか、町に取り組む姿勢、町長はじめというものが無い。それが今町長の答弁でありますと、もう1年延びて4年からやりますって話です。4年ありますと5年からですね実際になりますと。たまたま財政的にいい環境であるということにありますから、そんなに緊張感も薄れてきているのかということも私も危惧をするんですけども、そこはきちんとまず令和3年度中にやるべきだったんじゃないかと思っております。それについてのきちんとした延びた理由をまず1点それをお伺いしたいと思います。

それから私は経常経費、これは3点あります。公債費、それから扶助費、人件費、それプラス町長がおっしゃったように物件費、これはランニングコストです。行政を運営するには欠けてはなら

ないランニングコストがあるわけです。物件費関係です。それを入れますと大体88%と。町の適正な経常収支比率というのは70から80だということでは言われてます。しかしながら小さい町で人口が段々減っていく町においては、なかなか私は経常経費の比率を7割台にするというのは難しいことだと思うんです。ある学者の話をするると70、80はこれからの経費的においては当たり前だと、だいたい85から90ぐらいが本来の経常経費ですよと。そうなりますと政策経費がなくなるわけです。ですからさっき町長がおっしゃったように、スクラップ・アンド・ビルドという話をされました。これは一生懸命やらないとならない。私もその通りだと思います。私も何年か前に一般質問させてもらった時に話したことは、これから改革に取り組むにあたっては、今までは、何を潰して何を止めてということ。財源はそしたら何を使うのかということだったんですけど、私はだからこれからはこの町はこういった需要があって、ニーズがあって、これのために財源が必要なんだというものを明示するためには、スクラップアンドビルドでなくてビルドアンドスクラップだということも私はお話させてもらった経過がありますが、そういう発想の転換、これからの町の改革、改善、そしてまた取り組むべき課題こういうものがあるんだと。そのためには財源をどう導いていくかと、使い道のはっきりしない中で、町民に削る削るという話になりますと、なかなかこれは理解を得られません。私は合併した町として、大成区、瀬棚区、北檜山区の町民の皆さん方が公平公正な行政、福祉サービス、これを維持するためにそれを継続、維持するということになりますと、その辺のことをきちんと整理してそれを明らかにして、そのために財源が必要なんですと。そのために皆さん協力してくださいというそういう発想の転換の中で、これから行革に取り組む必要があるんでないかと改めて私は提言をさせていただきたいと思います。このことについてどう考えるかまず2点目です。

それとあと私は基金の関係ですけど、基金が今46億あると。これ財政計画で言うと大変厳しいんです。去年策定された財政計画がありますが、この5年間ぐらいは財調も大体10億ぐらいあるんです。財政調整基金の考え方として、これは標準財政規模57億今ありますよね。これの1割と。1割ですよということが大体財調の基本ですよって話で私も思うんですけど、しかしそれでいいのかと。私は財調の基本というのは、貯蓄というものは何でも使える。そしてまた基金を運用しながら今予算組んでいるわけです。財政計画では令和12年度であります、12年後の財政を見ますと本当1億台しかないわけです。今貯まっていますけども、それにしてみても5億台です。だからこういう長期的な展望に立った中で私は1割でなくて1割5分か2割ぐらいの貯金というものは必要でないかと。そういった考え方を高橋町政きちんと持っていただければということで、その辺についての考え方もお伺いしたいと思います。これ2回目の質問になります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、今の3点について答弁願います。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。財政改革大綱につきましては、これ29年までということになっておりましたが、この目的は一本算定に向けてしっかりと対応できる、そういった状況を作っていくということが主な目的でございました。これは今年一本算定の2年目の予算編成となりましたが、しっかり予算を組むことができたということは、これまでの取組が功を奏したというふうに安堵しているところでございます。これから今度は一つの町としてのまちづくりを本格的に進めていくということになりますけれども、経常経費の話もお聞きいただきましたが、経常経費に

つきまして、現在87.7ということで他の合併町と比較しても決して劣っている数値ではない。むしろ頑張っているという状況でございます。これを改善していくためには議員おっしゃいましたように行政コストの削減ということは避けて通ることができません。これについては町民の痛みも出てくる。協力も必要ということでございまして、丁寧な説明をしていかなければならないと思いますが、しかしこれに手を付けないわけにはいかないということもございまして。またこうしたコストの削減ばかりではなく、この歳入を増やす取り組みということも一方では考えていかなければならない。私としても、やりたいことは本当にたくさんございますけども、なかなかそういった財源の制約からサービスを増やすということはできないでいるという状況がございまして、こうした歳入を増やして財源を確保するという取り組みをしっかりとやらせていただきたいと思います。このことについては、再生可能エネルギービジネスの創出、あるいは風力、ウインドファームの誘致など、大変、大里のウインドファームなどのように地域経済に与える影響も大きい、あるいは、そのビジネスによって税収も増えるということもありますので、これは一つ町としてしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございまして。基金のお話もございました。現在、基金につきましては3年度末で46億というお話をさせていただきましたが、財政調整基金では14億でございます。したがって、議員のおっしゃっている1割から2割という、そういった状況にはなっているというところでございまして。安定した自治体運営をするためには、こういったある程度の蓄えが必要ということでございまして、これはしっかりそういったことも考えながら基金の問題につきましても、行財政運営につきましても取り組んでまいりたいと考えているところでございまして。いずれにしましてもせんな町の行財政運営につきましては、こうした状況から身の丈に合った行財政運営をしなければならないということにつきましても、肝に銘じているところでございまして、議員の皆さんのご協力につきましても、よろしくお願い申し上げたいということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長1点目、質問者からは大綱設置と、旗揚するのかどうかという質問がございまして、それについても現時点での考えを示してください。

○町長（高橋貞光君） この大綱につきましては、3年度に取り組むということは申しております。3年度以降に取り組むということで答弁を過去にしたところでございまして。先ほど言いましたように、これまでの大綱については一本算定をソフトランディングを目指して進めてきたということで、これが無事にそういったことで対応できてきていると。今後につきましては、今度は一つの町としてのまちづくりを真剣に進めていかなければならないということから、これを令和4年度に大綱を策定してまいりたいということで、先ほども答弁させていただいたところでございまして。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 再々質問です。それで今、町長いみじくも令和3年度以降においてという話をしました。私は初めて聞くんです。だからどこでそういう話をされたのかあれですけども、いろいろな場面で、総務厚生常任委員会でも話したわけですけども、認識がちょっと違うし、そこはきちんとこれまでの経過というのを変えないでほしいと私は思います。ですからそういう答弁がこれまでずっとしているものですから私はそういう考え方で、どうなんですかって話をさせてもらったわけなんです。だからそこを3年度以降ということは、そしたら4年度になるのかな、いつにな

るのかなというふうになるわけですが、そこは腑に落ちない点であります。私は、今、町長がおっしゃったように、とにかく財政の改革大綱という町の姿勢というものを、フラッグというものをきちんと掲げて今までもずっときたわけですから、それがましてこういう一本算定という厳しい中、たまたま突発的なこういう財源のあった中で何とか予算編成、これからあと4年間は大丈夫ですかなっているぐらいの気持ちだと思えるんですけど、でもそれ以降、財政調整基金もようするに今は14億でありますけど、しかし10年後、令和12年度には枯渇してるわけです。ですから既にそのぐらいの気持ちで12年を見据えた中で、そういう財源確保というものが必要でないかと。財調も必要でないかというお話を私はさせてもらっている。今じゃないです。今は16億もあるわけですからいいですけど、しかしこれが毎年、毎年、財調から繰入れて予算編成やってるわけですから、これが今、社会情勢、国際情勢によっては大変また町のいろいろな支出面で財源が必要なきもあるか分かりません。それに備えるための財調でもありますので、そういうことからすると、備えあれば患いなしではないですけども、基本的に私は入るを量りて出ざるを為すという、これは財政上における基本的ですよ。本来入ってくるお金で歳出の事業を組むんだと。貯金は本当に困った時ということ、これは原則だと思うんです。だからそういう面で何が起るかわからない情勢の中で我が町としてしっかりとした安定的な財政運営、財政規律を守っていくんだという姿勢を、令和3年度でできませんでしたので、令和4年度の中には、そういう錦の旗の大綱をきちんと策定するという事で、町長の強い決意を、事業執行するんだということの確認をもう一度させていただきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。現在、既存の行政改革大綱に基づいた行財政改革については継続実施しております。先ほどもこれは答弁させていただきました。一本算定への対応に区切りの着いた状況というふうに考えておりますことから、今後、持続可能な行政を見据えて、令和4年度に新たな計画を策定してまいりたいと考えております。

改革の主な内容でございますが、行政組織、機構の抜本的な見直し、そして公共施設等施設計画に基づく施設の統廃合などを進めたいと。それから財政計画であります。令和3年3月に策定しておりますので、これに基づいて持続可能な行財政運営に努めてまいりたいと。それから同じく昨年、公共施設等総合管理計画も見直しをさせていただきました。これに基づいてしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。議員は、入るを量りて出ざるを為すというふうにおっしゃいました。私もそのことは、そのとおりだなということで同じ意味として身の丈に合った行財政運営を進めていくというふうに常々申し上げているところでございます。いずれにしても、将来がしっかりと持続可能で町民のための町政運営が確保されますように、これからも緊張感を持ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますことをご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） それでは質問の2問目に入らせていただきます。

自治体DX、デジタルトランスフォーメーション推進計画の取り組み状況についてであります。令和2年12月に自治体の情報システムの標準化、共通化など、デジタル社会構築に向けたデジタル・ガバメント実行計画が閣議決定されまして、全自治体が令和6年度末までに自治体DX推進計



画を着実に取り組んでいくこととしております。

そこで次の点について具体的にお伺いをいたします。本町におけるこれまでの取り組み状況について、2点目、推進体制として組織体制の整備、デジタル人材の確保、育成などや重点取り組み事項として6項目が掲げられておりますけれども、取り組み目標時期や組織体制の整備、業務改革などについてお伺いをいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 道高議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきます。

自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画については、令和2年12月25日にデジタル・ガバメント実行計画が閣議決定され、自治体関連の各施策について自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策などを取りまとめて策定されたものであり、対象期間については、先ほど令和6年度末までとご質問されていましたが、令和7年度末ということでございます。自治体が自治体DX推進計画を踏まえて、着実にDXに取り組めるように自治体DX推進手順書が作成され、全国統一的な取り組みとなる自治体情報システムの標準化、共通化及び自治体の行政手続きのオンライン化においても作業手順書が示されているところです。

1点目のご質問にお答えいたします。これまで町は、国の示す自治体DX推進計画に基づき、マイナンバーカードを用いてオンライン手続きを令和4年度末まで可能とするよう、子育て関係15件、介護関係11件、被災者支援関係1件、現在、国が町に求めている全手続き合計27件についてオンライン化を進めているところです。また27件の手続きに加え、町民からのオンライン申請を効率的、迅速に処理するための電算システム改修とマイナンバーカードによる転出、転入予約をオンライン化するための住民基本台帳システム改修について、令和4年度内のサービス開始に向けて作業を進めているところでございます。

2点目のご質問にお答えをいたします。重点取組事項の6点については、自治体の情報システム標準化、共通化、それからマイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続きのオンライン化、自治体のAI、人工知能やRPA、ロボティック・プロセス・オートメーションの利用促進、それからテレワークの推進、セキュリティ対策の徹底の6項目でございます。

1つ目の自治体の情報システム標準化、共通化については、目標年度が令和7年度末までとされておりますので、当町におきましても国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行に対応するため、遅滞なく取り組みを進めているところでございます。

2つ目のマイナンバーカードの普及促進については、カードの未取得者が窓口に来庁された際の取得への説明や町広報誌等での周知活動など行ってきましたが、残念ながら取得率が低いことを踏まえまして、令和4年度については取得率向上に向け新しい取り組みを考えているところです。

3つ目、自治体の行政手続きのオンライン化につきましては、先ほどの1点目のご質問で答弁したとおり、令和4年度内のサービス開始に向けて進めているところでございます。

4つ目、自治体のAI、RPAの利用促進については、業務の効率化、業務プロセスの見直し、情報システムの標準化、共通化など進めてまいります。

5つ目、テレワークの推進については、今般の新型コロナウイルス対策においても感染拡大の未

然防止や行政機能の維持のための有効な手段であることから、当町においては令和2年度に環境整備をいたしました。

6つ目、最後のセキュリティ対策の徹底については、ガイドラインを踏まえてせたな町行政情報セキュリティポリシーを策定しておりセキュリティ対策を講じています。このように6項目については、国の方針に沿って遅滞なく取り組んでいるところであります。また組織体制でございますが、現在、総務課情報管理係がDX推進担当を兼ねて各課業務担当者と緊密に連携し事業を進めているところです。

今後においては、デジタルに精通した人材の育成や確保に努めるとともに、デジタル化に伴い町民皆様の利便性の向上を図りながら業務改革を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） ただいま町長から現在の取組状況について説明をいただきまして、大体このように進んでるのかなと、ちょっと安心したところでございます。それでデジタルというのは私も疎いほうで、いろいろ参考書見ながら勉強したんですけども、時代の流れは完全にもう、国は去年の9月にデジタル庁を発足して本格的に取り組んでいこうということなんです。それについて国のほうもいろいろな予算化して、6年度末から7年度末ということ1年延びましたので、私の年度の間違いでございました。そういうことの状況の中で、これは行政としても、我が町としても地域全体のデジタル化をどう進めていくかというのは大きな行政課題の一つであろうかと思うんです。今町長のいろいろな取り組みについてありましたけども、基本的に令和4年度から7年度末の4年間における、まず国のガバメントの推進計画ありますけど、私はせたな町版におけるデジタルトランスフォーメーションの推進計画というものをまずきちんと作るべきでないかと。それを行政ばかりでなくて議会と、それから地域の関係事業者いろいろなことのそういう連携した取り組みというのは基本でなかろうかと思うわけです。せたな町版のDX推進計画というものを策定するという。それを一つの基本としながら、そしていろいろな事業を計画的に実施していくんだという考え方があるかどうか、まずそれをお伺いしたいと思います。

私は、これが進みますと本当にこれまでのオンラインだとかありますけど、申請だとかありますけど、大きく変革するのは第1問で私は行革の中での経費節減、これは今、紙文化でやってきてますけど、これがデジタル化になりますと本当にタブレットだとか、ペーパーレスが急速に進むのかなと、これは大きいと思います。こういったこれからの行政の在り方、町の在り方としては大きく行政改革にいろいろな面で経費節減にも繋がる。そしてまたサービスもいろいろな面で新しい情報対応、それから人口が減ったとしてもきちんとしたサービスを受けられるということの町と言いますか、取組というのは、夢がある地域づくりというのを期待できるんでないかと。私はそういう面では、きちんとしたデジタルの戦略的なものの計画というものは作っていただきたいと思うわけです。その中でやっぱり1番大事なのはデジタルの弱者、高齢者です。最近では高齢者の方もみんなスマホ持って大分慣れてきて、取得率も多くなってるそうなんですけれども、しかし苦手な方々が地方においてはあるのも事実です。そういう弱者に対する対策も取り組まれるということでありますから、そこは本当に町としてもマイナンバーカードから発するいろいろな切っ掛けとしたそうい

う対応策についてもしっかりと取っていただきたいと思うわけです。それで私は行政の事務において、今いろいろな面でこれまでのコンピューター対応でこうやってきてますけども、しかしまだ手を付けられていない各課においてデジタル化をすることによって、さらにこれは皆で共通の業務改善推進があるんだと。そういうことが各推進町では取り組んですけども、だから町長さっき言ったように各課のそういうデジタルの担当者ということで置きながら、そしてそれについてしっかりと連携と言いますか、取り組んだという話もありましたので、そこを人材育成も含めて専門的な職員の配置もこれからマンパワーとして必要なことも出てくるかもわかりません。自前の職員だけでできるのかどうか。相当なエネルギーと言いますか、知識と言いますか、そういったものが必要なことだと私は思うんです。そこをきちんとした担当者、スタッフの、さっき総務課の情報管理係でやると言いますが、本当に1人ぐらいの担当で置けるもんじゃないと思うんです。そこはきちんとした戦略室を作って4年間における対応策をきちんと取り組んだということは私は職員にとってもそのほうがお互いに頑張るぞという連携を深めていける機会になるのかと思いますので、その辺しっかりとした取り組みについてお伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、せたな町独自の推進室の計画、あと町内の今後の効率的な対応について答弁を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まずこの国の一連のデジタル・ガバメント実行計画、これを北海道あるいは町村においても、こうした取り組みを進めていくということでございます。世の中の動きどんどん加速しているという状況の中で、国の示した計画に沿って町は取り組んでいくということになりますが、そこでせたな版の計画というものはどう考えるんだという質問がございました。そうした中で、現在、ソサイエティ5.0ということで、北海道におきましても推進計画ができているところでございます。これは今後10年の北海道の姿を見据えまして先端技術などの未来技術の活用を一層推進するというところで、暮らしや産業、行政と様々な問題を解決し、課題を解決して活力あふれる北海道を実現するというところでございますが、これと同じように町としましても、これらのアクションプランなどと連携をして、しっかり町としても未来技術を活用した活力あるせたな町というところまで進めていかなければならないと考えているところでございます。そのための町の組織あるいは人材確保ということでのご質問もございましたが、議員ご心配されていることはもったもだと思っておりますが、しかし私どもとしては、案外うちの町、優秀な職員が多いです。したがって今しっかりと取り組みが進められている状況でございますが、今後の状況においては、やはりそういった人材の確保についても考えていかなければならないという状況になりましたら、それはしっかりと対応してまいりたいというふうに思います。いずれにしましても、議員のご質問の自治体DXの推進計画、この取組については、遅滞なく進めてまいりたいと考えているところでご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 皆様にお諮りいたします。昼食時間になりますが、道高議員の質問が終わるまで、このまま会議を続けたいと思いますのでご了解願います。

道高議員。

○6番(道高 勉君) 3回目です。今町長がおっしゃったせたな町版のDX計画です。これについて道のあれを見ながら、町は作らないということですね。町はそういう戦略的な計画は作らないということですね。その辺ちょっと確認。私はもしなるとすればせたな町版の、全道は全道、道は道、せたな町はせたな町としたそういうきちんとした推進計画、そしてそれを説明して、こういった計画になるということ議論していかないとならないと思うんです。そこはきちんと策定する必要があるのではないかと私は思うんです。そこをもう1回。アバウトな答弁でございましたのでしっかりとした答弁を一つ。それで私はあと業務の改革、これはやっぱり出てくるんです。見える化、要するにいろいろなこの業務がこういったものがあるんだと見える化した中でのその取り組みをデジタル化をどうするかということ、その作業が大変だと私は思っているんです。1人や2人の職員じゃなくて、そのことを真剣に担当されてる職員の話を聞きながら、こういうべきだという一体とした取組、そういう大事業、大改革やるんだとなったときに本当に今の組織化でいいのかということも、全体的なことを考えながら町長、取り組んでいただきたいと。私はその辺ご期待を申し上げて3回目の質問を終わります。

○議長(真柄克紀君) 高橋町長。

○町長(高橋貞光君) 3回目の質問にお答えをいたします。今デジタルDX計画を進めるにあたって、町としては行政手続きの抜本的なオンライン化やワンストップ化、手続きの簡略化、書面、捺印、対面主義からの脱却、国、地方を通じたデジタル基盤の標準化、分野間でのデータ連携基盤の構築、それからオープンデータ化の推進、これらを今実現しようという取り組みでございます。当然これらを利用されるのは今度は町民ということになります。町民の皆さんにそういったサービスを提供する。サービスを構築するためには、今職員がやっておりますが、これは今言ったように各課に跨がる作業となりますので、これは当然1人、2人でやるということではございません。当然DX推進チームというようなものを作りながらしっかり対応していかねばならないというふうに思っているところでございますし、また町民の皆さんに、それを利用していただくためには、そういったお知らせや、そういった広報活動などもこれからしていかなければならないと思います。そういったことで、はじめてDX計画が上位するというということになりますので、その辺の部分についても、あるいはこの計画を進める段においても必要な人材の確保は進めてまいりたいというふうに考えてところでございまして、他町に遅れを取ることなく、しっかりと対応してまいりたいと考えていることをご理解いただきたいと思います。

○議長(真柄克紀君) これで道高勉議員の2問目の質問を終わります。

ただいまより昼食休憩に入ります。

1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時10分

○議長(真柄克紀君) それでは休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

3問目、道高勉議員。

○6番(道高 勉君) 3問目の質問をさせていただきたいと思います。

町職員のパワーハラスメント防止対応についてであります。令和元年5月に労働施策総合推進法が改正されまして、職場におけるパワーハラスメント、俗に言うパワハラ、防止対策が事業主に義務付けられたところがございます。この点を踏まえまして次の3点についてお伺いをいたします。

①本町職員に対するパワハラ防止対策としての具体的取組について、②職員個々へのパワハラに関するアンケート実施の有無について、③パワハラに関わる懲戒処分基準の明確化についての3点についてお伺いをいたします。

○議長(真柄克紀君) 高橋町長。

○町長(高橋貞光君) それでは道高議員のご質問にお答えをいたします。

職場におけるパワーハラスメントは、職員の能力の発揮を妨げるだけでなく、職員個人に対する人権侵害の観点など、職場を維持していく上で許されるものではございません。身体的、精神的な攻撃、過大、過少な要求や人間関係からの切り離しなど様々なパワハラがある中、当町においてもパワハラ防止を含んだせたな町職員のハラスメント防止等に関する要綱を定め運用しているところでもあります。

1点目の職員に対するパワハラ防止策の取組についてであります。職員の資質の向上とハラスメントの知識取得を目的に、平成30年9月に講師を招聘しハラスメント研修を開催したほか、衛生管理担当者はセミナー等を受講し知識の取得と共有を図り、対策を講じているところでございます。ハラスメントを含めた職員研修事業については、コロナ禍により2年間開催できていませんが状況が落ち着き次第、引き続き開催してまいります。

2点目のパワハラに関するアンケート実施の有無についてであります。せたな町職員のハラスメント防止等に関する要綱に基づき、総務課にハラスメントの苦情相談窓口を設置しているほか、直属の上司や所属長に対しても苦情相談をできる体制を取っております。しかしこれらの相談を対面では言いづらいことやパワハラを受けている職員が潜在的にいる可能性を考慮いたしますと、アンケートの実施について今後検討していきたいと考えております。

3点目のパワハラに関わる懲戒処分基準の明確化については、現在、せたな町職員懲戒処分審査委員会規程に則り運用しておりますが、昨今のハラスメントは多種多様化してきていることから、それらに対応した規程に改正してまいりたいと考えているところでございます。

ご理解いただきたいと思います。

○議長(真柄克紀君) 道高議員。

○6番(道高 勉君) パワハラについては、昨年の定例会でも石原議員からの質問できちんと対策は講じてきているということは承知しておりました。やっぱりこういう職場環境において町長が今申されましたように人権の尊重と、風通しのよい環境作りということがこれから基本だと思います。確かに相談窓口、研修会やってきておられると。それは一つの要綱の中で定められたとおりの事業の実施ということで、それは当然にやるべきことだと思うわけです。今町長もアンケートの実施については前向きに検討すると、前向きとは言いませんでしたけども、検討するという話でありました。私はこの仕組みを作って、この要綱できちんと対応しますよといったその目線がどうも事

業主の目線で作られた内容かと思うんです。やはり弱い職員の立場からすると、やはり一つ足りない部分があるのかと。もう少し目線を下げた中でのそういうパワハラの問題を解決するんだと、そういう環境作りをするんだという視点が我が町としては必要でないかと思うわけでありまして。それで直接、上司それから、総務課のほうもあると、相談窓口あると言いますが、パワハラは上司から部下のほうにというものです。だから結局、そういう苦痛を受けてる職員からすると、なかなかそれは言いづらい、耐えるしかないということで、そういう状況にも繋がると。たまたま昨年、行政組合の中でそういうパワハラ問題が生じて、そしてアンケート調査したならば事実が発覚したと。それで関係者については処分を行ったという本当に残念な事実が発生したわけでありまして。そういう面で、本当にどの職場においても私はよくチームという言葉を使いますが、我が町、町民のためチームごとに課長、副町長、町長が中心となってやってるまちづくりを一生懸命貢献されてるわけです。そういうマンパワーの職員がそういう環境にもしあるとすればこれは本当に痛ましいことだし、避けなければならぬと。それには町長が言ったようにアンケートをね、私はアンケートだとか、それから電話だとかメールだとか、そういった事もいいんでないかと思うんです。直接言えないけどメールでも、そういうしてくださいよとか、そういうものが言える。事前に深刻にならない時点の中で抱えてる職員について、しっかりとしてそういう整備を、目線を下げた中の整備、取組というものは、我が町として取り組むべきでないかなというふうに提言を申し上げたい。あと正職員ばかりでなくて任用職員もいます臨時職員として。この方々に対しても同じ職員として我が町に対して貢献されているわけです。だからそういう面で再任用の職員に対してもしっかりとした、そういうパワハラを受けるようなことのないようなことも、隅から隅まで見据えた中でのそういう対応策、環境作りというものが必要でないかとは私は思うわけでありまして。それについてどういうふうに考えるか、今後取り組むかということで進む考えがありましたらお伺いしたいと思います。あとパワハラの関係の処分については、これは人事院のガイドラインで示されておりますので、そこは令和2年で改正になっておりますので、そこはたまたま調べたら抜けているということでありましてそこはきちんと整備をして対応してもらえればなと思います。ということで再質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。このパワハラなかなか外部から発見しづらい、周りが気がつかないという状況も多いと聞いております。人によつての受け方もこれもまた違うということから、なかなかそういった状況がつかみづらいというふうに考えているところでございます。現在、役場内に衛生管理担当者がございます。こうした職員が悩みや病気様々な事案に対して内面的に苦しんでいる方、これらの相談あるいは解決できる体制を整えているところでございますが、パワハラにつきましても、しっかり先ほども答弁申し上げましたが、そういった相談体制、あるいは防止対策、こういったものをさらにしっかり整えてまいりたいと。そして万が一発生した場合についての対応の仕方、もちろん処分の規定についても見直しを図りながら、そういったものを行ってできるような、そういった対応をしなければならぬと考えております。これからいろいろと勉強させていただいて、今もう既にやっておりますが、勉強させていただいてより効果的な対応ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 町長の取組について了解をしたところです。私は本当にパワハラはあってはならない。本当にその町のイメージも信用も傷つくし、いろいろな面で損害を与えるものが大きいと思います。そういう意味で、私は研修、相談をやってるということですが、実態がどうなのかということ。これは1回、できれば令和4年度中に実態の本当にどうなのかということについて、それぞれの職員からのそういう無いよという、私は無いのを本当に望むわけですが、本当にそういうなんか言えなくて、相談もできなくてという方がないのかどうか。そういったことの、もしパワハラを真剣に取り組むんだったらそこまでの1回何らかの取組というものを町長の考えで検討してもらえればなど。結局、今どこも相談も何も無いから無いよってということで100%無いよと我が町はと、なんですけども、その根拠はどうですかって言ったら本当に無いわけですから。だからそのことを町長が示すことによってそれがみんな緊張感を持って職務にあたるということにも繋がるものかと思しますので、その辺十分、利用しながら取り組んでいただければと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。ただいま議員のほうからパワハラの実態についてしっかり把握するよというご意見をちょうだいいたしました。これはできるだけ早くこういった実態の把握を進めてまいりたいというふうに考えております。いずれにしましても職員が良い環境で、しっかり自分の力を発揮して仕事ができるような、そういった職場環境を整備するということが1番大事でございますので、今後とも防止対策、これにつきましてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） これで道高議員の一般質問を終わります。

続いて11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは度重なる違法な専決処分について町長に伺います。

昨年12月15日、議会を招集する時間的余裕があったにも拘わらず、議会を招集せず地方自治法に違反する専決処分を行いました。累次にわたる違法な専決処分を今後も継続するか見解を伺います。

以上であります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和3年12月15日、子育て世帯への臨時特別給付金に係る専決処分については、地方自治法第179条第1項に基づき適切に行い、令和4年1月18日開催の第1回せたな町臨時会に地方自治法第179条第3項に基づき、承認第1号として議会に報告し、承認をいただいておりますことから違法な専決処分ではありません。

また累次にわたる違法な専決処分とのご指摘でございますが、今までの専決処分につきましても、地方自治法第179条の要件に基づき適正に行い、専決処分に係る町議会上の手続きも済ませております。このことから、議員ご指摘の違法な専決処分をしたということには当たりません。また専決処分については、今後も必要に応じ適正に行ってまいりたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 想定内の答弁ですよね。それで反論いたします。まず12月15日の時点で専決処分を行ったのは明確に地方自治法に違反しています。その根拠を申し上げます。地方自治法179条の1項では、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき。または議会において議決すべき事件を議決しないときは専決処分することができるとなっております。該当しませんでしょう今回は。承認議会の時にも私申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないということが明らかになっていないじゃありませんか。今回、定例会の初日に町長、副町長の動向報告、これが行政報告としてなされました。私これ見てビックリしたんです。驚きました。実は12月16日木曜日、高橋はるみ参議院議員訪問、東京都となっているんです。17日金曜日丸々空いているんです。あと18、19日は休庁日だとして、20日これも何も公務が動向報告には入っていないんです。17、20日に議会招集する明らかな余裕があったじゃありませんか。何で招集しなかったのですか。早々と15日に専決処分やったじゃありませんか。もう1つ承認議会で申し上げておきましたが、12月20日に議会を招集して予算議決をすれば、12月24日に交付金を支給する十分な余裕があったということが明らかになっているんです。そうするとこの日に議会を招集する時間的余裕がなかったということを明らかにしなければ、地方自治法の法意に反するということになるじゃありませんか。それから過去においても一切やってないというけれども、過去において違法だったということは議会の中で既に決着ついているんです。昨年のおさらいになりますが、あえて申し上げておきます。平成28年3月末の違法な専決処分、これは論争の中で明らかになりました。町長はいろいろ議論した中で追い詰められまして、最初は議会を開く時間的余裕がなかったんだとかいろいろおっしゃってましたが、ずっと私との論争の中で追い詰められていって、最後に持ち出した理由がこういうことなんです。議会において議決すべき事件を議決しなかったから、俺は専決処分やったんだと、こういうところまで議論追い詰められたのです。それで議会に議決すべき事件を議案として出さないでにおいて、そういう論法が成り立ちますかと言った時にあなたなんて答えましたか。議会が拒否をしたと、自分はそう思ったから出さなかったっていうんです。その出さなかった時点でアウトじゃないですか。しかも議会が議決の提出を拒んだ事実はありません。1番端的に申し上げますと、昨年の予算委員会でも当時の所管の委員長であった真柄議長がそういうことはしてませんと。町長が産業教育常任委員会を開けといえ、すぐ開く用意があったんだと、議案の提出を拒んだことはないよと。政治生命をかけてそう申し上げるという発言をしております。当時、議長として町長と産業教育常任委員長のどちらを信頼するかと。事実経過から見たら当時の真柄委員長のほうの発言のほうで、事実経過に即して正確な答弁だったと判断するものであります。自分が議会で議案の提出を拒否したと思ったから出さなかったんだということ自体が、改めて申し上げますが、とんでもない合理化なんです。地方自治法にそんなこと書いてませんよ。議会において議決すべき事件を議決しないときは、専決処分できるんだって、議会が議案の提出を拒んだと町長が思ったら専決処分できるんだなんていう規定ないんです。そういうことも含めて、私は累次にわたる違法な専決処分というふうに評価をせざるを得ないわけです。適切な専決処分は今後どんどんやってください。法に許された範囲の中でやればいいいわけですから。しかしこのたびのように、



あるいは28年3月末の時のように、法に反する専決処分は違法であるとして、今後は継続しないことを強く求めたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この問題につきましては、議員と私の見解、解釈の仕方は随分違うと。なかなか平行線が埋められない状況がありますが、私としては今回の件につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金に関わる事務担当課との協議によりまして、給付金対象者に早期の給付を考えたとき事務的な時間に制限があり、議会を招集する時間的余裕がないのは明らかと判断いたしました。これは当然、真柄議長とも相談をさせていただきました。このことから議員との考え方に違いはございますが、議員も十分ご承知のとおり議会は町長等の執行機関に対して意思決定機関として存在していることでありますから、町長が提案した案件に対して可否を証明することが議会の重要な使命ということでございます。このような議会の意思決定が議決でございます。当該事件につきましては、町は地方自治法第179条第3項に基づき、承認第1号として町議会に報告し承認をいただいているところであります。表決の際は菅原議員以外の議員全員から私の考え方が正しいということでご承認いただいたものであり、このことから表決により決定した議決について議会の統一した意思でございます。違法の専決処分という指摘にはあたらないと考えております。なおまた違法な専決処分につきましては、これからもやるということは考えてございません。

以上ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問を行います。今の町長答弁も想定内の答弁なんです。議会が承認したからといっても違法なものは違法なもので、これは瑕疵のある議決、承認です。この承認自体が誤っているということ私は申し上げております。重ねて申し上げますが、町長の再答弁でも議会を招集する時間的余裕が明らかでないということを証明できてないじゃないですか。私が聞いているのは12月16日木曜日、東京に行ったあと12月21日までの間、空白になってるでしょ。この時になぜ招集しなかったんですかって言っているんです。17日に何かあったんですか。20日、月曜日に何かあったんですか。一言も答えてないです。それは承認議会の時にも一言も触れてないんです。だから17でも20日でも議会招集してきちんと議決を取ったらいじゃないですか。補正予算を議決したらいいじゃないですか。それをやらないから違法だって言ってるんです私は。議長と相談して議長がいいって言ったからセーフなんだという、その幼稚な論理を持ち出さないでください。2人も揃って判断間違っただけじゃないですか。その間違っただけを議会が追認しただけじゃないですか。要するに地方自治法にいう専決処分というのは、厳密に法意に則った諸条件が具備されていなければ、町長の思いだけでできるというものではないんですよ。これ非常に厳しいものなんです。28年3月末の専決処分についても一言言っておきますけどね、私はこれは罪深いと思ってます。なぜかと言いますと、当時自分が経営していた会社に対して1億5,000万円の国の補助金を支出することとなる案件について違法の専決処分やったんですから、この事実は消えませんよ。町長選挙後の新聞報道などでは正しいんだと。間違っていないんだと。今後、別

の方法で訴えたらいいだろうと、そんな的外れな答弁してますけども、これは思い上がりです。無競争になったからといって過去に自分がやった違法な専決処分は帳消しになりません。これ以上質問する回数はありませんから、どういう答弁をしても3回で終わりですから反論の機会がないということになります。私はこれは町民に公表します。そのことを申し上げておきたいと思います。

以上で再々質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 議員からは想定範囲での答弁というふうに言われましたが、長いことこういうやりとりやっていますと、私のほうも想定範囲の再質問ということになるわけでございます。3回目の答弁をさせていただきますが、まず議員おっしゃいました町外への出張、16日、東京ということでございまして、17日は帰庁日となっておりますので、この何かなかったということではございませんし、また出張しなくても仕事はたくさんあるわけでございまして、そういった中でなかなか時間を割くことができなかつたということで、20日も残念ながらそういう状況で詰まっております。そういうことから専決処分をさせていただいたわけでございますが、議員のご指摘につきましては個人的な考えとして受け止めたいというふうに思います。適正に行ったという私の考えも変わりございません。子育て世帯の皆さんからは大変喜んでいただいたところでございます。既に議会の手続きも終えて、議会からもお認めをいただいたところでもありますので、これ以上申し上げるつもりはございませんが、なかなかご理解いただけないのは残念だという感想を一言申し上げて終わりたいと思います。

○議長（真柄克紀君） ここで菅原議員にお伺いいたします。先ほどの質問の中で、当議会の議決は瑕疵がある議決だという発言がございました。これはどういう形で議決に瑕疵があるという、なおかつまた高橋貞光町長と私が専決処分で合意した、それも瑕疵があるという形で今質問されましたが、その真意含めて議会の議決というものに対する議員としてのスタンスはどういうふうになるのか。否決、可決は別にしても、議案としてきちんと議決したという形が瑕疵があると言われるとこれは大変問題だと私は思いますので、その辺について見解をお伺いしたいと思います。

○11番（菅原義幸君） 瑕疵がある議決だというのは私の不動の見解です。地方自治法179条の1、1項の条件を満たしていない専決処分をいかに多数の人数で議決しようとしても、瑕疵あるものだという見解は変わりません。

以上です。

議事進行。

○議長（真柄克紀君） まず今、菅原議員の見解はそういう見解だということでお聞きしておきます。

続いて2問目に入ります。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 新型コロナウイルス感染防止対策について町長に伺います。

①コロナウイルス感染防止は、3密対策、うがい、手洗い、マスクで十分対応できるとする町長見解を修正もしくは訂正してはいかがですか。

②検査キットは使用期限があるので、いくらでも集めればよいと言うものではないと言い切った

1月18日の特別委員会での町長発言の取り消しを求めます。

③改めて、ワクチンブースター接種の早期完了、無料PCR検査の継続、全世帯規模の検査キットの用意、パルスオキシメーターの手厚い配備、CO<sub>2</sub>濃度計の購入を求めます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えします。

これまでの当町の新型コロナウイルス感染防止対策については、国、北海道からの感染症対策の指示、指導に沿いながら町の新型コロナウイルス対策本部会議の決定や議会の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会での調査結果を基に、各種の感染対策を進めてまいりました。

現在、まん延防止等重点措置が3月21日まで再延長される中、新北海道スタイルの徹底、町有施設の利用制限などの対策について、再度、町民の皆様に防災無線を通じてお願いしているところでございます。3月7日現在、新型コロナウイルス感染者については、檜山振興局管内人口33,750人に対し、感染者は301人、感染率0.89%でございます。せたな町では7,335人に対し、感染者数22人、感染率0.30%と、町の取組や町民の皆様の感染防止に係る努力もありまして一定の効果が上がっている状況にございますが、今後におきましても油断なく感染防止に努めてまいります。

1点目のご質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染防止に対する私の見解についてのご質問であります。会議録にもございますが、私の見解は、町、村に下ろされている国、道の感染防止対策を引用して答弁をしているところでございます。

2点目のご質問です。抗原検査キットなどは、これは使用期限があるのはご存知のことと思いますので、これは無尽蔵に用意するのではなく、必要な数を適正に用意することが大事とした旨の発言でございます。事実不足したということはございません。

3点目のご質問にお答えします。ワクチンブースター接種の早期完了については、現在、町では接種希望者の3回目のワクチン接種完了の予定日を、高齢者は3月18日、一般町民は4月15日を接種完了の予定日として進めております。予定どおり遅滞なく実施に努めてまいります。

次に無料PCR検査については、まん延防止等重点措置が3月21日まで再延長されることから、その間は継続されますが、その後については町単独での無料PCR検査の実施は考えておりません。

全世帯規模の検査キットの用意については、これは今のところ必要とは考えておりません。2点目で答弁したとおり適切な数を適宜用意しているところでございます。

パルスオキシメーターの配備でございますが、この器具については、新型コロナウイルス感染の有無を判断する器具ではございません。酸素量から新型コロナウイルス感染者などの病状の度合いを判断する器具になりますことから、必要とする施設等についてはすでに配備しているところでございます。また自宅療養され必要としている町民等へ貸出分として、保健福祉課にも用意がされております。

CO<sub>2</sub>濃度計の購入でございますが、これは議員もご承知のとおり基本的な感染防止対策である換気について徹底されていますことから、現在必要とされていないため購入の予定はありません。

以上でございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これも大体想定した答弁でした。では再質問させていただきます。私が申し上げているのは3密対策、うがい、手洗い、マスクこれがダメだって言ってるんじゃないんです。それは必要だし基礎的なことだと。町長発言で問題なのは、それで十分対応できるんだというふうに言い切ってしまうから、それだけで十分じゃないでしょうということを一貫して提起してるんです。檜山管内の発生率に比べて、せたな町の発生率が低いから、だから自分の発言が正しいんだという証明にはなりません。3密対策、うがい、手洗い、マスクを住民に協力してもらいつつ、何が大事かという行政の責任を全うする課題が大事なんですよ今。じゃ行政責任は何が求められているか。ワクチンブースター接種の早期完了です。これは今年の1月7日まで国がストップしてたんです。その国の言う通りにやってきてるから遅れがあるだろうと言っているんです。国や道の言う通りにしたからといって、我が町の対策が3密対策、うがい、手洗い、マスクだけで十分だということの証明にはならないということも強く申し上げておきます。それからもう一つ申し上げたいのは、コロナウイルスの特徴の問題なんです。これどういう特徴があるかということ、非常に感染力が強いということでありますが、特に新型コロナウイルスは、感染しても無症状だという特徴があるんです。無症状ではあっても感染してる方は感染力を持つ、これは新型コロナウイルスの特徴なんです。そこから何が求められるかということ、仮に無症状であっても広範な形で繰り返し反復してPCR検査や、あるいは抗原検査を行えば潜在的な感染者を発見できるということなんです。そのことによって隔離、保護、治療することができる。これ基礎的な問題なんです。ここのところをきっちり行政責任においてやらなければ、この新型コロナウイルスに対して対応できるかということ私は一貫強調しているんです。昨日で日本では感染者数560万人を突破いたしました。新年に入ってから400万人増えてるんです。12月31日で170万人でしたからね。100日で400万人ですよ感染者数、軽い数ではありません。それから18都道府県が3月21日までまん延防止重点措置の延長を行いました。まん延防止措置が解消になってるところでも、今また増えてきてると言うんですよ沖縄も含めて。もう一つ心配なのは、死者の数が今日も200人超えてましたが、非常に高いんですよ数字が。それはそうでしょう。感染する絶対数が増えると重症者の絶対数も、死者も増えるんです。だから感染力は強いけれども重症化しないんだということで、特にオミクロン株に対する経費の在り方は、これはあたらぬ見方だと私は思います。最近BA2がまん延してきて、専門家によっては第7波の発生が予想されると。これは油断出来ませんよという警戒が一貫してなされているんです。私は前の議会で申し上げましたが、第6波のピークというのは2月だろうと専門家は予想してますよという発言をしています。これは会議録にも載ってます。ピークは過ぎたように見えますが依然として高止まりなんです。5万人、6万人という新規発生者がいると。これは重視してかからなければならぬことでもあります。今申し上げましたが、一つは検査キットは十分だという町長の認識、これは正してもらいたいと思います。1月28日の特別委員会ですかって言ったら、いや注文しても足りなくて困ってます。いろいろなルートを通じて今手配なんとかしなきゃなりませんと。これが副町長の答弁です。だからせたなは抗原検査キットの確保については立ち後れたんです。私は一貫して全世帯規模で検査する体制を取れと言ってますが、そういう体制とらないから、いや足りないということにはならないんだと。そういう詭弁なんですよこ

これは、政策がずっと少ないから不足が起きてないんだって言うけれども二重に間違いでしょ。必要な政策を打とうとすれば絶対数足りないんです。少ない対策の中でも追いつかなかった時期があるんです。だから誤魔化した答弁は私は止めていただきたいと思う。要するに、使用期限は2年間ありますから、十分先の見通し持って確保して、それで申し上げたいことは特に最近クラスター発生してるのは、全国的に見て学校、高齢者施設、保育所こういうところなんです。保育所でも休園にしてる数全国で700箇所以上ですか。高齢者施設、これは檜山もそうでしょうけれどもクラスター大変です。病院関係のクラスター発生もすごいんです。函館なんかもまいっちゃってますよね。そういうことから言いますと、検査は1回だけでなく定期的にやるというのが原則だと思います。そういう体制を取らなきゃ今の新型コロナウイルスになかなか対処できないというのが行政側の宿題なんです。結論を申し上げますが、3密対策、うがい、手洗い、マスクこれは住民側の今後とも変わらない基本的な対策です。足りないのは行政側がワクチン接種を早期に終える。これは3回でいいかどうかはわからないんですよ町長。4回目が必要になるかもしれないですよ。その効果のある期限というのがありますから、これもまだ宿題として課題は残ってます。それから検査、先ほど言いましたように、これも行政側がしっかり対応するという事なんです。ちょっと順序前後しますがPCR検査、今、道の施策として無料だけれどもまん延防止期間終わったら、あとは町単独でやりませんという答弁なんです。おやりになったらいかがですか。これは質問通告には出してませんけれども、道のPCR検査の絶対数自体が私は少ないと思います。仮になり町村単独でやったとして財政的に耐えられないほどの希望者がありましたか。私は、町の単独政策を求めておきたいと思います。これは希望する方が必要なときに、いつでも何度でも無料で受け入れるという体制を作ることが行政としての課題なんです。これは町だけの課題だとは言いません。国、道、自治体の責任だと。国、道がそこまで踏み込めないときに自治体がカバーをする。こういうことを原則的に提起していることなんです。検査キットも先ほども申し上げましたように必要かつ十分な数を早期に揃えて、繰り返し何度もやるようにしていただきたいと思います。一言だけこれについてもつけ加えておきますが、実は瀬棚区において家庭内クラスターが発生した時に、中学のある父兄から、菅原さん学校で全校の検査やるように言ってくださいと。こういう要請を受けたんです。それは常任委員会でも教育長に申し上げましたが、学年だけですよやったのは、全校検査やってませんよね。これは全校検査を対象にしてやるのが今の場合適切な対応なんです。その学校側では予算かかるからとか、いろいろな配慮の中で、いや学年だけでいいですよと言ったかもしれませんが、教育行政や、あるいは町行政としては、きちんと全学年を視野に入れて、全父兄世帯を視野に入れて検査をいうことが私は基本だと思います。そのことも併せて指摘をしておきたいと思います。それからパルスオキシメーターですが、町長さっきなんて言いました。これは新型コロナウイルス対策用の機器でないから揃えないんだとこう言ってましたよね。そういう意味の答弁しましたよね。これ会議録調べればわかりますが、いやこれも少し外れてるんじゃないですか。パルスオキシメーターというのは非常に注目されてるんです。一つは人間の健康を調べる時に血圧、脈拍、体温ですよ。それから呼吸、そして血中濃度、この5つの指標が極めて大事だと言われているんです。血中酸素が93%以下になった時には入院して酸素吸入やらなきゃダメだと。これは専門的な見解なんです。そういうのも1回買えば、言わば末代ものなんですからもっと幅広く用意したらどうですか。保育

所にありますか。各学校にありますか。あったからといって別に迷惑になるもんじゃないでしょ。個人が揃えるとすれば大変なんですけど、行政として手厚く具備をしておく。こういうことを改めて申し上げておきたいと思います。

CO2濃度計のことについては、これまでも繰り返し申し上げておりますから、ここでは繰り返しませんが必要だろうということを申し上げたい。再質問でしたか。

○議長（真柄克紀君） 何点お聞きしたいんですか。私も整理つきかねるので、2回目の答弁は特に何点について求めますか。

○11番（菅原義幸君） 今申し上げた点について教えてください。今申し上げたのは、最初に指摘した全ての点について質問しております。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、簡潔、明確にお願いいたします。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えいたします。1回目で答弁した部分については同じ答弁になりますので控えたいと思います。ただいま議員の持論を承りました。その中で今の感染防止対策が必要なことをお認めいただきました。町としては、これからも国、道の示されているとおり感染防止対策、これを徹底してまいりたいと思っております。その根拠ですが、国は感染症のエキスパートが専門家会議で一生懸命協議をされて出した、これが現在の対策でございます。私は菅原議員もそうですが、感染症に対しては素人ということで、こうしたことについての判断をすべきではないというふうに常に思っております。したがってまして専門家のしっかりした出した対策について徹底してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議長今の答弁でいいんですか、その前に。

○議長（真柄克紀君） だから前と同じ回答だということは回答は変わらないということですよ。

○11番（菅原義幸君） わかりました。要するに私が提起した問題について答弁できないということですよ、簡単に言えば。私は、例えば1番目の問題では3密、うがい、手洗い、マスク十分対応できるのかと。これに対して答えてないんですよ。答えてないっていうよりも答えられないと思うんです町長の考えでは。私が聞いているのは簡単なんです。それは住民側の努力であって、行政側が対応しなきゃならない課題があるでしょって言うてるんです。それについて答弁できてないじゃないですか。それから検査キットについても、その他についても同じだから答弁しないということなら承っておきますよ。これも間違いですから。再々質問には入れませんが、少なくとも3密対策、うがい、手洗い、マスクで十分対応できると言い切ったこの発言については、修正、撤回を求めておきます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。前回の答弁でございますが、もう一度、繰り返したいと思っております。感染予防については、これまでも道から示されている予防対策、3密の防止であるとか、そういったうがい、手洗い、あるいはマスクということで十分対応できるということが言われておりますので、これはあくまでも道の見解でございます。私の見解ではございません。そういったことでお断りをさせていただきます。そういうことで、私としては国や道の専門家が出したこの

感染防止対策、これらを徹底してこれからも行くと考えているところでございます。行政の対応というのは、こうしたことをしっかり町民の皆さんにお伝えをする広報活動であるとか、現在行われているワクチン接種の対応ですね、そういった様々な国、道から下ろされて町がやらなければならない部分、これはしっかり町が対応していくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） これで菅原議員の２問目の質問を終わります。

ただいまより２５分まで休憩いたします。

休憩 午後２時１２分

再開 午後２時２５分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き、一般質問を続けます。

１１番、菅原義幸議員。

○１１番（菅原義幸君） 瀬棚区における営農用水道及び簡易水道に関する今後の対応策と事業計画について伺います。瀬棚区における営農用水道と簡易水道の経年劣化による事故が毎年連続的に発生しており、現状での維持管理は限界に近づいています。今後の対応策と事業計画を伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

水道は、快適な日常生活を送る上で重要なライフラインであり、安全で安定した水道水の供給は町の責務でございます。これまでの水道施設の整備としては、懸案でありました大成区水道施設整備が完了したほか、北檜山区、瀬棚区の既存施設の改修工事を実施してまいりました。令和７年度からは道営農村整備事業により瀬棚区営農用水道の更新整備を予定しております。議員ご指摘のとおり瀬棚区においても、経年劣化による配水管の漏水、断水が生じ皆様に不便をお掛けすることも多くなってきているのが現状であります。これまでも町内の簡易水道施設の維持管理の対策としては、漏水を未然に防ぐため日常の監視の徹底や老朽化した配水管の更新を計画的に進めているところでございます。また今後の事業計画については、水道事業の公営企業会計への移行にあたり、耐震化や効率的な施設整備など課題を整理し、将来にわたって持続可能な施設更新計画を策定することとしております。いずれにいたしましても、引き続き適正かつ計画的な維持管理を図り安心、安全な水の確保、安定した水の供給、そして適正な料金による健全経営に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○１１番（菅原義幸君） １点だけ伺います。計画立案の作成年度はいつ頃ですか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。水道の更新整備につきましては、多額の事業費が伴いますので補助事業を利用しなければなりません。しかも現在、公営企業移行ということも抱えております。したがって公営企業移行後、計画的に将来の財政状況を考えながらしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問する必要ないと思います。いつからだって聞いているんですから答えてください。

○議長（真柄克紀君） 具体的な時期の目途は立たないということですか。  
高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどの答弁の繰り返しになるかと思いますが、令和7年度から営水の更新整備を予定しております。このあたり令和6年には公営企業移行するという計画もございます。したがって、こうしたことと重ならないように計画的に進めてまいるということで、時期については今のところ未定ということになります。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 時期は急ぐようにしてもらいたいと思います。再々質問はしません。次に、せたな雅荘の早期再開に向けた町としての責任ある取組について伺います。

①前定例会で町長は、1億2,500万円の債務負担行為の契約は雄心会、恵福会の合併認可後としていましたが契約は終了しましたか。

②令和4年度の助成金は、入所者ゼロの前提で3,600万円としていますが、入所者があった場合はどのように扱いますか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の1点目のご質問からお答えをいたします。契約につきましては、3月末までに取り交わすことで考えております。

2点目、議会総務厚生常任委員会においても説明させていただいているところでございますが、令和4年度よりそれぞれ年度ごとの交付額を決め、5年間で合計1億2,500万円の助成金を交付することとしておりますので、入所者の有無によって変更するものではございません。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 先般、総務厚生常任委員会に提出された資料によりますと、雄心会、恵福会の合併期日は令和4年4月1日とするということになっております。認可は既に終わったようではありますが、新法人としての活動開始は4月1日、3月末までに契約できるんですか。

2つ目、令和4年度の3,600万の債務保証契約、これは入所者ゼロだという前提で計画立てられているんです。違いますか。それで私は令和4年度入所者ゼロとはないだろうと。1日も早く入所者を確保して再開すべきだという提案をいたしました。町長もそう努力するという答弁であります。ではその間入所者からの収入の出てくることになるじゃありませんか。仮に5名居た場合、10名居た場合、15名居た場合それぞれ金額は違いますが、収入があるにもかかわらず3,600万円満額で補助するんですか、伺っておきます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。1つ目の合併の関係ですが、ご案内のように4月1日を合併期日、スタートとしております。ただ契約につきましては、それは問題はございません。3月中の契約であっても問題はございません。それから2点目の入所者の有無によって変更しないのかという質問であったと思いますが、これは入所者の有無によって変更するということではござい



ません。したがってまして予定どおり5年間で金額がきちんと決められておりますので、このとおり助成金を交付するということになるわけでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 第1点、まだ新法人が活動を開始していない段階で、債務負担行為契約の相手方としての法的資格を有するとは思えませんので、これは無効だと私は判断しております。これに対して町長の考え方を伺います。

それから2つ目なんですけど、これは町長まずいんじゃないですか。町民の税金ですよ。入所者があって、なおかつ収入があっても補助金出すんですか。私は総務厚生常任委員会の傍聴も含めて、単年度ごとに収支計算してみても足らざる部分を補填すると。こういう趣旨の契約だと見てましたよ。成績が好転して収入が非常に多くなったのに、なおかつ税金を使ってそこに投入するというこの大義名分が成り立たないじゃありませんか。そういう町長の態度だから令和4年度は1人も入れなくても人件費だけをどんどん突っ込んで、その分をせな町からの補助金で埋めていくと。こういうことを促進することになるんです。奨励してしまうことになるんです。そのことが入所を希望しているにもかかわらず、なかなか入所作業が進まないという要因になるとすれば、これ大変行政上の責任は大きいと思います。これは地方自治体が民間に対してやるべき債務保証契約の趣旨から外れると思います。もう一遍答弁してください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず契約の関係でございまして、法人は、これは雄心会でございますが、これは認可されております。認可手続きは終えております。したがってまして法人が変わることではございませんので、これは契約して問題なしということでご理解いただきたいというふうに思います。それと4年度の助成金の交付の関係でございまして、これは議員ご承知のように雅荘につきましては、これは採算の取れない施設ということで、これまでなかなか受け継ぐ事業者が見つかりませんでした。そして今回ようやく、これは雅荘サテライトでございますが、この赤字になる施設を引き継いで再開をするという事業者が現れたと言いますか、これはお願いしたというのが正しいのかもしれませんが、そこをお願いするにあたってこれだけの担保と言いますか、支援を行いたいということでございまして、これは黒字になるということは間違いなくございませんので、そういったことで町としては進めてまいりたいと考えてございまして、総務厚生常任委員会のほうでもそういう説明をさせていただいたと思っております。

○議長（真柄克紀君） まだ菅原議員の質問残ってますが、先ほど申し上げました黙祷の時間も迫っておりますので、黙祷が終わるまで、ただいまより暫時休憩いたします。

休憩 午後2時42分

再開 午後2時55分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開します。

菅原議員の5問目の質問に入ります。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 通院用バス代の無料化と北檜山区の町中バスの試験運行について伺います。

①デマンドバスの導入に伴って通院バスを廃止する場合は、通院用バス代金の無料化を全町的に導入することを求めます。

②昨年度好評を得た北檜山区の町中バスの試験運行を、引き続き実施するべきではありませんか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の1点目の質問にお答えいたします。

デマンドバス導入に伴って通院バスを廃止する場合、通院バス代金の無料化を求めるということでございますが、令和2年第2回議会定例会で橋本議員から同様のご質問をいただきました。同じ答弁内容となりますが、町内には公共交通空白地域がまだ多くございまして、出来るだけ早く町内でデマンド化を進めていきたいと考えております。無料化につきましては、そうした状況を達成したあとに検討したいと思っております。

2点目のまちなかバス運行事業につきましても、昨年3月及び9月の定例会で道高議員から同様のご質問があり同じ答弁内容とはなりますが、本事業は第2次新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し、町内交通事業者の支援を第一の目的としながら、商店街での買い物等の促進、移動ニーズの把握など、コロナ禍におけるまちの経済活性化についてもねらいとして実施いたしました。冬期間3カ月の利用実績から、実際に利用された178人の方々からは好評な声もいただいたところでございますが、その一方で、運行方法や実施時期、運行経路など事業内容に対して不評な声もいただいております。しっかりとした制度設計等が必要であったと分析をしているところでございます。このような経過の中で、現在せたな町地域公共交通網形成計画に基づき、未だ重複運行の解消や関連経費の合理化などが図られていない区域の効率化を図ることを最優先に取り組みを進めております。令和4年度からは北檜山大成間の久遠線のデマンド化に取り組みたいと考えております。その後、一定の効率化が図られましたら、公共交通空白地域等の対応を検討していきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問いたします。まずデマンドバス導入に伴う通院バスの廃止の問題ではありますが、私が見ている限りでは、その機会に通院バスを廃止することによって、デマンドバスの料金対応を迫られることになるという現実的な問題があります。これを通院者の場合には無料にする制度を全町的に導入してはどうかという提案なんです。今の流れは、この提案と逆行する方向に進んでいるように思いますので、改めて検討していただくことを確認したいと思っております。

それから2つ目なんです、町長これはおかしくありませんか。制度設計をきちんとしなきゃならんというのであれば、そのためにこそ試験運行やったらいいんじゃないですか。昨年だっていろいろ試行錯誤しながらより良い方向に改良して、利用度が上がって喜ばれてもいると。これ町長認めたとおりです。より良い制度設計のためにまた試験運行やったらいいんじゃないですか。そして、より効果的なダイヤの組み方、4月途中のいろいろな対応の仕方も含めた方策をより高度な形で練り上げたらいいんじゃないですか。私、納得できませんのは、コロナ対策の経済対策としてやったのだという答弁を町長してるわけです。それとまちなかバスの試験運行というのは趣旨が違うんじ

やないですか。私は高齢者のための福祉政策としてやったんだと思ってます。ここも根本的に認識が違いますから、そこも併せて再答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず、まちなかバスであります。これは議員ご承知のとおり第2次新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を使わせていただいております。これはコロナ対策の交付金でございます。ご理解いただきたいというふうに思います。

私はデマンドバスに今移行することによって、路線バス運賃の大幅な負担軽減を図るということを目指しておりますし、利便性ももちろんそうありますが、そういったことで今進めております。したがってこれをまず全町にと申しますか、路線バスの運行している区間について先行して進めさせていただいているということでございます。無料化等につきましても、これはやらないと言っておりません。このデマンドバスの目処がついてから次にまた考えなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 2番目のやつは、やらないということですね。今の段階で計画がないということではよろしいですね。まちなかバスは。

○町長（高橋貞光君） はい。

○議長（真柄克紀君） そういうことですね。あくまで新型コロナ対策事業のお金を使ってやったけど、そこには福祉とか何とかって目的もあったことは、あったんでしょう。その辺についてもきちんと説明してもらえばありがたいんですが。ただコロナ対策だけやったということであると総合的な形で運用したというふうに議会のほうは思ってますので、その辺についても説明していただければ、そのほうが事業の意義もあるんじゃないかと思いますがいかがですか。

○町長（高橋貞光君） 先ほどの繰り返しになりますが、臨時交付金を活用して町内事業者、交通事業者の支援を第1の目的としながらも、商店街での買い物等の促進、移動ニーズの把握など、コロナ禍における経済活性化についても狙いとして実施させていただきましたということでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問するつもりはなかったんですが、答弁が全く変わってませんから正さざるを得ません。私が再質問したのは、コロナ対策の予算でやったからといって福祉施策であるところの性格を有するまちなかバスの運行試験を今回止めてしまうということにならないんじゃないかと言っているんです。確かに予算はコロナ対策の予算を使ってやったんです。今度違う財源使ってやったっていいじゃないですか。要はまちなかバスというのは、経済対策の側面よりも高齢者の足の利便の問題、これが主たる側面なんです。もちろんそのことによって副次的に経済の活性化ということもあるでしょう。その後、重さを入替えて福祉を全く抜きにしてやらないんだということになりますか。この事業は試験運行なんだから回数を積み重ねて改善して、より良い体系を作り上げるというところに意義があるんであって何も中断する必要ないわけですか。このことを申し上げておきます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほど2回目の答弁でも申し上げましたが、このデマンドバスにつきましては、この料金の負担軽減ということもございますし、持続可能な公共交通網の整備を進めていくということが大きな目的となっております。午前中の道高議員の財政の問題でもお話ししましたが、これから人口減少を迎えて、ますます財政状況は厳しくなるということが予想されております。そういったことから持続可能な足の確保ということは、やはりこの喫緊の課題ということの一つになっております。そうした状況も考えながら、しっかりと料金の負担軽減と公共交通網の維持、そういったものを両睨みでしっかりと整備をしてまいりたいと。まちなかバスでございますが、そうした状況のあと、しっかりと検討してまいるということになろうかと思えます。

○議長（真柄克紀君） これで5問目の質問を終わります。

続いて6番目の質問に入ります。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） あわび山荘と温泉ホテルきたひやまの公平な扱いについて伺います。

①合併以降のあわび山荘と温泉ホテルきたひやまに対する町の一般会計からの持ち出し全額に関するデータについて、指定管理料、用地買収、リフォーム、その他に大別した年度別の資料の提出を求めます。

②第1回総務厚生常任委員会に、温泉ホテルきたひやまの長寿命化事業に関する提案がありました。あわび山荘との整合性を伺います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） ただいま質問の通告にありました資料につきまして町側より提出されてございます。答弁の前にこれを配付したいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時11分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

1回目の答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは1点目の資料につきましては、ただいま配付いたしました資料でご確認をいただきたいと思えます。

2点目のあわび山荘との整合性につきましては、両施設とも旧町時代にそれぞれの目的により設置された温泉宿泊施設であり、建設された年代も違う施設であります。また、国民宿舎あわび山荘におきましては、令和元年10月末で用途廃止し、普通財産として民間事業者へ無償で貸し付けており町の運営ではございません。

一方、温泉ホテルきたひやまにつきましては、今後も町が管理する重要な施設でありますので、管理運営に支障のないよう長寿命化事業により施設の維持に努めなければなりません。以上のこと

から現時点では両施設を比較できるというものではございません。ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問いたします。これも想定内の答弁なんです。要するに町条例からあわび山荘を外してしまったから、これは施設改修の対象にしないよということなんです。私はその条例の廃止そのものに問題があると思ます。結局そこは切り捨ててしまうと。あとは町の対応をしないということなんです。そうすると温泉ホテルきたひやまとの扱いの整合性というのは全くないじゃないですか。実は高橋貞光後援会だより、今日はこれを用意してきたんです。ナンバー1これ2005年9月10日に発行されたものです。町長選挙前です初回の。そこにこういうこと書いてあるんです。皆さんの声、町の全ての機能を中心に集めないでほしい。行政サービスの地域格差がないようにしてほしい。地域医療の充実、通院の足を確保してほしい。以下いろいろありますが割愛します。最後に、これは町長の言葉なんですしょうが、当時はまだ町長ではありませんが、ご意見ありがとうございました。高橋貞光しっかりと対応させていただきます。私申し上げたいのは、やっぱりこの扱い方違ってんです。16年、17年目に入りましたが、明らかにこの公約と違う展開になってます。しかもあわび山荘は廃止しないでくれと条例をね。町がしっかり管理してほしいと。これ2,500人から署名集まったんです。大成区1,000戸から1,000人の署名が集まっています。こういう願いを全く無視して、条例改正によって国民宿舎から外してしまうと。あとは使いたい人いたら使わせてあげますよと。随分違うんじゃないですか扱い方ね。私は長寿命化計画やるのであればそれはそれで結構だと思ます。ならばあわび山荘にも手をかけたらいいいじゃありませんか。あわび山荘にはこれ以上も金はかけられないと。補助金も出せないんだというこの言い方しましたよね。補助金は1円も出てないと思ますけれども。だから廃止するんだというのが住民集会に対する町長の説明でありました。随分違うんじゃないですか話が。ですから長寿命化をやることは結構であります、同じ扱い方をすべきだと。3区公平にすべきだということを特に申し上げておきたいと思ます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 行政においては、いろいろ頑張っ努力しながらも実を結ばないということもございます。往々にしてございます。これはスクラップ・アンド・ビルドということにも繋がりますが、やはり町の形をいい方向に変えていくということは常に考えていかなければならないと思っているところございます。あわび山荘の件につきましても、その都度、予算を提出し、しっかり説明し、これも議会の先ほどの専決処分と同じように議会の議決をいただいているところございます。貝取潤温泉公社とも十分話し合いをして合意したということございますので、これについて今の段階で私のほうから申し上げるものは何もございません。これは現在は民間の経営で行っている施設ということございますので、きたひやま温泉ホテルと比べるということにはならないということござ理解いただきたいと思ます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 1点だけ反論しておきます。町長そういう答弁変えないと思ます、あえて言うておきます。先ほど貝取潤温泉公社と意見が一致したって言いましたが、意見一致しな

かったんです。全く違ったんです。町の支援がないから俺たちはこれ以上経営できないと。責任持って経営しろと言われても自身がないから撤退すると。180度意見違ったんです。その時に町長は議会で、貝取潤温泉公社のほうとあわび山荘を廃止することで意見が一致したと言ってますけども、それは結局嘘だったということが当時のやりとりの中で明らかになったじゃありませんか。そういうことをまた重ねて言うというのは町長の悪い癖です。これは取消してください。不公平に扱うのが俺のやり方だと、そこまで断言するならそれ意見をちょうだいしておきます。私があなたの最初の時の町民に対する公約が16年間の中で全く逆の姿になってるだろうと、そのところを少しでも反省するのであれば前向きな答弁欲しいと思って質問してるんです。大変残念であります。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 合併町でありますせたな町においては、財政の健全化、これが第1の行財政課題ということで取り組んでまいりました。ご承知のようにいくらでも出せるということでは、これはございません。そうした中でいろいろ相談をさせていただいて、断腸の思いでそうした決定をさせていただきました。このことについては議会の皆さんのこのご理解をいただいて、そういう形になったところでございます。こうした旧町からの流れについては、私としては将来の次世代を担う、将来を担う若い人方に負担を残すということにはならないということで、先ほどの繰り返しになりますが、断腸の思いで勇気を持ってこうした決断をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて7問目の質問を許可いたします。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 高齢者・障がい者に対するせたな町の整合性のある福祉政策について伺います。

①近くオープンするNPO法人せたな共同作業所ふれんどが運営する軽度障害者グループホームの建設費補助金は、3,300万円の事業費に対してわずか200万円です。新年度に新規の支援を行う考えはありませんか。

②新規開設のグループホームやすみれなど、NPO法人が運営する施設と、せたな町障害者グループホームのぞみ、瀬棚高齢者グループホームあさなぎ、瀬棚生活支援ハウスかざみどり等の施設に対するせたな町の福祉政策の整合性はありますか。

2点について伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員の7問目の質問にお答えをさせていただきます。

せたな共同作業所ふれんどで行っています障がい者グループホーム整備につきましては、昨年9月定例会でもご質問がございましたが、すでに助成金交付要綱に基づいて助成金を交付しておりますので、その同じ事業に対し新規の支援を行うという考えはございません。

2点目のご質問にお答えいたします。NPO法人が運営する施設と町が運営する各施設に対して、町の福祉政策の整合性はあるかということでございますが、入所者が安心して生活できる環境を提供するという町の福祉政策の基本理念は何ら変わるものではございません。施設運営については、

事業者の経営方針に基づいてそれぞれ行われているものと理解しておりますことで、ご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問いたします。建設標準に限らず運営を支援するという考え方はありませんか。これは1点目です。

2点目、町の福祉施策の中での施設だという点については変わりはないと思います。たまたま建てたのが町か民間かという違いであります。行政は、町が建てようが民間が建てようが責任ある福祉政策を展開する必要があると思います。いずれにしても各施設が持続的に経営されるように支援することが、あるいは取り組むことが行政固有の責任だと思います。その点に照らしてどうかということをお伺いしているんです。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず運営の支援についてでございますが、こんなことを言ったらあれなんです、この施設を整備するにあたって国の事業を事業者のほうで申請をしておりました。しかし採択にはなりません。町のほうとしては、この町の補助基準、これはせたな町障害者福祉サービス事業所施設整備事業でございますが、これに沿って適正に補助金を交付しているところでございます。そのときに、これだけの投資をして大丈夫ですかということをお伺いしました。その時の理事者の話としては、十分回収できるという判断で事業実施することにしましたということでございました。そういうことで、民間の事業者の判断でやられたということでございますので、これについて私のほうから何も申し上げる立場ではございません。

それから次の町の施設と民間の施設の整合性であります。町の施設については、当然、町が主体で運営をするということでありますから、これは町が責任を持ってやるということでございます。民間の事業所につきましては、これは民間のそれぞれの経営判断によってこれは運営されるということでございますので、これは民間が責任を持って運営をするということに、当たり前のことではありますが、こういうことになるものと受け止めていることをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 町長、質問者は2回目の質問では、その建設補助じゃなくて、内部運営状況によるそれに対する支援は考えられるのかと質問してございますので、そういうことですね。

○町長（高橋貞光君） 運営については、これは民間が責任を持ってやるということは、当然当たり前でございますし、十分この回収できるという判断で事業を実施されたということでありますから、そういった心配もないのではないかと考えております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これも再質問で止めようと思いましたが、再々質問せざるを得ません。まず一つは、事実を正確に述べておきます。町長は議会で十分やっていけるという答弁をしてるけれども、本当に町長との交渉の中でそういう発言をしましたかということ、それはニュアンスが違っていると、こう言っております。交渉された方の名前は言いませんけれども、誰のことを指してるかわかりますでしょう。要するに、そのときには外壁の補修費300万ですか、今年当初予算に出てますがね。それを町でやってもらうというところに非常に神経を使っておったっていうんです。まずそ

れを何とかして採択してほしいということで、そこにアクセントを置いて話をしたことは事実だと。このグループホームの建設費の補助については率直に言いますよ。どうせ町長に相談しても、いい返事はしてくれないだろうと思って、やむを得ず200万の範囲でいいというそういう対応をしたことはしましたと、こう言ってるんですよ。今後の見通しどうなんだって言ったらもちろん大変ですって言うんです。すみれの借金もまだ返済終わってないっていうんです。700万で改修したその施設のまだ返済終わってないっていうんです。それに加えて3,300万の新規の投資というのは、NPO法人として非常に大きな負担になるというのは、これは町長が自ら理解しなきゃいけないことなんです。NPO法人ですから営利団体ではないんです。非営利活動です。そういう方々が障害者のために真剣に何度も議論をして、国の補助金はこないけれども頑張っていこうと、父兄との約束に答えようと。光の里側との約束に答えようという断腸の思いで決断しましたと、こうおっしゃってるんです。首かしげますけども、そういう言ってるんです。そういう思い町長に届いてますか。言っても聞いてもらえそうない雰囲気だったんで粘りませんでしたって言うんです。これ本会議の場で私ははっきり言っておきますよ。要するにそういうふうに思われてしまってるんです。私はここに大きな乖離があると思います。まず非営利法人が、今いくらかの自主財源があるにしても、向こう10年間にわたって2,000万円以上の借入金を返済すると。これ営利を目的とする民間であっても大変な仕事なんです。大変な事業なんです。そののところに行政として障害者福祉に少しでも理解をするとすれば、何らかの支援策があっても私は当然ではないかと思うんです。申し上げておりますように建設費補助じゃなくてもいいじゃないですか。規則を作って、あるいは要綱を作って支援策を導入するというだけでもいいじゃありませんか。規則や要綱は議決いらんないんです。町長の裁量権の中で定めて執行できるんです。それじゃ議会軽視だっていうなら、どうぞ条例でも提案してくださいよ。真っ先に賛成しますから。最後に申し上げておきたいのは、施設建設するときの補助金200万というのは、これ現実的にもう時代の要請に添わないです。これは根本から認識を改めてもらいたいと思います。多少の施設だって1,000万単位、2,000万単位です。大体すみれの改修費自体が700万なんです。それ200万でいいと。3分の1という補助率があるけれども、限度額200万だったらそれ取っ払ったらどうですか。取っ払うことについては規則だからこれも議会の議決はいらんないのです。町長の愛のある福祉政策の中で、ご自身で判断できることなんです。最後にその点を申し上げて再々質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。菅原議員が聞いた話としてお話していただきました。そうであるならば私も誰かとは言いませんが、本人から聞いた話、理事者から聞いた話としてお伝えしなければならぬというふうに思います。この話につきましては、この交付が終わったあと本人が私のところにまいりまして、大変ありがたいと感謝申し上げますということで、お礼にきておりました。それが全てだろうというふうに思っております。こうした民間の事業、NPO法人でも民間の株式会社でも同じでしょうけれども、やはりこういった事業を拡大する、あるいは新たな投資をするという場合には、当然、戦略的にそれが事業として成り立つという確信のもとにやられるというのが、これあたり前の話であります。誰も利用者にあとで不安を与えるような、そういったいかげんな考えで投資をする人はございません。そうしたことから補助金に頼らなくても自前で



きるといった判断、それは相当しっかりした計算の基でやられているものというふうに理解をしておりますし、すばらしいことだというふうに感じているところでございます。これからも町は町としてしっかりとそういう福祉政策を進めていくことになっていきますが、これは町だけで全てこういった要望に対応するという事は、どこの町でもできておりません。やはり民間の力をしっかりと借りてそういった形で、そういった障害を持っておられる方が安心してこの町で暮らしていけるという環境を作ることが大事でありますから、補助金の有無にかかわらず、そういったことが本町の中でしっかりと根付くということが大事だと考えております。いろいろな面で相談に乗っていきたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） これで菅原議員の7番目の質問を終わります。

続いて8問目の質問に入ります。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 8番目は簡単にやります。重複しないようにしようと思いましたが、時間がありますのでさせてもらいます。

今朝ほど横山議員とのやりとりについては十分承りました。ただ1点、私は政府の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する町長の見解について、これをしっかりと伺っておきたいと思っております。対応策については答えが返されておりますから結構でございます。

私は、このたびの政府の水田活用の直接支払交付金の見直し、これは政府の国策の誤りだというふうに見ています。若干理由を申し上げます。自民党政府は長年にわたり減反政策を推進し、1995年以降は、米の自由化、家族経営の切り捨てと大規模化によるコスト削減を進めてきました。2018年には、米生産調整の配分を止めて米の需給調整の責任放棄し、米作付けへの直接交付金を廃止し、コロナ禍の中で農業者の自己責任による転作を強いてきました。それに加えて転作を続けたら補助金をカットするというこのたびの見直しは、米生産者を2階に上げて梯子を外すやり方だと言わざるを得ません。町長はどのように見ているのか見解を伺いたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えします。これは議員同様、全くそのとおりだというふうに私も認識しております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 名答弁ですね。私議会に出て、これほど見事な答弁初めてです。どうもおめでとうございました。やはり町長生の言葉できちんとした見解をいただきたいというのが私の趣旨なんです。私は、政府が今回進めている水田活用の直接支払交付金の見直し、これは中止すべきだという考え方を持っています。それで交付金をカットするのであれば、戸別所得補償制度の復活など減収分を補う政策を導入すべきではないのかと思うんです。歯止めのない輸入自由化と大規模化による家族経営の切り捨てを止めて、持続可能な農政に転換するということを国に要求する。このことを強く町長に求めたいと思っておりますがいかがですか。再質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。国の米政策につきましては、戦後の食料難の克服ということで全量買取制度からスタートしております。その後、作付面積の拡大によりまして米が余っ

てきたということから市場原理を導入するという。そして紆余曲折をしながら現在の姿となっ  
てきております。いずれも国の政策転換によりまして農家の皆さん方が、そのたびにご苦勞され  
様々な努力をしながら乗り越えてきたところがございます。そのご苦勞を私はしっかり見て育っ  
ておりますので、それは大変なものだったというふうに今でも思っております。そうした中で今回  
こうした大幅な農業政策の見直しがなされるということにつきましては、農業者を理解する1人とし  
て、これは大変な事態だというふうに思っているところであります。そうしたことで、これから檜  
山管内の町村会もでございますし、渡島もでございます。北海道の町村会もでございます。そうした関係  
する町長方としっかり連携をしながら、この状況をぜひ国に対してもしっかりと届けて少しでも改善  
が図れるような、そうした行動をこれは町ばかりでなくて、農業団体あるいは農業者ともしっかり  
連携をしながらやってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再答弁承りました。私は最後に再々質問で町長に申し上げておきたい点  
がもう一つあります。農業政策において、国策の基本は、保護、育成政策でなきゃならんと私は思  
っております。それで最近の新聞報道によりますと欧州における農業所得に占める各国の補助金の  
割合、これは価格保証と所得補償を合算した割合になりますが、イギリスでは90.5%、ドイツ  
69.7%、フランス94.7%に対して日本は30.2%です。国に対して欧州並みの農業保護  
政策を行って、食糧自給率を高めるように国に求めるべきだということを改めて指摘して質問終わ  
ります。答弁は要りません。

○議長（真柄克紀君） 答弁いらぬそうです。答弁希望がございました。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員とは、多々意見の違いがあるところではありますが、この問題につ  
いては意見一致しています。一緒に頑張りたいと、手を組んで頑張りたいと思っております。よろ  
しくお願いします。

○議長（真柄克紀君） 以上で菅原義幸議員の一般質問を終わります。

#### ◎散会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で本日の議事は終了しましたので、これにて会議を閉じます。

予算審査特別委員会を終了するまで休会といたします。

本日は長時間にわたりご苦勞様でした。

これにて散会いたします。

散会 午後3時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年4月15日

議 長 真 柄 克 紀

署 名 議 員 平 澤 等

署 名 議 員 石 原 広 務

令和4年第1回せたな町議会定例会 第3号

令和4年3月17日（木曜日）

○議事日程（第3号）

1 会期の延長について

○出席議員（12名）

1番 吉田 実 君	2番 梶田 道廣 君
3番 本多 浩 君	4番 橋本 一夫 君
5番 熊野 主税 君	6番 道高 勉 君
7番 大湯 圓郷 君	8番 横山 一康 君
9番 石原 広務 君	10番 平澤 等 君
11番 菅原 義幸 君	12番 真柄 克紀 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高橋 貞光 君
教育委員会教育長	小板橋 司 君
農業委員会会長	原田 喜博 君
選挙管理委員会委員長	大坪 観誠 君
代表監査委員	残間 正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	佐藤 英美 君
財 政 課 長	佐野 英也 君
税 務 課 長	濱 登 幸 恵 君
町民児童課長	濱 口 喜 秋 君
認定こども園長	伊藤 悦 子 君
保健福祉課長	樋 口 靖 君
農 務 課 長	河 原 泰 平 君
水産林務課長	八 木 忠 義 君
建設水道課長	平 田 大 輔 君

会 計 管 理 者	高	橋		純	君
国保病院事務局長	西	村	晋	悟	君
総務課長補佐	小	林	和	仁	君
まちづくり推進課長補佐	阪	井	世	紀	君
財政課長補佐	井	村	裕	行	君
税務課長補佐	奥	村	大	樹	君
町民児童課長補佐	中	川		讓	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
保健福祉課長補佐	藤	谷	知	昭	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課長補佐	吉	田	有	哉	君
建設水道課長補佐	金	澤	喜	嗣	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平	君
国保病院事務局次長	手	塚	清	人	君
総務課主幹	中	山	康	春	君
まちづくり推進課主幹	松	原	孝	樹	君
まちづくり推進課主幹	伊	藤	哲	史	君
まちづくり推進課主幹	竹	内	亜 希	子	君
税務課主幹	小	林	朱	央	君
町民児童課主幹	黒	澤	美 知	子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
保健福祉課主幹	伊	瀬		亮	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農務課主幹	斉	藤		真	君
水産林務課主幹	藤	井	卓	也	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	桑	田	一	良	君
国保病院事務局主幹	三	浦	三 津	枝	君
国保病院事務局主幹	近	藤	智	博	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
地域生活係長	岡	島	讓	二	君
防災係長	又	村		智	君
財政係長	稻	船	洋	志	君
課税係長	竹	内	佑	輔	君
障がい福祉係長	平	田	慎 太	郎	君
保健推進係長	安	藤	麗	香	君

包括支援係	長	大久保	麻未	君
地域支援係	長	金澤	早苗	君
地域支援係	長	田畑	貴子	君
農政係	長	大庭	啓	君
業務係	長	北山	典孝	君
建築係	長	高橋	真一	君
水道係	長	大野	秀幸	君
住宅係	長	吉田	一也	君

《瀬棚支所》

支所	長	神田	昌	君
養護老人ホーム三杉荘	所長	横川	忍	君
次	長	増田	和彦	君
養護老人ホーム三杉荘	次長	平賀	英治	君
福祉係	長	稲船	奈穂子	君

《大成支所》

支所	長	杉村	彰	君
次	長	佐々木	正人	君
主	幹	藤谷	希	君
大成診療所事務	次長	斉藤	哲章	君
福祉係	長	河野	葉子	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	丹羽	優	君
次	長	古畑	英規	君
次	長	杉村	輝明	君
主	幹	長内	解人	君
主	幹	尾野	真也	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	西田	良子	君
係	長	小池	秀樹	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記	長	原	進	君
書記	次長	小林	和仁	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君  
次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君  
次 長 上 野 朋 広 君  
主 事 補 大 辻 省 吾 君

開会 午後1時20分

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんご苦労様です。

ただいまの出席議員12名で定足数に達してございますので、定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会期の延長

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会期の延長についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが、議事進行の都合により3月25日までの8日間延長したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

したがって会期は3月25日までの8日間延長することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で本日の議事は終了しましたので、会議を閉じます。

予算審査特別委員会を終了するまで休会といたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

散会 午後1時21分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年4月15日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 平 澤 等

署名議員 石 原 広 務

## 令和4年第1回せたな町議会定例会 第4号

令和4年3月18日（金曜日）

### ○議事日程（第4号）

- 1 会議時間の延長について
- 2 諸般の報告
- 3 行政報告
- 4 予算審査特別委員会委員長報告
- 5 議案第25号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第26号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第33号 指定管理者の指定について（瀬棚高齢者グループホームあさなぎ）
- 8 議案第34号 指定管理者の指定について（せたな町営牧場）
- 9 議案第1号 令和4年度せたな町一般会計予算
- 10 議案第2号 令和4年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 11 議案第3号 令和4年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 12 議案第4号 令和4年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 13 議案第5号 令和4年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 14 議案第6号 令和4年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 15 議案第7号 令和4年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 16 議案第8号 令和4年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 17 議案第9号 令和4年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 18 議案第10号 令和4年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 19 議案第11号 令和4年度せたな町病院事業会計予算
- 20 議案第36号 令和3年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 21 議案第37号 令和3年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 22 決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略を非難し、平和的解決を求める決議
- 23 意見書案第1号 令和4年度からの米政策に関する意見書
- 24 発議第1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

### （第4号の追加1）

- 1 諸般の報告
- 2 決議案第2号 せたな町議会せたな町社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会設置に関する決議

### ○出席議員（12名）

- |       |    |       |     |
|-------|----|-------|-----|
| 1番 吉田 | 実君 | 2番 梶田 | 道廣君 |
| 3番 本多 | 浩君 | 4番 橋本 | 一夫君 |

5番 熊野主税君	6番 道高勉君
7番 大湯圓郷君	8番 横山一康君
9番 石原広務君	10番 平澤等君
11番 菅原義幸君	12番 真柄克紀君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	小板橋司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	佐藤英美君
財政課長	佐野英也君
税務課長	濱登幸恵君
町民児童課長	濱口喜秋君
認定こども園長	伊藤悦子君
保健福祉課長	樋口靖君
農務課長	河原泰平君
水産林務課長	八木忠義君
建設水道課長	平田大輔君
会計管理者	高橋純君
国保病院事務局長	西村晋悟君
総務課長補佐	小林和仁君
まちづくり推進課長補佐	阪井世紀君
財政課長補佐	井村裕行君
税務課長補佐	奥村大樹君
町民児童課長補佐	中川譲君
保健福祉課長補佐	浜高正明君
保健福祉課長補佐	藤谷知昭君
地域包括支援センター所長	長内京君

農務課長補佐	吉田有哉	君
建設水道課長補佐	金澤喜嗣	君
建設水道課長補佐	鈴木涼平	君
国保病院事務局次長	手塚清人	君
総務課主幹	中山康春	君
まちづくり推進課主幹	松原孝樹	君
まちづくり推進課主幹	伊藤哲史	君
まちづくり推進課主幹	竹内亜希子	君
税務課主幹	小林朱央	君
町民児童課主幹	黒澤美知子	君
保健福祉課主幹	古守亜珠	君
保健福祉課主幹	垣本利子	君
保健福祉課主幹	伊瀬亮	君
地域包括支援センター主幹	今川勇吾	君
農務課主幹	斉藤真也	君
水産林務課主幹	藤井卓也	君
建設水道課主幹	川上佳隆	君
建設水道課主幹	桑田一良	君
国保病院事務局主幹	三浦三津枝	君
国保病院事務局主幹	近藤智博	君
職員厚生係長	尾野裕也	君
地域生活係長	岡島讓二	君
防災係長	又村智	君
財政係長	稲船洋志	君
課税係長	竹内佑輔	君
障がい福祉係長	平田慎太郎	君
保健推進係長	安藤麗香	君
包括支援係長	大久保麻未	君
地域支援係長	大金澤早苗	君
地域支援係長	田畑貴子	君
農政係長	大庭啓孝	君
業務係長	大北典真	君
建築係長	高橋真一	君
水道係長	大野秀幸	君
住宅係長	大吉一也	君

《瀬棚支所》

支所長	神田昌	君
-----	-----	---

養護老人ホーム三杉荘所長	横	川	忍	君
次	長	増	田	和彦君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英	治君
福祉係長	稲	船	奈穂子	君

《大成支所》

支所長	杉	村	彰	君
次長	佐々	木	正	人君
主幹	藤	谷	希	君
大成診療所事務次長	斉	藤	哲	章君
福祉係長	河	野	葉	子君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹	羽	優	君
次長	古	畑	英	規君
次長	杉	村	輝	明君
主幹	長	内	解	人君
主幹	尾	野	真	也君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	西	田	良	子君
係長	小	池	秀	樹君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	原	進	君
書記次長	小	林	和仁君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹	羽	小百合	君
次長	上	野	朋	広君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長	丹	羽	小百合	君
次長	上	野	朋	広君
主事	補	大	辻	省吾君

再開 午後 4時24分

◎開議宣告

- 議長（真柄克紀君） 皆さまご苦労様です。  
ただいまの出席議員12名で定足数に達してございます。定例会を再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議時間の延長

- 議長（真柄克紀君） 日程第1、会議時間の延長についてを議題といたします。  
お諮りいたします。  
全議案の審議が終了するまで時間を延長したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、時間を延長するに決しました。  
ここで予算審査特別委員会が終了するまで休憩といたします。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 6時30分

- 議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（真柄克紀君） 日程第2、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第3 行政報告

- 議長（真柄克紀君） 日程第3、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
町長。

- 町長（高橋貞光君） お許しをいただきましたので2件の行政報告をさせていただきます。

1つ目、貝取潤温泉源泉ポンプ停止に係る温泉供給の停止についてでございます。

2月20日午前4時過ぎに貝取潤温泉流量の減少が確認され、建設水道課職員の調査の結果、貝取潤公営温泉浴場から源泉井戸に通じる町道白泉常磐線において、暴風雪の影響で倒木による送電線が断線され温泉源泉ポンプの停止が確認されました。至急、北電に復旧工事を依頼したところ、人力での復旧が無理なことから町による2月21日、22日に行った最低限の除雪作業終了後の復旧工事となり、2月24日に応急での復旧工事が完了し、2月25日より温泉水を通常どおり供給を開始いたしました。なお事故発生の2月20日から復旧が完了した2月24日までの5日間については貝取潤公営温泉浴場を臨時休業しております。

また、この事故に伴い水産種苗育成センターにも温泉が供給されない影響で、急激な水温低下のストレスにより3月1日現在、アワビ種苗3万9,000個の内、約1万個が斃死するなどの被害が発生しており、現在、残った種苗の生存の確保に努めております。しかし2月27日、午前4時過ぎ再び温泉流量の低下が確認され、2月28日調査の結果、復旧した送電線から5号井までの区間において、北電の設備異常と急激な暖気による雪崩の発生により、電柱、電線に損傷を受けており5号井の復旧が困難と判断し、既存井戸の3号井、4号井の源泉量の調整により、貝取澗公営温泉浴場については2月28日を臨時休業して、3月1日より営業を再開いたしました。湯量の減少による露天風呂の閉鎖とボイラーでの加温による対応をしているところです。現在、貝取澗温泉5号井源泉ポンプに係る本復旧工事については、町道白泉常磐線において断続的に雪崩が発生しており、2次災害を防ぐ上でも、今後の積雪や雪崩状況を判断し除雪作業を完了後、北電と早期の復旧工事について日程を調整するなど対応を急いでいるところでございます。

2つ目ですが、次に再生可能エネルギー推進室の設置についてでございます。

現在、町では地域エネルギービジョン策定や再生可能エネルギーゾーンニング事業を実施しており、今後は2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。これら事業の実施にあたり令和4年4月1日付で、まちづくり推進課内に再生可能エネルギー推進室を設置いたします。なお再生可能エネルギー推進室の職員として、北海道から地域振興派遣による職員1名の派遣が決まりましたので併せてお知らせいたします。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 予算審査特別委員会委員長報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、予算審査特別委員会に付託した議案第1号から第11号までと議案第25号、26号、33号及び第34号の予算審査特別委員会における審査につきまして、特別委員会委員長の報告を求めます。

梶田委員長。

○2番（梶田道廣君） ただいまの件につきまして、本議会定例会中3月2日、当予算審査特別委員会に付託された令和4年度各会計予算議案第1号から議案第11号までと、予算関連一般議案、議案第25号、議案第26号、議案第33号及び議案第34号の計15議案について予算審査特別委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当特別委員会は3月14日から18日にわたり委員会を再開し、各会計歳入歳出予算書及び付属書類について説明を受け質疑を行い、慎重かつ精力的に審査した経過において議案第1号令和4年度せたな町一般会計予算については修正動議を可決し、原案については修正を除く一部可決としたものです。ほか議案14件については原案可決と決定いたしました。

議長に進言いたします。当特別委員会は議長を除く11名で構成されており、審議は十分に尽くされておりますので全15議案とも質疑を省略し、討論、採決に入られることを進言して、せたな町議会予算審査特別委員会の審査報告といたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） ただいまの予算審査特別委員会委員長報告は、議案第1号は、先ほど提出された社会福祉協議会補助金全てを減額する修正動議を可決し、それを除く部分を可決するというものです。そのほか14議案は原案可決と決したとしますのでございます。また特別委員会は議長を除く11名で構成され、審査は十分に尽くされているので質疑を省略し、討論、採決に入られたいとの進言がありましたので、委員長進言どおり取り計らってまいります。

◎日程第5 議案第25号

○議長（真柄克紀君） 日程第4、議案第25号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第26号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第26号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第33号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第33号指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。



これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第8 議案第34

○議長(真柄克紀君) 日程第8、議案第34号指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第9 議案第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第9、議案第1号令和4年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会を通じ修正動議が提出されております。これより修正案についての討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 続いて原案についての討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより本案に対する榊田道廣議員から提出された修正案について起立により採決いたします。本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除く部分については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第10、議案第2号令和4年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第11、議案第3号令和4年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第4号

○議長（真柄克紀君） 日程第12、議案第4号令和4年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第5号

○議長(真柄克紀君) 日程第13、議案第5号令和4年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第6号

○議長(真柄克紀君) 日程第14、議案第6号令和4年度せたな町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第7号

○議長(真柄克紀君) 日程第15、議案第7号令和4年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第8号

○議長(真柄克紀君) 日程第16、議案第8号令和4年度せたな町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第9号

○議長(真柄克紀君) 日程第17、議案第9号令和4年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第10号

○議長(真柄克紀君) 日程第18、議案第10号令和4年度せたな町風力発電事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第11号

○議長(真柄克紀君) 日程第19、議案第11号令和4年度せたな町病院事業会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長(真柄克紀君) お諮りします。

先ほど議員から決議案第2号せたな町議会せたな町社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会設置に関する決議が提出されました。

これを日程に追加し議題といたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、決議案第2号を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

追加日程表と議案を配付するあいだ暫時休憩といたします。

休憩 午後 6時46分

再開 午後 6時48分

○議長(真柄克紀君) 休憩を解き会議を再開いたします。

◎追加日程第1 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 追加1の日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎追加日程第2 議決案第2号

○議長（真柄克紀君） 追加1の日程第2、決議案第2号せたな町議会せたな町社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柘田議員。

○2番（柘田道廣君） せたな町議会せたな町社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会設置に関する決議。せたな町議会せたな町社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会を設置するものであります。

目的、せたな町社会福祉協議会の補助金の使途について調査することを目的とするものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり特別委員会を設置することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに調査特別委員会を設置し閉会中の継続調査といたします。

ここで調査特別委員会は別室において正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時49分

再開 午後 6時59分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

これから諸般の報告をいたします。

社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に柘田道廣議員、副委員長に道高勉議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第20 議案第36号

○議長（真柄克紀君） 日程第20、議案第36号令和3年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その6の1ページでございます。今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に137万5,000円を追加し、補正後の予算総額を12億6,281万3,000円とするものでございます。

その内容でございますが4ページでございます。歳出では、8款諸支出金、2項他会計繰出金、1目繰出金において、国保病院事業会計に繰出する医療用画像管理システムに係る経費について補正をお願いするものでございます。

歳入は、道補助金、保険給付費等交付金をもって収支の均衡を図っております。

なお本補正予算につきましては、3月2日、議会初日に提案議決をいただいた補正予算において同補助金計上漏れのため追加提案となるものであります。

今後このようなことのないよう取り組んでまいります。大変申し訳ありませんでした。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については提案理由の説明でご理解いただけるものと思っております。

内容説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第37号

○議長（真柄克紀君） 日程第21、議案第37号令和3年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に224万9,000円を追加し、補正後の予算総額を3億826万2,000円とするものでございます。

その内容でございますが8ページでございます。歳出では1款事業費用、1項営業費用、1目総務費において、令和3年度分の消費税及び地方消費税中間申告納付の経費について補正をお願いするものでございます。

歳入は、簡易水道事業基金繰入金をもって収支の均衡を図ってございます。

本案につきましても、3月2日、議会初日に提案議決をいただいたところでございますが、令和2年度決算に基づく消費税及び地方消費税の中間申告にあたり、納付額の見込み違いにより消費税及び地方消費税納付額に不足を生じることとなりました。今後、関係課、さらには関係課相互のチェック、決裁時における担当課内でのチェックを徹底するよう取り組んでまいります。大変重ねて申し訳ございませんでした。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 内容は提案理由の説明でご理解いただけるものと思います。

内容説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第22 議決案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第22、決議案第1号ロシアによるウクライナへの軍事侵略を非難し、平和的解決を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 決議案第1号ロシアによるウクライナへの軍事侵略を非難し、平和的解決を求める決議について提案いたします。ご承知のとおり本決議案の賛成議員は、全員の皆さんでございます。したがって提案理由の内容につきましては、決議案文を持って変えたいと思いません。

以上でございます。

全員の皆さんのご賛同をお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。



これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 意見書案第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第23、意見書案第1号令和4年度からの米政策に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤議員。

○10番(平澤 等君) 提案理由の説明をいたします。これは産業教育常任委員会からの提案でございます。よろしくお願いいたします。

令和4年度からの米政策に関する意見書案、昭和40年代半ばから水稻作付の生産調整を余儀なくされ、地域の特色に合った作物を選択し作付け転換を行いながら米の需給安定、地域の生産基盤の強化、時代のニーズに合わせた農業農村整備事業に努めております。昨年12月の直接支払い交付金の急激な見直しによって、米の作付けのみならず小麦、大豆、牧草といった転換作物の需給及び輪作体系にも影響が及ぶと予測されます。田から畑地化したほ場が増加すると、組合員の減少に拍車がかかり、用排水路1人当たりの維持管理費が増大するばかりでなく、水路愛護組合や地域で管理している農業用排水施設を維持することが出来なくなる場合も考えられ、将来的には地域崩壊につながりかねません。将来的に農業農村整備事業を行う場合にも田畑が混在し時代のニーズに合った基盤整備など事業推進にも支障をきたすこととなります。今後の水田活用の直接支払い交付金の詳細なルール設定に当たっては地域の現状を鑑み、十分な配慮と慎重な検討を望むものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

○議長(真柄克紀君) 意見書案第1号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、意見書案第1号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第24 発議第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第24、発議第1号を議題といたします。

三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することと決しました。

◎閉議宣告

○議長(真柄克紀君) お諮りいたします。

今定例会に附議された事件の審議は全て終了いたしました。

よって会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣言

○議長(真柄克紀君) 以上をもちまして、令和4年第1回せたな町議会定例会を閉会いたします。

どうも長時間にわたりご苦勞様でした。

閉会 午後7時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年4月15日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 平 澤 等

署名議員 石 原 広 務